

2018年度
学 生 便 覧

神戸大学大学院国際協力研究科
**Graduate School of International Cooperation
Studies
KOBE UNIVERSITY**

2018年度 予定表

※日程が変更される可能性がありますので、掲示板・時間割表等も合わせて確認してください。

博士課程前期課程 1年			博士課程前期課程 2年			博士課程後期課程 1～3年		
4月	1日	前期開始	4月	1日	前期開始	4月	1日	前期開始
	3日	入学式・新入生ガイダンス・オリエンテーション (GSICS)		5日	前期授業開始 (日本語・英語コース)		1日	【経済学、学術(経済学系)】博士論文提出資格試験申請期間 (～10日)
	4日	入学式 (全学)		6日	履修登録期間 (～19日)		1日	【9月修了者】博士論文提出期間 (～6月20日)
	5日	前期授業開始 (日本語・英語コース)		16日	【9月修了者】修士論文題目届提出期限		3日	入学式・新入生ガイダンス・オリエンテーション (GSICS)
	6日	履修登録期間 (～19日)		20日	【前期・1Q】履修取消期間 (～26日)		4日	入学式 (全学)
	20日	【前期・1Q】履修取消期間 (～26日)					5日	前期授業開始 (日本語・英語コース)
5月	15日	【休業日】本学創立記念日	5月	15日	【休業日】本学創立記念日	5月	15日	【休業日】本学創立記念日
6月	25日	【2Q】履修取消期間 (～7月1日)	6月	25日	【2Q】履修取消期間 (～7月1日)	6月	16日	【経済学、学術(経済学系)】博士論文提出資格試験
7月	24日	前期授業終了(日本語・英語コース) 2Q授業は8月8日まで	7月	17日	【9月修了者】修士論文提出期限	6月	20日	【9月修了者】博士論文提出期限
	25日	期末試験期間 (～31日)		24日	前期授業終了(日本語・英語コース) 2Q授業は8月8日まで	7月	25日	【2Q】履修取消期間 (～7月1日)
8月	1日	集中講義期間 (～9月30日)	8月	25日	期末試験期間 (～31日)		24日	前期授業終了(日本語・英語コース) 2Q授業は8月8日まで
	8日	夏季休業期間(～9月30日)		1日	集中講義期間 (～9月30日)	8月	25日	期末試験期間 (～31日)
				8日	夏季休業期間(～9月30日)		1日	集中講義期間 (～9月30日)
				下旬	【9月修了者】修士論文最終試験 【最終試験から1週間以内】 修士論文差し替え期限		8日	夏季休業期間(～9月30日)
9月	30日	前期終了	9月	25日	修士学位記授与式 (GSICS)	9月	25日	博士学位記授与式 (全学)
10月	1日	後期開始	9月	30日	前期終了	9月	30日	前期終了
	1日	後期授業開始 (日本語コース)	10月	1日	後期開始	10月	1日	後期開始
	1日	履修登録期間 (～15日)		1日	後期授業開始 (日本語コース)		1日	【経済学、学術(経済学系)】博士論文提出資格試験申請期間 (～10日)
	3日	入学式・新入生ガイダンス (英語コース)		1日	履修登録期間 (～15日)		1日	【3月修了者】博士論文提出期間 (～12月20日)
	4日	後期授業開始 (英語コース)		4日	後期授業開始 (英語コース)		1日	後期授業開始 (日本語コース)
	16日	【後期・3Q】履修取消期間 (～22日)		16日	【後期・3Q】履修取消期間 (～22日)		1日	履修登録期間 (～15日)
11月	12日	研究計画書提出期限		31日	【3月修了者】修士論文題目届提出期限		3日	入学式・新入生ガイダンス (英語コース)
12月	17日	【4Q】履修取消期間 (～23日)	11月			11月	4日	後期授業開始 (英語コース)
	25日	冬季休業期間 (～1月6日)	12月	17日	【4Q】履修取消期間 (～23日)	12月	17日	【4Q】履修取消期間 (～23日)
1月	7日	月曜授業振替日 (開講日)		25日	冬季休業期間 (～1月6日)	12月	20日	【3月修了者】博士論文提出期限
	28日	後期授業終了(日本語・英語コース) 4Q授業は2月12日まで	1月	7日	月曜授業振替日 (開講日)		25日	冬季休業期間 (～1月6日)
	29日	期末試験期間 (～2月4日)		28日	後期授業終了(日本語・英語コース) 4Q授業は2月12日まで	1月	7日	月曜授業振替日 (開講日)
2月	5日	集中講義期間 (～3月15日)		29日	期末試験期間 (～2月4日)		28日	後期授業終了(日本語・英語コース) 4Q授業は2月12日まで
				31日	【3月修了者】修士論文提出期限		29日	期末試験期間 (～2月4日)
3月	31日	後期終了	2月	5日	集中講義期間 (～3月15日)	2月	5日	集中講義期間 (～3月15日)
				下旬	【3月修了者】修士論文最終試験 【最終試験から1週間以内】 修士論文差し替え期限	3月	25日	博士学位記授与式 (全学)
			3月	26日	修士学位記授与式 (全学・GSICS)	3月	31日	後期終了

目 次

神戸大学大学院国際協力研究科の沿革	1
I 教学規則等	
神戸大学教学規則	3
神戸大学共通細則	2 5
II 研究科規則等	
神戸大学大学院国際協力研究科規則	2 9
神戸大学大学院国際協力研究科研究生規程	4 1
特別研究学生内規	4 3
特別聴講学生内規	4 4
III 履修関係	
国際協力研究科(日本語コース)博士課程履修マニュアル	4 5
教育職員免許状の所要資格の取得等	5 7
成績認定に関わるガイドライン	6 1
神戸大学大学院国際協力研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての 申合せ	6 2
神戸大学大学院国際協力研究科追試験に関する内規	6 3
神戸大学大学院国際協力研究科試験等における不正行為に対する措置に関する申合せ	6 5
神戸大学大学院国際協力研究科不正行為防止ガイドライン	6 6
神戸大学大学院国際協力研究科海外実習実施要項	7 1
神戸大学大学院国際協力研究科インターンシップ実施要項	7 2
神戸大学大学院国際協力研究科特殊研究報告実施要項	7 4
神戸大学大学院国際協力研究科ワークショップ実施要項	7 5
神戸大学大学院国際協力研究科高度海外研究実施要項	7 6
国際協力研究科学生の留学に関する申合せ	7 8
神戸大学大学院国際協力研究科と大阪大学大学院国際公共政策研究科との間における 単位の相互認定に関する協定書	7 9
神戸大学大学院国際協力研究科と名古屋大学大学院国際開発研究科との間における 単位の相互認定に関する協定書	8 0
神戸大学大学院国際協力研究科と広島大学大学院国際協力研究科との間における 単位の相互認定に関する協定書	8 1
IV 学位関係	
神戸大学学位規程	8 3
神戸大学学位規程国際協力研究科細則	8 8
神戸大学学位規程国際協力研究科細則に関わる内規	9 0
神戸大学学位規程第14条第2項に関する内規	9 1
研究科規則第28条第2項に関する内規	9 1
国際協力研究科 学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)	9 2
神戸大学大学院国際協力研究科学位論文等の評価基準	9 4

神戸大学大学院国際協力研究科修士論文提出要領	9 5
修士論文関係等の手続きについての申合せ	9 7
神戸大学大学院国際協力研究科「博士論文提出資格試験・審査」実施細則及び実施要項	9 8
博士論文作成スケジュール（指針）	1 0 4
神戸大学大学院国際協力研究科博士論文指導要領	1 0 6
神戸大学大学院国際協力研究科博士論文審査要領	1 0 6
神戸大学大学院国際協力研究科博士論文提出要領	1 0 7
神戸大学大学院国際協力研究科博士前期課程における早期修了に関する内規	1 1 1
神戸大学大学院国際協力研究科ダブル・ディグリー・プログラム協定大学の交流学生に係る 早期修了に関する申合せ	1 1 2

V 学生関係

(1) 学生関係規程

神戸大学における授業料，入学科，検定料及び寄宿料の額に関する規程	1 1 3
神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	1 1 5
神戸大学学生健康診断規程	1 1 8
神戸大学学生表彰規程	1 1 9
神戸大学学生表彰に関する申合せ	1 2 0
神戸大学学生懲戒規則	1 2 1
神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ	1 2 2

(2) 海外渡航に関すること

海外渡航安全対策マニュアル	1 2 3
留学生危機管理制度（OSSMA）に基づく海外渡航	1 2 9

(3) 学生の心得

学生の心得	1 3 3
就職に関する相談・情報収集について	1 3 8

(4) 神戸大学大学院国際協力研究科院生協議会等に関すること

神戸大学大学院国際協力研究科院生協議会規約	1 3 9
神戸大学大学院国際協力研究科研究会会則	1 4 4
神戸大学大学院国際協力研究科大学院生研究室一覧	1 4 5

VI その他

(1) 情報処理室・共同資料室に関すること

六甲台情報処理室利用規程	1 4 7
神戸大学六甲台第5学舎情報処理室利用規程	1 4 8
神戸大学大学院国際協力研究科共同資料室利用要項	1 4 9

(2) 凌霜会

一般社団法人凌霜会定款	1 5 1
-------------	-------

(3) 神戸大学施設一覧等

六甲台地区 建物配置図	1 5 3
六甲台第1キャンパス 学舎平面図	1 5 5
工学部・都市安全研究センター 建物配置図	1 6 2

神戸大学大学院国際協力研究科の沿革

- 1992 年 10 月 国際協力研究科設置／国際開発政策専攻（博士課程前期課程）設置
初代研究科長に村上敦教授が就任
- 1993 年 4 月 国際協力政策専攻（博士課程前期課程）設置
国際開発政策専攻／国際協力政策専攻（博士課程前期課程）第 1 期生入学
- 1994 年 4 月 地域協力政策専攻（博士課程前期課程）設置・第 1 期生入学
- 1995 年 4 月 国際開発政策専攻／国際協力政策専攻（博士課程後期課程）設置・第 1 期生入学
- 1996 年 4 月 地域協力政策専攻（博士課程後期課程）設置・第 1 期生入学
- 1999 年 10 月 開発協力特別コース（博士課程後期課程）設置・第 1 期生入学
- 2000 年 9 月 六甲台第五学舎（国際協力研究科棟）竣工
- 2001 年 4 月 人材育成奨学計画（JDS）開始
- 2002 年 10 月 国際協力英語コース（博士課程前期課程）設置・第 1 期生入学
- 2003 年 10 月 ヤングリーダーズプログラム地方行政コース設置（～2008 年 9 月）
- 2004 年 4 月 国立大学法人法の施行に伴い「国立大学法人神戸大学」に移行
- 2006 年 10 月 国際協力英語コースと開発協力特別コースを開発政策特別コース（前期・後期課程一貫）に改称
- 2007 年 4 月 プログラム制導入
- 2007 年 10 月 インドネシア・リンケージ・プログラム開始
- 2008 年 10 月 世界銀行奨学金制度開始
- 2011 年 10 月 アジア開発銀行日本奨学金プログラム（ADB-JSP）開始
- 2012 年 9 月 キャンパスアジア・プログラム開始
- 2014 年 10 月 アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）「修士課程及びインターンシップ」プログラム開始

神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

改正	平成17年3月17日	平成17年11月22日
	平成17年12月20日	平成18年3月22日
	平成18年12月26日	平成19年3月20日
	平成19年3月20日	平成19年3月27日
	平成19年12月25日	平成20年3月18日
	平成21年3月18日	平成22年3月23日
	平成22年10月26日	平成23年3月22日
	平成24年3月21日	平成24年9月26日
	平成25年3月27日	平成25年10月29日
	平成26年3月26日	平成26年5月20日
	平成27年3月23日	平成27年9月29日
	平成28年3月22日	平成28年6月21日
	平成29年3月21日	

目 次

第1章 総則(第1条―第9条)

第2章 学部

第1節 入学(第10条―第21条)

第2節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第22条―第39条)

第3節 留学及び休学(第40条―第44条)

第4節 退学及び除籍(第45条―第47条)

第5節 卒業要件及び学士の学位(第48条・第49条)

第6節 授業料(第50条―第54条)

第7節 賞罰(第55条・第55条の2)

第3章 大学院

第1節 入学(第56条―第62条)

第2節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第63条―第71条)

第3節 準用規定(第72条―第77条)

第4章 学位プログラム(第77条の2)

第5章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第78条―第83条)

第6章 授業料, 入学料及び検定料の額(第84条・第84条の2)

第7章 教育職員免許状(第85条)

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第29条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章(平成14年5月16日制定)に則り、行うものとする。

(学部)

第3条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科、発達コミュニティ学科、環境共生学科、子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物学科、惑星学科

医学部 医学科、保健学科

工学部 建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科、情報知能工学科

農学部 食料環境システム学科、資源生命科学科、生命機能科学科

海事科学部 グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻、社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻、グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻、人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	理論法学専攻、政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻、市民工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻、資源生命科学専攻、生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻、国際協力政策専攻、地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	修士課程

- 2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は，これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(学 年)

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

(休 業 日)

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は，学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学 部

第1節 入 学

(入 学 許 可)

第10条 学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し，入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により，前号に相当する学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 23 年文部省告示第 47 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成 13 年文部科学省告示第 167 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入 学 期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編 入 学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部は、学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

- 第28条** 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)及び神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程(平成28年3月22日制定)で定める。
- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

- 第29条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。
- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2** 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3** 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4** 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第34条** 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 2** 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
 - 3** 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
 - 4** 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
 - 5** 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第34条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 2** 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
 - 3** 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留 学 及 び 休 学

(留 学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するとき、医学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退 学 及 び 除 籍

(退 学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学科等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学科の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学科を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあつては、128単位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授 業 料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があつたときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成17年2月17日制定)で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成16年4月1日制定)で定める。

第3章 大 学 院

第1節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したものの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第 59 条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したものの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進 学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。
- 人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年
- 4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は、本学、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1年履修コース)にあつては、1年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第68条 博士課程(医学研究科の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

- 第71条** 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準 用 規 定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位)」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EU エキスパート人材養成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

- 第80条** 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

- 第81条** 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
 - 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
 - 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

- 第82条** 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

- 第83条** 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第6章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

- 第84条** 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

- 第84条の2** 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
 - 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
 - 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
 - 5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
 - 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第7章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第85条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成16年4月1日制定)第1条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学学則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成16年3月31日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部 商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程

自然科学研究科

前期2年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻

後期3年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則(平成17年3月17日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中発達科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第34条第3項、第56条、第58条及び第59条の改正規定は、平成16年12月13日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成17年11月22日)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第13条第1項第2号及び第56条第2号の規定については、平成17年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月22日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月26日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年3月20日から施行し、改正後の神戸大学学則の規定は、平成19年3月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第67条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻、建設学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能工学専攻、応用動物学専攻、植物資源学専攻、生物環境制御学専攻、生物機能化学専攻、食料生産環境工学専攻、海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻、数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻、海事科学専攻、生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成19年3月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日)

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項、第10条第8号、第11条第1項第5号、第13条第1項第2号及び第3号、第22条第1項、第56条第2号及び第8号、第58条第1号、第59条第6号、第68条第2項並びに第69条第2項及び第4項の規定は、平成19年12月26日から適用する。ただし、別表第1学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成22年4月1日から施行する。

2 農学部応用動物学科、植物資源学科、生物環境制御学科、生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程、海上輸送システム学課程及びマリネンエンジニアリング課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻及び保健学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成21年3月18日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 工学研究科情報知能学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成22年10月26日)

この規則は、平成22年10月26日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 経営学研究科博士課程マネジメント・システム専攻、会計システム専攻、市場科学専攻及び現代経営学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成24年9月26日)

この規則は、平成24年9月26日から施行する。

附 則(平成25年3月27日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第3条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 人間発達環境学研究科心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻及び人間表現専攻は、改正後の新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成25年10月29日)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月20日)

この規則は、平成26年5月20日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月23日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 平成27年度から平成29年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員、平成27年度から平成31年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員、平成27年度から平成36年度までのこれらの総定員並びに平成27年度の海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリネンエンジニアリング学科、海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。(附則別表第1表記略)

5 平成27年度から平成28年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。(附則別表第2表記略)

附 則(平成28年3月22日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻及び別表の改正規定により入学定員を改める博士課程前期課程の専攻の平成28年度の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。(附則別表表記略)

附 則(平成28年6月21日)

この規則は、平成28年6月21日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月21日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科及び人間環境学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の平成29年度から平成31年度までの総定員並びに学部の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。(附則別表第1表記略)

4 別表の改正規定により入学定員を改める専攻の平成29年度から平成31年度までの総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。(附則別表第2表記略)

別表 収容定員

1 学部

区 分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文 学 部	人文学科		100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科		140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科		100				5	5	410	
	環境共生学科		80				3	3	326	
	子ども教育学科		50				2	2	204	
法 学 部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経 済 学 部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経 営 学 部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理 学 部	数学科		28	153			学科共通 25	25	112	662
	物理学科		35						140	
	化学科		30						120	
	生物学科		25						100	
	惑星学科		35						140	
医 学 部	医学科		100	260	5	5		10	625	1,285
	保健学科	看護学専攻	80							
		検査技術科学専攻	40							
		理学療法学専攻	20							
		作業療法学専攻	20							
工 学 部	建築学科		93	565			学科共通 20	20	372	2,300
	市民工学科		63						252	
	電気電子工学科		93						372	
	機械工学科		103						412	
	応用化学科		106						424	
	情報知能工学科		107						428	
農 学 部	食料環境システム学科		36	160			学科共通 10	10	144	660
	資源生命科学科		55				220			
	生命機能科学科		69				276			
海 事 科 学 部	グローバル輸送科学科		80	200			学科共通 10	10	320	820
	海洋安全システム科学科		40				160			
	マリンエンジニアリング学科		80				320			
合 計				2,518		5		145		10,587

2 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博 士 課 程						専 門 職 学位課程		修士課程		博 士 課 程						専 門 職 学位課程	
				前 期		後 期								前 期		後 期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻			17		8								34		24					
	社会動態専攻			27	44	12	20							54	88	36	60				
国際文化学研究科	文化相關専攻			18		6								36		18					
	グローバル文化専攻			29	47	9	15							58	94	27	45				
人間発達環境 学研究科	人間発達専攻			51		11								102		33					
	(1年履修コース)			4	91		17							4	178		51				
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	理論法学専攻			25		14								50		42					
	政治学専攻			12	37	6	20							24	74	18	60				
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	34	34							102	102	102	102				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22		4								44		12					
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28	122	6	29							56	244	18	87				
	生物学専攻			24		7								48		21					
	惑星学専攻			24		7								48		21					
医学研究科	バイオメディカルサイエ ンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻									100	100									400	400
保健学研究科	保健学専攻			54	54	25	25							108	108	75	75				
工学研究科	建築学専攻			64		8								128		24					
	市民工学専攻			42		6								84		18					
	電気電子工学専攻			64	316	8	42							128	632	24	126				
	機械工学専攻			76		10								152		30					
	応用化学専攻			70		10								140		30					
システム情報 学研究科	システム科学専攻			28		3								56		9					
	情報科学専攻			21	73	3	14							42	146	9	42				
	計算科学専攻			24		8								48		24					
農学研究科	食料共生システム学専攻			26		6								52		18					
	資源生命科学専攻			42	120	8	25							84	240	24	75				
	生命機能科学専攻			52		11								104		33					
海事科学研究科	海事科学専攻			75	75	11	11							150	150	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻			26		8								52		24					
	国際協力政策専攻			22	70	7	23							44	140	21	69				
	地域協力政策専攻			22		8								44		24					
科学技術イノベ ーション研究科	科学技術イノベーション専 攻	40	40									80	80								
合 計		65		1, 183		295		100		149		130		2, 362		885		400		378	

神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 16 年 7 月 29 日	平成 16 年 12 月 21 日
	平成 17 年 6 月 30 日	平成 17 年 12 月 28 日
	平成 19 年 3 月 30 日	平成 20 年 3 月 18 日
	平成 21 年 12 月 8 日	平成 23 年 3 月 31 日
	平成 24 年 3 月 14 日	平成 25 年 3 月 27 日
	平成 26 年 3 月 26 日	平成 26 年 9 月 30 日
	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日

(入 学 志 願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣 誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

- 4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。
- 5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。
- 6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠 席 届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び可否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健 康 診 断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様 式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月29日)

この細則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則(平成16年12月21日)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月8日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日)

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際現在在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月14日)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日)

この細則は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別紙様式第9号の改正規定（「外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票」に改める部分に限る。）は、平成24年7月9日から適用する。

附 則(平成26年3月26日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者で神戸大学共通細則の一部を改正する細則(平成24年3月14日制定)附則第2項の規定により、なお従前の例によるとされた者に係るこの細則による改正後の神戸大学共通細則の規定の適用については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月30日)

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1号～9号 表記略)

神戸大学大学院国際協力研究科規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 16 年 7 月 29 日	平成 17 年 3 月 31 日
	平成 18 年 2 月 17 日	平成 18 年 9 月 22 日
	平成 19 年 3 月 30 日	平成 20 年 1 月 21 日
	平成 20 年 3 月 31 日	平成 21 年 2 月 12 日
	平成 21 年 3 月 11 日	平成 23 年 3 月 29 日
	平成 23 年 9 月 27 日	平成 24 年 3 月 21 日
	平成 25 年 3 月 27 日	平成 26 年 3 月 26 日
	平成 26 年 6 月 9 日	平成 27 年 3 月 31 日
	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 11 月 30 日
	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 23 日
	平成 29 年 9 月 22 日	

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき、神戸大学大学院国際協力研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第 1 条の 2 研究科は、国際社会の発展に貢献しうる優秀な人材を養成するため、専門性、学際性及び実践性を重視した教育研究を行うことを目的とする。

(課 程)

第 2 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程はこれを前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び講座)

第 3 条 研究科に置く専攻及び講座は、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	講座名
国際開発政策専攻	開発経済論
	開発政策論
	開発計画論
	国際構造調整論
	比較経済発展論
	地域経済論
	日本経済論
国際協力政策専攻	国際協力法
	トランスナショナル関係論
	政治社会発展論
	国際比較法制
	国際変動論
	現代政治論
地域協力政策専攻	開発運営論
	制度構築論
	国際防災論
	保健医療論
	教育協力論

(各専攻における教育研究上の目的)

第3条の2 各専攻における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際開発政策専攻

前期課程においては、経済学に基づき開発援助に関わる諸問題を体系的に教育研究し、多様な知識及び能力をもって経済開発に携わる人材を養成することを目的とし、後期課程においては、開発経済学を中心として国際協力に関する政策の立案及び理論の彫琢について教育研究し、高度な研究・実務の専門家及び教育者を養成することを目的とする。

(2) 国際協力政策専攻

前期課程においては、国際的な枠組み及び開発途上国の政治社会の実態を踏まえ、多面的な国際協力に関わる政策及び理論を教育研究し、国際社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とし、後期課程においては、社会科学の理論及び応用的知識を教育研究し、高度な研究・実務の専門家及び教育者を養成することを目的とする。

(3) 地域協力政策専攻

前期課程においては、開発途上国の諸社会の特徴及び分野別協力を教育研究し、応用的・実践的な政策学に携わる国際的人材を養成することを目的とし、後期課程においては、開発途上国を文化別・地域別に取り上げ、特定の協力分野に関する地域協力政策を教育研究し、高度な研究・実務の専門家及び教育者を養成することを目的とする。

(開発政策特別コース)

第4条 研究科に開発政策特別コースを置く。

第5条 削除

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第8条 専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長の任期は、2年とする。

4 専攻長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(前期課程の入学資格)

第9条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院国際協力研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、研究科の前期課程に入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（後期課程の入学資格）

第10条 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示118号）
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（進 学）

第11条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

（再 入 学）

第11条の2 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(選考方法等)

第 12 条 入学志願者に対する選考方法、志願手続等は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(標準修業年限)

第 13 条 研究科の標準修業年限は、前期課程 2 年、後期課程 3 年の 5 年とする。

(在学年限)

第 14 条 学生は、前期課程にあつては 4 年、後期課程にあつては 6 年を超えて在学することはできない。

(教育方法等)

第 15 条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第 16 条 研究科の授業科目、単位数等は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがあり、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

(単位の計算基準)

第 17 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習等については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 18 条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(研究指導委員)

第 19 条 第 29 条に規定する資格審査に合格した学生ごとに、研究指導委員を置くことができる。

2 研究指導委員は、指導教員を補佐する。

(学修計画)

第 20 条 学生は、指導教員の承認を得て、入学後所定の期日までに学修計画を研究科長に提出し、許可を受けなければならない。

(授業科目の履修)

第 21 条 学生は、履修しようとする授業科目(他のコースの授業科目を含む。)を指定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の専門科目(専門基礎科目を除く。以下同じ。)を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長又は当該学部長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項の規定により履修した他のコース又は他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、合わせて 12 単位を限度として、第 31 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 22 条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定を締結している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかず外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、8 単位(ダブル・ディグリー・プログラムにより外国の大学の大学院において修得した単位にあつては、10 単位)を限度として第 31 条に規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 22 条の 2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて、8 単位(ダブル・ディグリー・プログラムにより外国の大学の大学院において修得した単位にあつては、10 単位)を限度として、第 31 条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 23 条 教学規則第 75 条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、10 単位を限度として第 31 条に規定する単位として認めることができる。

(授業科目の認定制限)

第 23 条の 2 第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項、第 22 条の 2 第 3 項及び前条第 3 項に規定する単位の認定できる合計単位数は、第 21 条から前条までの規定にかかわらず 12 単位を限度とする。

(他研究科、他大学大学院等の研究指導)

第 24 条 学生は、教授会の議を経て、本学の他の研究科又は研究科と協定している他大学の大学院若しくは研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、1 年を超えないものとする。

(留 学)

第 25 条 学生は、第 22 条及び前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第 13 条に規定する標準修業年限に算入する。

(休 学)

第 26 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して前期課程にあつては 2 年、後期課程にあつては 3 年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 27 条 削除

(単位の授与)

第 28 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試験若しくは研究報告により、又はこれらの併用により行う。

(博士論文提出資格審査)

第 29 条 博士論文題目の関連分野に関する理解等を判定するため、博士論文提出資格審査を行う。

2 前項の資格審査に合格しなければ、博士論文を提出することができない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 30 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び神戸大学学位規程国際協力研究科細則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 30 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(前期課程の修了要件)

第31条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、別表第1の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第32条 博士課程の修了要件は、前期課程又は修士課程修了後、後期課程に3年以上在学し、別表第2の定めるところに従って14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条の2 学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第33条 所定の課程を修了した者には、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

修士の学位を授与する場合

国際開発政策専攻 国際学又は経済学

国際協力政策専攻 国際学、法学又は政治学

地域協力政策専攻 国際学、法学又は経済学

博士の学位を授与する場合

国際開発政策専攻 学術又は経済学

国際協力政策専攻 学術、法学又は政治学

地域協力政策専攻 学術、法学又は経済学

(特別聴講学生)

第34条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第35条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研 究 生)

第36条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第 37 条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2** 研究科において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第 3 のとおりとする。

(雑 則)

- 第 38 条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

- 1** この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、改正後の神戸大学大学院国際協力研究科規則の規定にかかわらず、神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の規定による廃止前の神戸大学大学院国際協力研究科規則の規定の例による。
- 3** 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成 16 年 7 月 29 日)

- 1** この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日)

- 1** この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3** 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成 18 年 2 月 17 日)

- 1** この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 10 条第 2 号の規定は平成 17 年 10 月 1 日から、同条第 6 号の規定は平成 17 年 12 月 1 日から適用する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3** 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成 18 年 9 月 22 日)

- 1** この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日)

- 1** この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3** 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成 20 年 1 月 21 日)

この規則は、平成 20 年 3 月 31 日から施行し、改正後の第 9 条第 2 号の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日)

- 1** この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3** 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成 21 年 2 月 12 日)

この規則は、平成 21 年 2 月 16 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 11 日)

- 1** この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3** 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日)

- 1** この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月 27 日)

- 1** この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

- 1** この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 6 月 9 日)

この規則は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学大学院国際協力研究科規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

- 1** この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2** この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 11 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この規則の規定による改正前の神戸大学大学院国際協力研究科規則第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、この規則施行の際現に研究科長である者の任期の終期は、平成 29 年 3 月 31 日とする。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 5 月 23 日)

この規則は、平成 29 年 5 月 23 日から施行し、改正後の第 9 条第 1 項第 6 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 22 日)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 授業科目、単位数等

○前期課程

イ 国際開発政策専攻・国際協力政策専攻・地域協力政策専攻

授 業 科 目	単位数	履 修 要 件
トランスナショナル関係論演習	4	8 単位選択必修
開発運営論演習	4	
教育協力論演習	4	
保健医療論演習	4	
国際変動論演習	4	
国際防災論演習	4	
開発経済論演習	4	
開発政策論演習	4	
開発計画論演習	4	
国際構造調整論演習	4	
比較経済発展論演習	4	
地域経済論演習	4	
日本経済論演習	4	
国際協力法演習	4	
比較法制論演習	4	
制度構築論演習	4	
政治社会発展論演習	4	
現代政治論演習	4	
トランスナショナル関係論	2	左記科目、表ロの開発政策特別
グローバル政治論Ⅰ	2	コース及び表ハの研究科共通か
グローバル政治論Ⅱ	2	ら22単位以上を選択必修。
環境地球工学	2	ただし、修士（国際学）を取得
国際安全保障論	2	する場合は、表ロの開発政策特
援助行政論	2	別コースの2科目4単位を含む
トランスナショナル関係論特論	2	こと。また、修士（経済学）を
開発運営論	2	取得する場合は、開発ミクロ経
開発評価論	2	済学Ⅰ及び開発マクロ経済学Ⅰ
人的資源開発論	2	の2科目4単位を含むこと。
アフリカ経済論	2	
アフリカ政治論	2	
開発人類学	2	
環太平洋近現代史	2	
開発社会調査論	2	
開発運営論特論	2	
比較教育計画論	2	
比較教育発展論	2	
教育開発論	2	
教育開発評価論	2	
国際保健医療論	2	
感染症対策論	2	
疫学・公衆衛生学概論	2	
国際変動論	2	
国際援助政策	2	
都市・地域計画論	2	
国際防災論	2	
環境文化形成論	2	
水環境管理計画論	2	
災害復興論	2	
開発経済論Ⅰ	2	
開発経済論Ⅱ	2	
経済協力論	2	
開発金融論	2	
開発経済論特論	2	
社会開発論	2	
地域開発論	2	
環境資源経済論	2	
開発政策論特論	2	

開発ミクロ経済学Ⅰ	2	
開発ミクロ経済学Ⅱ	2	
開発マクロ経済学Ⅰ	2	
開発マクロ経済学Ⅱ	2	
統計的方法	2	
計量経済分析	4	
開発計画論特論	2	
国際構造調整論	2	
国際金融論	2	
比較経済発展論	2	
比較経済体制論	2	
地域経済論	2	
地域経済特論	2	
日本経済発展論	2	
日本社会経済論	2	
国際協力法	2	
国際人権法	2	
国際機構法	2	
多国間条約交渉論	2	
国際環境法	2	
国際協力法特論	2	
国際経済法	2	
国際法外交実務論	2	
比較法制論	2	
国際投資法	2	
国際協力法各論	2	
開発人権法	2	
法と持続的開発	2	
開発社会法	2	
アジア環境法	2	
法整備支援論	2	
イスラム法社会論	2	

開発社会文化論	2	
制度構築論特論	2	
政治発展論	2	
比較政治	2	
比較行政	2	
政治学方法論	2	
比較政治文化	2	
比較地域研究論	2	
比較計量政治分析	2	
政治社会発展論特論	2	
比較民主主義論	2	
対外政策論	2	

ロ 開発政策特別コース

授 業 科 目	単位数	履修要件
Special Seminar	2	8 単位必修
Microeconomics	2	左記科目及び
Macroeconomics	2	表ハの研究科
Monetary Theory	2	共通から 2 2
Public Finance	2	単位以上を選
International Economics	2	択必修。
Mathematics for Social Sciences	2	ただし、修士
Statistics	2	(経済学) を
Econometrics	2	取得する場合
Growth Theory	2	は、
Economic Development Studies	2	Microeconomics
Socio-Economic Development Theory	2	及び
Environmental Economics	2	Macroeconomics
Development Management	2	の 2 科目 4 単
International Development Cooperation	2	位を含むこ
Human Capital Development	2	と。
Education Finance and Administration	2	
Social Research Methods for Development	2	
Special Lecture on Development Economics	2	
Special Lecture on Development Policy	2	
Special Lecture on Development Planning	2	
Special Lecture on Development Management	2	
International Cooperation Law	2	
Law of the International Civil Service	2	
International Human Rights Law	2	
Law of International Organizations	2	
International Environmental Law	2	
International Criminal Law	2	
International Security and International Law	2	
Law and State Building	2	

Law and Economic Development	2	
Law and Social Development	2	
International Labor Law	2	
Competition Law in Asia	2	
Japanese Politics	2	
Case Study Methodology	2	
Political Development	2	
Public Policy Studies	2	
Institutional Design for Public Administration	2	
Local Government	2	
Local Development	2	
Local Government Finance	2	
Local Government Management	2	
International Relations	2	
Issues in Peace and Development I	2	
Issues in Peace and Development II	2	
Comparative and Quantitative Political Analysis	2	
Japanese ODA	2	
Disaster Risk Management	2	
Post-Disaster Recovery Planning	2	
Demography	2	
Medical Anthropology	2	
Environmental Health	2	
Special Lecture on International Cooperation Law	2	
Special Lecture on Transnational Relations	2	
Special Lecture on Political and Social Development	2	
Special Lecture on Institution Building	2	
Academic Writing	2	
Readings in Social Sciences	2	

ハ 研究科共通

授 業 科 目	単位数	履修要件
国際公務員養成論(Careers in International Organizations)	2	自由選択
海外実習(International Field Work)	2	
インターンシップ(Internship)	2	

別表第2 授業科目，単位数等

○後期課程

イ 国際開発政策専攻・国際協力政策専攻・地域協力政策専攻

授 業 科 目	単位数	履修要件
特殊研究	4	8単位必修
特殊研究報告	2	2単位必修
ワークショップⅠ	2	4単位 選択必修
ワークショップⅡ	2	
インターンシップ	2	
高度海外研究	2	
国際組織運営論	2	

ロ 開発政策特別コース

授 業 科 目	単位数	履修要件
Advanced Research	4	8単位必修
Advanced Research Presentation	2	2単位必修
Workshop I	2	4単位 選択必修
Workshop II	2	
Internship	2	
Advanced Overseas Research	2	
International Organization Management	2	

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第38条関係）

専 攻 名	免許状の種類	免許教科
国際開発政策専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
国際協力政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
地域協力政策専攻		

神戸大学大学院国際協力研究科研究生規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 31 日 平成 18 年 2 月 17 日
平成 19 年 3 月 30 日 平成 20 年 3 月 31 日
平成 21 年 3 月 31 日 平成 24 年 12 月 6 日
平成 27 年 3 月 31 日 平成 29 年 5 月 23 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院国際協力研究科規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 36 条第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学院国際協力研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入 学 資 格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。ただし、神戸大学大学院国際協力研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、特に必要と認めたときは、この限りでない。

(出 願 手 続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院国際協力研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書又は修了証明書
- (5) 写真（出願前 3 月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のための研究生を志願するものであることを記載した本人の確約書
- (2) 会社等の事業目的の追求のためにその者を派遣するものでないことを記載した所属長の確約書
- (3) 在職のまま研究生として入学することについての所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあっては、第 1 項各号及び前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選 考 方 法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、神戸大学大学院国際協力研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。この場合における研究期間は、当初の研究期間と連続して最長2年までとする。

(研究)

第8条 研究生は、指導教員の指導の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第9条 研究事項について証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第11条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日）

この規程は、平成18年2月17日から施行し、改正後の神戸大学大学院国際協力研究科研究生規程の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月6日）

この規程は、平成24年12月6日から施行し、改正後の神戸大学大学院国際協力研究科研究生規程の規定は、平成24年7月9日から適用する。

附 則（平成27年3月31日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月23日）

この規程は、平成29年5月23日から施行する。

特別研究学生内規

神戸大学大学院国際協力研究科規則第 35 条の規定に基づき、他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、教授会の議を経て、当該学生が大学院国際協力研究科において研究指導を受けることを許可する。

① 受入れの時期及び研究期間

特別研究学生の受入れの時期は、4 月及び 10 月とする。期間は原則として 1 年以内とする。ただし、必要と認めたときは、教授会の議を経て期間を更新することができる。

② 授業料等の免除

他大学大学院との協定に基づき、授業料、入学料及び検定料を不徴収とすることができる。

③ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

④ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき。

附 則

この内規は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2007 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

特別聴講学生内規

2010 年 12 月 1 日制定

神戸大学大学院国際協力研究科規則第 34 条の規定に基づき、大学院国際協力研究科（以下「研究科」という。）と協定している他大学大学院（外国の大学を含む。以下同じ。）から特別聴講学生の受入れ依頼があったときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として受入れを許可する。

① 受入時期及び聴講期間

特別聴講学生の受入時期は、学期の初めとする。期間は原則として 1 年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て期間を更新することができる。

② 授業料等の免除

他大学大学院との協定に基づき、授業料，入学料及び検定料を不徴収とすることができる。

③ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当すると認められる場合は、許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき。

附 則

この内規は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

国際協力研究科(日本語コース)博士課程履修マニュアル

I. 博士課程前期課程

1. 学位

神戸大学大学院国際協力研究科(日本語コース)博士課程前期課程（以下、「前期課程」という）で取得することのできる学位の称号は次のとおりである。

- 修士（国際学）
- 修士（経済学）
- 修士（法学）
- 修士（政治学）

各教員のもとで取得可能な学位については、「別表A」を参照

2. 前期課程の修了要件

(1) 基本的要件

前期課程において修士の学位を取得するためには、次の基本的要件を満たさなければならない。

- 2年間以上の在学
- 演習8単位以上の修得
- 講義22単位以上の修得
- 修士論文の審査及び最終試験の合格（原則として最終試験までに修了に必要な30単位を修得しておかなければいけない。）

なお、演習及び講義については、研究科規則の別表第1に列挙されているので、これを参照のこと。

演習は修士論文作成へ向けた専門的研究指導の場であり、必修8単位の演習は、指導教員の日本語コースの演習を履修する。引き続き指導教員の演習を履修することを原則とする。この他、演習担当教員が認める場合に、上記以外の演習を履修することができるが、修了要件には参入されない。

トランスナショナル関係論特論、開発運営論特論、開発経済論特論、開発政策論特論、開発計画論特論、国際協力法特論、制度構築論特論、政治社会発展論特論、国際法外交実務論、各 Special Lecture については、担当教員が同一でなければ同一名称であっても重複履修できる。

海外実習、インターンシップについては、同一教員・同一名称であっても重複履修できるが、修了要件にはそれぞれ2単位のみ算入できる。

(2) 2年未満での修了については、「早期修了に関する内規」(p111)参照のこと。

3. 修士（国際学）及び修士（経済学）の要件

修士（国際学）を取得しようとする場合、上記2の講義22単位の中に開発政策特別コース（以下、英語コースという。）の英語科目4単位（ただし、Academic Writing と Readings in Social Sciences は除く）を含めなければならない。

修士（経済学）を取得しようとする場合、上記2の講義22単位の中に、「開発ミクロ経済学Ⅰ」及び「開発マクロ経済学Ⅰ」の2科目4単位を含めなければならない。ただし、社会人特別入試により入学した者は、経済学研究科が土曜日に開講している「基礎ミクロ経済学」、「基礎マクロ経済学」の単位修得により、それぞれ「開発ミクロ経済学Ⅰ」、「開発マクロ経済学Ⅰ」に替えることができる。

英語コースの「Microeconomics」, 「Macroeconomics」の単位修得による読み替えはで

きない。

4. 英語コース、学内他研究科・学部及び他大学（外国の大学を含む。）における講義の履修等について

(1) 修了要件単位数への算入について

修得した国際協力研究科前期課程以外の講義の単位を修了要件単位数に算入する場合は次の規定に従わなければならない。

履修上限及び修了要件単位数算入上限については「別表B」を参照のこと。

- A. 本研究科が提供する英語コースの講義及び本学他研究科の講義：合わせて12単位を上限として算入できる。
- B. 提携協定のある別表Bに掲載されている他大学大学院研究科の講義：合わせて8単位を上限として算入できる。（ダブルディグリー・プログラムにより外国の大学の大学院において修得した単位にあつては、10単位）
- C. 上記のA. B. を合わせて12単位を算入の上限とする。
- D. 別表Cの日本語コースと英語コースの対応する科目は2科目とも単位を修得してもどちらかの科目しか修了要件とならない。また、読み替えもできない。

(2) 学部の科目の履修

履修できる学部の科目は、専門科目（専門基礎科目を除く）に限る。

学部の科目を修了要件に算入することはできない。

(3) 他の研究科・学部、他大学の大学院研究科における授業科目の履修

他の研究科・学部、他大学の大学院研究科の講義や演習を履修しようとする場合は、本研究科及び先方の研究科・学部の許可を得なければならない。

本研究科開講授業科目と同名の他研究科開講授業科目を履修・単位修得しても、原則として修了要件に算入することはできない。また、同名の本研究科開講授業科目に読み替えることもできない。

英語で開講される科目であっても、修士（国際学）を取得するために必要な英語コース科目（4単位）に算入することはできない。

本研究科の「開発ミクロ経済学Ⅰ」と経済学研究科の「基礎ミクロ経済学」を単位取得している場合、「基礎ミクロ経済学」の単位は修了要件に算入できない。

本研究科の「開発マクロ経済学Ⅰ」と経済学研究科の「基礎マクロ経済学」を単位取得している場合、「基礎マクロ経済学」の単位は修了要件に算入できない。

(4) 国際協力研究科前期課程以外の演習を修了要件単位数に算入することはできない。

5. 指導教員の決定

指導教員の果たす主な役割は次のとおりである。

- A. 前期課程学生の授業科目履修についての指導
- B. 修士論文の執筆、それに関わる研究の指導、及び審査
- C. その他、奨学金の申請など、学生の研究の支援に関わる全般的業務

指導教員は本研究科学生の研究全般を指導する重要な存在であり、慎重に選ぶ必要がある。最終的には教授会が各学生の指導教員を決定するが、学生は指導教員につき、希望を述べることができる。あらかじめ各教員と面談の上、2018年4月11日までに指導を受けることを希望する教員につき、第3志望までを決め、教務係に提出すること。

指導教員の変更は、1年生の後期開始時点で認められている。指導教員の変更を希望する場合には、可能な限り指導教員に相談し、受入予定教員の同意を得た上で、2018年8月24日までに教務係に「指導教員変更願」を提出すること。

なお、指導教員の変更の相談につき必要があれば、「なんでも相談室」を活用してください。

6. 履修登録及び研究計画書の提出

(1) 履修登録のしかた

授業科目(演習、講義及び実習)は、履修登録をしていなければ、その単位の認定を受けることができない。授業の履修は重要なものなので、各授業科目のシラバスを確認し、毎学期最初の授業に参加し、慎重に履修する授業を決めること。また、指導教員に十分相談し確認した上で、毎学期4月、10月中旬ごろに授業科目の履修登録を行わなければならない。

また、履修登録した科目の履修取消は、履修取消期間中に Web 上で行わなければならない。集中講義の履修取消は、最終講義日の9時までに教務係で行わなければならない。

(2) 研究計画書の提出

入学年次の11月10日まで(入学時に半年の休学をした場合は翌年5月10日まで)に、研究計画書を指導教員に提出する。

履修モデル

履修モデルの例は別表Dを参照のこと。

7. 研究スケジュール

研究スケジュール例は別表Eを参照のこと。

8. 共通中核科目について

共通中核科目は、学際的に国際協力を研究するための基礎科目である。中核科目として、トランスナショナル関係論、開発社会調査論、開発ミクロ経済学Ⅰ、開発マクロ経済学Ⅰ、統計的方法、国際協力法、開発人権法、比較地域研究論の8科目を提供している。1年生の前期に受講できるように全て前期に開講されている。自分の主専攻以外の科目もいくつか受講することを推奨する。

9. 修士論文の提出について

「修士論文提出要領」(p.95)に従い提出すること。

10. 博士課程後期課程への進学について

前期課程に在籍する学生は、次の要件のもとで、本研究科博士課程後期課程(以下、「後期課程」という)に進学することができる。

- 修士論文を提出すること(リサーチペーパーは不可)
- 修士論文審査で「優」又は「秀」の成績をあげること
- 前期課程の修了要件を全て満たしていること
- 後期課程の受入指導教員が承認すること

早期修了・留学・休学等の理由により、9月に修了した場合も、上記の要件を満たせば、10月に後期課程(日本語コース)に進学することができる。

就業しつつ後期課程への進学を希望する者で、長期履修を希望する場合は本研究科ホームページを参照の上申請すること。

別表A 教員別取得可能な学位

経済学及び国際学

小川、島村、松永、山崎、伊藤、陳、内田、樹神、川畑、井上、藤田、趙、梶谷、吉井、浜口、佐藤、柳川

法学及び国際学

柴田、林、岡田、金子、四本、斉藤

政治学及び国際学

アレキサンダー、土佐、西谷、松並、木村、蓑原

国際学

北後、近藤、中澤、山内、近田

別表B 他専攻・他研究科・他大学院（外国の大学院を含む。）の科目の履修上限及び修了要件単位数算入上限（演習科目は算入できない。）

	他専攻・他研究科・他大学院（外国の大学院を含む。）		履修上限	修了要件単位数算入上限	
A	英語コース		無制限	合計 12 単位	全合計で 12 単位
	法学・経済学研究科等 学内他研究科		無制限		
B	協定大学院 又は留学と して認めら れた大学院	ダブル・ディグリー・プログラム	無制限	合計 10 単位	
		交換留学・留学	無制限	合計 8 単位	
		大阪大学国際公共政策研究科	10 単位	合計 8 単位	
		名古屋大学国際開発研究科	10 単位		
		広島大学国際協力研究科	10 単位		

別表C 日本語コースと英語コースの科目対応表（p. 46 の 4. の D を参照すること。）

日本語コース	英語コース
開発社会調査論	Social Research Methods for Development
開発ミクロ経済学Ⅰ	Microeconomics
開発ミクロ経済学Ⅱ	
開発マクロ経済学Ⅰ	Macroeconomics
開発マクロ経済学Ⅱ	
計量経済分析	Econometrics
統計的方法	Statistics
開発金融論	Monetary Theory
環境資源経済論	Environmental Economics
社会開発論	Socio-Economic Development Theory
開発経済論Ⅰ	Economic Development Studies

別表D 履修モデル例（網掛け科目は共通中核科目）

国際学プログラム 履修モデル例

○以下のモデルは、左の欄の希望進路等に照らして履修することが望ましい代表的な授業科目を示している。履修科目を決定する際の参考とすること。

○ただし、表中に指示された履修科目の数は、演習8単位を除く22単位を修得するために必要な科目数の例示であるので、マニュアルにある履修要件を満たしていれば例として記載されたモデル中の科目数や組み合わせにこだわる必要はない。

希望進路等	日本語授業科目	英語コース授業科目
国際協力機関 ・NGO （援助や開発のための国際協力を研究する場合）	トランスナショナル関係論 トランスナショナル関係論特論 グローバル政治論Ⅰ グローバル政治論Ⅱ 国際環境法 国際人権法 国際金融論 開発経済論Ⅰ 開発経済論Ⅱ 開発運営論 アフリカ経済論 人的資源開発論 開発社会調査論 比較教育発展論 災害復興論	Issues in Peace and Development I Issues in Peace and Development II International Relations International Human Rights Law Japanese ODA International Environmental Law International Cooperation Law Law and Development Development Management Human Capital Development International Development Cooperation Social Research Methods for Development
計 22 単位	等から 8 科目	等から 3 科目
国際公務員 （国際協力の枠組となる 制度の研究の場合）	国際協力法 多国間条約交渉論(Multilateral Treaty Negotiation) 国際法外交実務論 トランスナショナル関係論 トランスナショナル関係論特論 グローバル政治論Ⅰ グローバル政治論Ⅱ 開発運営論 アフリカ経済論 人的資源開発論 開発社会調査論 比較教育発展論 災害復興論	International Cooperation Law Law of the International Civil Service Issues in Peace and Development I Issues in Peace and Development II International Relations Law and Economic Development Public Policy Studies Institutional Design for Public Administration Development Management Human Capital Development International Development Cooperation Social Research Methods for Development
計 22 単位	等から 5 科目	等から 6 科目
国家公務員 地方公務員 （主として 国際協力に携わる 公務員の場合）	比較行政 比較政治 比較政治文化 トランスナショナル関係論 トランスナショナル関係論特論 法整備支援論 開発人権法 開発経済法 国際協力法 行政法過程論特殊講義(法学研究科) 災害復興論	Local Government Local Government Finance Public Policy Studies Local Government Management Institutional Design for Public Administration International Relations
計 22 単位	等から 8 科目	等から 3 科目

マスコミ・民間企業 (国際関係と国内政治のバランスのとれた研究の場合)	トランスナショナル関係論 比較政治 比較行政 比較政治文化 政治学方法論 グローバル政治論 I グローバル政治論 II 対外政策論 国際変動論 国際安全保障論 国際協力法 アフリカ経済論 比較政治特殊講義 II(法学研究科)	International Relations Issues in Peace and Development I Issues in Peace and Development II Case Study Methodology Political Development
計 22 単位	等から 9 科目	等から 2 科目
研究者	トランスナショナル関係論 グローバル政治論 I グローバル政治論 II 比較行政 比較政治 比較政治文化 対外政策論 開発経済論 I 開発経済論 II 開発運営論 アフリカ経済論 人的資源開発論 開発社会調査論 比較教育発展論 国際協力法	Issues in Peace and Development I Issues in Peace and Development II International Relations Local Development Political Development Law and Economic Development Economic Development Studies Development Management Human Capital Development International Development Cooperation Social Research Methods for Development
計 22 単位	等から 8 科目	等から 3 科目

注)授業科目によっては隔年の開講等、開講していない学期や年度があるので注意すること。

開発・経済プログラム 修士（経済学）取得の場合の履修モデル例

希望進路等	1 年次		2 年次
	前期 16 単位	後期 14 単位	通年 2-6 単位
「必修」	演習 4	演習 4	研究指導
修士（経済学）の 「必修」科目	開発ミクロ経済学Ⅰ 2 開発マクロ経済学Ⅰ 2		
プログラム推奨科目	統計的方法 2 開発ミクロ経済学Ⅱ 2 開発マクロ経済学Ⅱ 2 開発経済論Ⅰ 2	計量経済分析 4 開発経済論Ⅱ 2	
「選択」科目（下記参照）		（2 科目） 4	（1-3 科目） 2-6

希望進路別「選択」科目の履修モデル例	
開発調査・研究	地域開発論・社会開発論・国際構造調整論・開発金融論・人的資源開発論*・国際金融論・ 開発社会調査論*・地域研究系他から 5-6 科目
開発援助・NGO 等	経済協力論・社会開発論・人的資源開発論*・開発金融論・環境資源経済論・開発評価論*・ 開発運営論*・地域開発論・開発社会調査論*・地域研究系他から 5-6 科目程度
国際ビジネス	国際構造調整論・経済協力論・地域開発論・開発評価論*・環境資源経済論・国際金融論・ 地域研究系他から 5-6 科目

地域研究系 開講予定科目	比較経済発展論（中国）、比較経済体制論（東欧等移行国）、日本社会経済論、日本経済発展論 地域経済論（インド）、地域経済特論（中南米）、アフリカ経済論*
-----------------	--

科目名末尾の*印は、他プログラム提供科目を示す。各特論や英語コースの科目、また上記以外の他研究科科目は、個別に検討のこと。また修了必要単位数は 30 単位であるが、上記モデル例のように 32 単位以上を修得することが望ましい。

国際法・開発法学プログラム 修士（法学）取得の場合の履修モデル例

	1 年次		2 年次
	前期 14 単位程度	後期 12 単位程度	前期中心に 4-8 単位程度
「必修」科目	国際協力法演習 4 又は 制度構築論演習 4	国際協力法演習 4 又は 制度構築論演習 4	研究指導(修士論文執筆)
プログラム 中核科目	国際協力法 2 開発人権法 2		
プログラム 推奨科目	国際法外交実務論 2 国際経済法(集中) 2 イスラム法社会論(集中) 2 開発社会法 2 法整備支援論 2 International Security and International Law 2 Special Lecture on International Cooperation Law 2 Law of the International Civil Service(隔年) 2 Law and Social Development (隔年) 2 海外実習(随時) 2 インターンシップ(随時) 2	多国間条約交渉論 2 International Environmental Law 2 開発経済法 2 International Cooperation Law 2 Special Lecture on Institution Building(集中) 2 Law and Economic Development(隔年) 2 Special Lecture on Institution Building(客員) 2	国際環境法(隔年) 2 国際人権法 2 国際法外交実務論 2 International Criminal Law (隔年) 2 Law and State Building (隔年) 2 開発人権法 2 アジア環境法(集中) 2 Special Lecture on Institution Building(客員) 2 Special Lecture on Institution Building(集中) 2
「選択」科目 (下記参照)	(2 科目程度) 4		

希望進路別「選択」科目の履修モデル例

国際機関職員 (国際法専門)	トランスナショナル関係論*、国際変動論*
国際機関職員 (開発法専門)	開発経済論Ⅰ*、開発経済論Ⅱ*、社会開発論*、開発社会調査論*
開発援助系機関 (JICA 等)	トランスナショナル関係論*、国際援助政策*、援助行政論*、Japanese ODA(集中)*、経済協力論*、 比較行政*、開発経済論Ⅰ*、開発経済論Ⅱ*、社会開発論*、日本社会経済論*

- ・ 科目名末尾の*印は、他プログラム提供科目を示す。
- ・ 国際機関職員を目指す学生には、英語コース関連科目の履修を強く勧める。

政治・地域研究プログラム 修士（政治学）取得の場合の履修モデル例

希望進路等	1 年次		2 年次
	前期 16 単位程度	後期 14 単位程度	通年 2-6 単位
「必修」	演習 4	演習 4	研究指導(修士論文執筆)
プログラム推奨科目	比較地域研究論 2 比較政治 2 政治発展論** 2 比較行政** 2 政治学方法論** 2 比較政治文化** 2 比較民主主義論** 2 対外政策論** 2 Case Study Methodology** 2 Political Development** 2 Japanese Politics** 2 Local Government 2 Special Lecture on Political and Social Development 2		1 年次に開講されなかった隔年開講科目を中心に「選択」科目も含めて 1-3 科目 2-6
「選択」科目(下記参照)	(5 科目程度) 10		

希望進路別「選択」科目の履修モデル例	
地域研究・NGO	トランスナショナル関係論*・グローバル政治論Ⅰ*・グローバル政治論Ⅱ*・国際変動論*・国際援助政策*・アフリカ政治論*・環太平洋近現代史*・英語コース科目他から 5-7 科目
国家公務員・地方公務員	トランスナショナル関係論*・グローバル政治論Ⅰ*・グローバル政治論Ⅱ*・国際変動論*・国際援助政策*・開発人権法*・法整備支援論*・英語コース科目他から 5-7 科目
マスコミ	トランスナショナル関係論*・グローバル政治論Ⅰ*・グローバル政治論Ⅱ*・国際変動論*・国際援助政策*・英語コース科目・ジャーナリズム講座(法学研究科)科目他から 5-7 科目

- ・科目名末尾の*印は他プログラム提供科目を、**印は隔年開講科目を示す。
- ・修了必要単位数は 30 単位であるが、上記モデル例のように 32 単位以上を修得することが望ましい。

別表E 国際協力研究科 スケジュール例 〈修士論文(2年)の場合〉

初年度

論文以外の主な提出物

4－9月	論文の題材の決定のための情報収集	4月	指導教員の希望届を提出
		4月中旬	履修登録期間
		8月中旬	指導教員の変更を希望する場合は指導教員 変更願を提出
10月－3月	指導教員と相談 論文の構成(目次)・概要の作成開始	10月中旬	履修登録期間
		11月	研究計画書を提出

第2年度

4－6月	論文の構成(目次)・概要の完成 資料収集・分析、文献リストの作成開始 指導教員と相談	4月中旬	履修登録期間 修了要件 30 単位履修
7－9月	分析、論文の執筆開始 指導教員と相談		
10月	自主ゼミ等で、中間報告会 論文のテーマ(題目)を確定	10月中旬	履修登録期間
10月末日	論文のテーマ提出(題目届)の期限		
11－12月	論文執筆の継続		
12月下旬	論文草稿を指導教員に提出		

進学希望意思確認。
題目届を提出しなかった者
は、修了を延長することになる。

1月末日	論文提出の期限	1月末日	修士論文提出届を提出
------	---------	------	------------

2月	最終試験の準備 ↓ 最終試験(口頭試問)		
3月	修了者発表・進学資格の有無を告知		
3月上旬	進学届 提出		

進学希望意思確認。
ただし、指導教員の認める理由によりこの期限までに論文を提出しなかった者又は提出したが論文審査又は最終試験で不合格となった者は、次年度4月15日までに題目届を出し、7月15日までに論文を提出して最終試験に合格すれば、9月に修了することができ、進学資格ありとされた場合は10月に進学することができる。

Ⅱ. 博士課程後期課程

1. 学位

神戸大学大学院国際協力研究科(日本語コース)後期課程で取得することのできる学位の称号は次のとおりである。

- 博士（学術）
- 博士（経済学）
- 博士（法学）
- 博士（政治学）

2. 博士号取得の基本的要件

後期課程において博士の学位を取得するためには、次の基本的要件をみたさなければならない。

- 3年間以上の在学
- 特殊研究 8単位の修得
- 特殊研究報告 2単位の修得
- ワークショップⅠ、ワークショップⅡ、インターンシップ、高度海外研究、国際組織運営論の中から合計4単位の修得
- 博士論文提出資格試験又は審査の合格
- 博士論文の審査及び最終試験の合格

インターンシップ、高度海外研究については、同一教員・同一名称であっても重複履修できるが、修了要件にはそれぞれ2単位のみ算入できる。

3. 履修登録について

- 3-1. 特殊研究については、後期課程1年次の前期・後期に自動的に登録されるので、履修登録をする必要はない。（成績が不可の場合や休学等で履修できていない場合も、合計8単位修得になるまで自動的に履修登録されるので学生が履修登録する必要はない。履修取消する場合は履修取消期間中にWeb上で履修取消すること。）
- 3-2. 特殊研究報告、ワークショップⅠ、ワークショップⅡについては、各実施要領を確認すること。
- 3-3. インターンシップについては、実施要項を確認すること。出発2週間前までに履修登録と海外渡航手続きを教務係で行うこと。
- 3-4. 高度海外研究については実施要領を確認すること。出発2週間前までに履修登録と海外渡航手続きを教務係で行うこと。
- 3-5. 国際組織運営論の講義が実施される場合は掲示板に時間割を掲示する。「履修登録一覧表」を教務係に提出すること。
- 3-6. 指導教員からの指導により、上記以外の修了要件に算入できない本研究科前期課程の科目を履修する場合は、Web上で履修登録はできない。それらの科目の履修を希望する場合は、前期課程の時間割に記載された履修登録期間中に「履修登録一覧表」を教務係まで提出すること。

4. 研究（博士論文提出）スケジュール

<博士論文作成スケジュール（指針）(p.104)を参照>

5. 研究活動報告書

研究を計画的に進めるため、後期課程の学生は、四半期ごとに所定の様式に従い、「研究活動報告書」を指導教員あてに提出しなければならない。様式については、p.105 を参照のこと。

6. 博士論文提出資格取得要件

博士論文を提出し、審査を受けるためには、あらかじめ博士論文提出資格試験又は審査に合格しなければならない。博士論文提出資格試験又は審査の内容及び実施については、「博士論文提出資格試験・審査」実施細則及び「博士論文提出資格試験・審査」実施要項に定めてあるので、熟読すること。

7. 博士論文の提出について

「博士論文提出要領」(p.107)に従い、提出すること。

教育職員免許状の所要資格の取得等

本研究科において専修免許状を取得しようとする者は、修了に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める専修免許状に必要な単位を併せて修得しなければならない。基礎資格は、修士の学位を有するほか、大学（学部）において、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許状（社会・公民）を取得していることが必要である。各専攻ごとに定められた教科・教職に関する科目（第3表～第5表）の中から、24単位（演習4単位と演習以外20単位）以上を修得すること。

1 本研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

（第1表）

専攻	免許状の種類	免許教科
国際開発政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民
国際協力政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民
地域協力政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民

2 基礎資格及び最低必要単位数

（第2表）

第1欄		第2欄	第3欄		
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において習得することを必要とする最低単位数		
			教科	教職	教科又は教職
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

[備考] 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

3 教科等に関する授業科目

1 国際開発政策専攻

(第3表)

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
社会・公民の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	開発経済論演習	4	
		開発政策論演習	4	
		開発計画論演習	4	
		国際構造調整論演習	4	
		地域経済論演習	4	
		日本経済論演習	4	
		比較経済発展論演習	4	
		開発ミクロ経済学Ⅰ	2	
		開発ミクロ経済学Ⅱ	2	
		開発マクロ経済学Ⅰ	2	
		開発マクロ経済学Ⅱ	2	
		統計的方法	2	
		計量経済分析	4	
		開発経済論Ⅰ	2	
		開発経済論Ⅱ	2	
		開発金融論	2	
		経済協力論	2	
		比較経済発展論	2	
		比較経済体制論	2	
		地域経済論	2	
		地域経済特論	2	
		日本経済発展論	2	
		日本社会経済論	2	
		社会開発論	2	
		地域開発論	2	
		環境資源経済論	2	
		国際構造調整論	2	
		国際金融論	2	

3 地域協力政策専攻

(第5表)

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
社会・公民の教科・教職 に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		開発運営論演習	4	
		制度構築論演習	4	
		開発運営論	2	
		アフリカ政治論	2	
		開発評価論	2	
		アフリカ経済論	2	
		人的資源開発論	2	
		開発人類学	2	
		環太平洋近現代史	2	
		アジア環境法	2	
		開発経済法	2	
		開発人権法	2	
		開発社会法	2	
		法整備支援論	2	
		開発社会調査論	2	
		イスラム法社会論	2	
		開発社会文化論	2	
		女性と子供の人権論	2	
		【教職に関する科目】		
		教育協力論演習	4	
		比較教育計画論	2	
		比較教育発展論	2	
		教育開発論	2	
		教育開発評価論	2	

【注】専修免許状の取得希望者は、単位の修得方法等について必ず教務係まで確認に来ること。

一種免許状の取得希望者は、希望する免許教科の課程認定を受けている学部の授業を科目等履修生として履修し、単位を修得すること。

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
社会・公民の教科・教職 に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		開発運営論演習	4	
		制度構築論演習	4	
		開発運営論	2	
		アフリカ政治論	2	
		開発評価論	2	
		アフリカ経済論	2	
		人的資源開発論	2	
		開発人類学	2	
		環太平洋近現代史	2	
		アジア環境法	2	
		開発経済法	2	
		開発人権法	2	
		開発社会法	2	
		法整備支援論	2	
		開発社会調査論	2	
		イスラム法社会論	2	
		開発社会文化論	2	
		女性と子供の人権論	2	
		【教職に関する科目】		
		教育協力論演習	4	
		比較教育計画論	2	
		比較教育発展論	2	
		教育開発論	2	
		教育開発評価論	2	

【注】専修免許状の取得希望者は、単位の修得方法等について必ず教務係まで確認に来ること。

一種免許状の取得希望者は、希望する免許教科の課程認定を受けている学部の授業を科目等履修生として履修し、単位を修得すること。

成績認定に関わるガイドライン

国際協力研究科授業科目受講者 各位

本研究科授業科目の成績認定については、以下のことに注意してください。

1) 成績認定に関わる受講者の個別事情について

本研究科では、成績評価に当たっては受講者の個別的事情による配慮を一切認めておりません。従って、以下のようなことは認められません。

a. 一旦認定された成績の変更。

(博士後期課程進学等を理由とする、良、可等の評価を受けた成績の不可への変更、等。)

b. 成績評価時における、類似事項の勘案。

(優以外の成績の場合については、不可をつけてもらう旨の要請、等。)

2) 成績評価について

本研究科の成績評価は相対評価ではなく、絶対評価です。従って、授業によっては、秀、優、良、可、不可の割合が大きく異なります。但し、個々の授業についての評価基準については、各教員により厳格な基準により行われています。評価基準については、各教員に説明の義務がありますので、不明な点がありましたら、担当教員に遠慮なくお尋ね下さい。

3) 成績評価に対する申し立て手続きについて

本研究科では、成績公表から2週間以内を申し立て期間として設定します。質問票は教務係に備え付け、各教員による2週間以内の回答を義務付けています。しかしながら、上述のように、成績評価の変更は、受講者側の事情によっては不可能ですので、成績評価の変更が認められるのは、当該成績評価に明らかな誤りがある場合に限られます。

最後に、成績評価は、あくまで各受講者の学業の結果として与えられるのであり、個々人の社会的、或いは、個人的事情により与えられる訳ではありません。「良い成績」をとるための唯一の方法は、教員の指導方針をよく理解し、それに沿って勉学を積むことです。この点に留意して勉学に励んでいただければ幸いです。

2014 年 10 月 22 日
国際協力研究科 教務委員長

神戸大学大学院国際協力研究科
「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ

平成 25 年 11 月 6 日 教授会決定

国際協力研究科において開講している授業科目の成績評価について、次のとおり申し立てができるものとする。申し立て手続きについて以下のとおり定める。

（申し立ての理由）

1. 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、本研究科長に申し立てを行い、当該授業科目の担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

2. 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として2週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、本研究科教務係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

3. 申し立てを受け付けた本研究科教務係は当該授業科目の担当教員に所定の用紙を送付し、当該授業科目の担当教員は成績評価について速やかに所定の用紙により本研究科教務係を通じ、申し立てた学生に対し回答を行うものとする。

また、本研究科教務係から所定の用紙を併せて本研究科長に提出することにより、その結果を報告する。

神戸大学大学院国際協力研究科

追試験に関する内規

2010 年 10 月 6 日制定

第 1 条 この内規は、本研究科授業科目の試験（博士論文提出資格試験を含む。）における追試験に関する取り扱いについて定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、学生が次の各号の一に該当し、研究科長、教務委員長及び担当教員が協議の上、教授会の議を経て行うものとする。ただし、教授会の議を経ることができない場合は事後承認とする。

- (1) 二親等以内の親族の死亡による忌引き
- (2) 急性の重い病気又は重大な負傷
- (3) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (4) 災害及び不慮の事故
- (5) その他やむを得ない事由

2 前項第 1 号に規定する忌引きの期間は、死亡日から告別式の日までとする。

第 3 条 追試験の願い出は、当該事実発生後、直ちに国際協力研究科教務係に電話等により連絡の上、原則として、当該試験終了後 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に所定の追試験願に診断書又は証明書等を添付して研究科長に提出するものとする。

第 4 条 追試験実施の可否及び実施時期等については、速やかに掲示等により通知するものとする。

附 則

この内規は、2010 年 9 月 1 日から施行する。

年 月 日

追 試 験 願

神戸大学大学院

国際協力研究科長 殿

博士課程 前期課程・後期課程

学籍番号

氏 名

印

下 記 の と お り 追 試 験 を ご 許 可 願 い ま す。

記

試験日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
試験の種類	(1)博士論文提出資格試験 (2)期末試験 (3)その他 ()
試験科目	(教員)
理 由	

試験担当教員記入欄

追試験日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
-------	---------------------

担当教員_____

神戸大学大学院国際協力研究科

試験等における不正行為に対する措置に関する申合せ

2011 年 2 月 2 日 教授会決定
2015 年 3 月 4 日 教授会改正

I. 本研究科授業科目の試験・レポート等において不正行為が発生した場合、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 不正行為を発見した教員からの審査依頼があった場合、教務委員長によって選出された審査委員会による審査をうけて、教授会の議を経て以下の措置を適用することができる。
 - ① 反省書を提出させる。
 - ② 当該学期の演習を除く成績は、全単位を上限として不可とする。
- (2) 前項の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒（訓告，停学または懲戒退学）を妨げない。

II. 不正行為の例示

以下の行為は不正行為とみなされるが、これに限定されない。

- ① 他人になりすまして受験すること。そのように依頼すること。
- ② カンニング・ペーパーの持ち込みや利用をすること。
- ③ 受験者同士で答案用紙の交換をすること。
- ④ 使用が許可されていない参考書やノートなどを参照し、または机上筆記をして受験に臨むこと。
- ⑤ 他科目ですでに単位認定を受けたレポート等を提出すること。
- ⑥ データを改ざんすること。
- ⑦ 授業中に随時提出するレポート、発表レジュメ、学期末レポートなど、成績評価の対象となるあらゆる提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物等（公表・未公表を問わない）の一部または全部を剽窃すること。

III. 学位論文についても同様の取扱いとする。

神戸大学国際協力研究科 不正行為防止ガイドライン

神戸大学国際協力研究科教務委員会

1. はじめに

学問の世界において、不正行為とは、他人の研究成果などを自分の研究成果と偽って提出・発表することを指します。研究者としては最も恥ずべき行為であり、違法行為（知的所有権の侵害）と評価される場合も少なくありません。

国際協力研究科に学ぶ学生諸君についても、学問を志す者の基本姿勢として、また、当研究科（ひいては神戸大学）の一構成員として、不正行為を厳に避けることが求められます。

2. 不正行為に対する処分

不正行為が発見された場合は、以下の通り、国際協力研究科の「試験等における不正行為に対する措置に関する申し合わせ」および神戸大学の学生懲戒規則に基づき、当該行為の態様や不正の程度に応じた厳重な処分が下されます。:

試験等における不正行為に対する措置に関する申し合わせ

I. 本研究科授業科目の試験・レポート等において不正行為が発生した場合、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 不正行為を発見した教員からの審査依頼があった場合、教務委員長によって選出された審査委員会による審査をうけて、教授会は以下の措置を適用することができる。

①反省書を提出させる。

②当該学期の演習を除く成績は、全単位を上限として不可とする。

(2) 前項の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒（訓告、停学または懲戒退学）を妨げない。

「申し合わせ」の II. ⑦にあるように、「授業中に随時提出するレポート、発表レジュメ、学期末レポートなど、成績評価の対象となるあらゆる提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物等（公表・未公表を問わない）の一部または全部を剽窃すること」はすべて処分の対象となります。学位論文も対象に含まれます。

3. 不正行為とは何か

他人の研究成果を自分のものと偽って提出することが剽窃（盗用）ですが、「研究成果」とは、文章、アイディア、理論、データ、事実関係、図表等、著作物（場合によっては口頭による研究発表）のあらゆる部分が対象になります。メインのアイディアさえ盗用しなければ問題ないとか、短い文章や用語を拝借するのは問題ないとする考え方もありますが、学問の世界では、原則として、**成果物の全ての部分**について、**剽窃は認められません**。

このことは、剽窃をされる側にもする側にもどちらにも当てはまります。原則として、**自分が提出する成果物（場合によっては口頭での研究発表）のあらゆる部分について**、他人の文章等を自分のオリジナルであるかのように表現する行為をしてはいけません。

処分の対象となる不正行為としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・他人の作成したレジュメ・レポート・論文などを自分の成果物として提出する行為（およびその幫助）。体裁や細部を多少変更しても許されません。
- ・レジュメ・レポート・論文などにおける、出典を明示しない、また、適切な引用方法によらない引用および不適切な言い換え（パラフレーズ）。
- ・他人の研究成果に示された分析・評価内容や私見の要旨を、レジュメ・レポート・論文などにおいて盗用すること。

4. 剽窃回避方法

基本的には、研究とは自分の考えや発見を自分の言葉で表現するものですが、研究は他人の成果の上に積み上げることで発展させていくものですから、自分の考えや発見を導いたり整理したりするうえで、他人の研究成果に言及することは欠かせない手順です。それでは、どうすれば剽窃を防ぐことができるのでしょうか？基本は、**誰の・どの著作の・どの部分を引用したか**、を明示することです。これらを明示していなければ、盗用する意図が無かったとしても、剽窃と見做されてしまいます。意図のあるなしにかかわらず剽窃と見なされ罰則の対象となるのですから、手続きに従うことは非常に重要なことです。

したがって、まずは、

（1）出典を明記する。

人の書いた文章やアイディア等を、誰のものか明示することなく使用すれば剽窃と見做されるのですから、出典を明記することは剽窃回避の基本中の基本です。出典を書く際には、**著者名、書名・論文題名、出版年、所収書名・雑誌名、出版社名**が必須情報です。後述の引用やパラフレーズの際には、注をつけてページ番号や章番号を記載するのを忘れないようにしてください。

また、データ・事実関係・解釈等を間接的に引用する、いわゆる孫引きの場合は、直接参照した文献だけでなく、その文献が依拠した原典を明記する必要があります。

出典の書き方は学問分野によって違いがありますので、詳しくは指導教員や科目担当教員に確認してください。

剽窃を避けるためには、出典を明記しただけでは十分ではありません。「どの部分を」参照したのかも明記する必要があります。そのためには、

(2) 引用の場合：**鉤括弧**や**ブロック・クォーテーション**で引用部分を明示したうえで、**ページ番号**（場合によっては**行番号**）を付す。

短い文章を引用する場合には**鉤括弧**（「」）で括ります。また、引用を含んだ文章を引用する場合には、**原典内引用部分**を**二重鉤括弧**（『』）で、**引用部全体**を**鉤括弧**で括ります。長い引用（和文の場合 8 行以上が目安とされていますが、分野や著述内容によって異なります）の場合は、**括弧**で括らずに、**行頭から 2 字落ち**させてまとめて引用します（これを**ブロック・クォーテーション**と呼びます）。

一語や二・三語で構成された短い表現でも、その表現が著者独自のものであったり、新規で独創的な概念であったりする場合には、引用符をつける必要があります。常識的・一般的に共有されている語句の場合はその必要はありませんが、何が一般的であるか何が特殊であるかは専門分野や著作の内容によって異なるので、注意しましょう。

(3) **パラフレーズ**（言い換え）の場合：自分の言葉でまとめて、**原典の該当箇所のページや章を明記し、必要なら引用符を用いる**。

他人の発表物の文章や言葉を直接引用する際には前項で述べた手続きをとりますが、記述内容をあなたなりの構成と表現でまとめる場合にも、その内容をどこから取ってきたかを明記する必要があります。

この場合に避けるべきことは、自分の言葉でまとめる際に、**原典の表現**を引用符なしにそのまま使ってしまうことです。原典の表現を自分の文章の一部として無自覚に採用すると、前項で述べた引用符なしの引用にあたり、**剽窃**と見なされることがあります。したがって、自分の言葉で言い換えて内容要約する場合にも、**原典の表現**を使うならば「引用」に当たるのだと心得、常に引用符を用いるように心がけてください。**出典情報、該当ページ、引用符**の三点セットで、剽窃の危険はほぼ避けられます。

もっとも、実際にやってみると、原文に引きずられるため、**パラフレーズ**する際に**原表現**や**文章構成**を無自覚に採用してしまうことはよくあることで、**剽窃**にならないように言い換えるのは意外と難しいものです。また、どの程度であれば剽窃と見なされるかは単純には一般化できません。カーティン工科大学が発行している学生ガイドでは「文章、段落、アイディアの言い換えが原典に近すぎることは剽窃にあたるとしています¹。どの程度であれば「原典に近すぎ」に当たるのかは明確ではありませんが、文章中の重要な語句を、語順そのままに用いて、同じ論理構成で文章を構成している場合には、剽窃にあたると見なされる可能性が高いので、注意しましょう²。

5. 参考資料

¹ Office of Assessment, Teaching and Learning Curtin University of Technology, *Academic Integrity at Curtin: Student Guidelines for Avoiding Plagiarism*, East Perth: Lamb Print, 2010, p.4.

² Indiana University Writing Tutorial Services, “Plagiarism: What It is and How to Recognize and Avoid It”

<http://www.indiana.edu/~wts/pamphlets/plagiarism.shtml> (accessed in July 2010);

Penn State University, “Plagiarism Tutorial for Students: Inappropriate Paraphrase”

<http://tlt.its.psu.edu/plagiarism/tutorial/paraphrase> (accessed in July 2010);

江口聡「レポートの書き方(2) 剽窃を避ける」

<http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/eguchi/memo/plagiarism.html> (accessed in July 2010)。実際に提出された学生のレポートを題材に、不適切なパラフレーズの例とパラフレーズの具体的方法についてわかりやすく解説した記事。他人の著作や考えを自分の言葉でまとめるやり方がよくわからないという人にとって、よい参考になるでしょう。

剽窃に関する情報は、出版物よりもインターネット上に多く存在します。アクセスも容易ですので、以下のウェブサイトで剽窃について学んでください。

(1) インターネットリソース

神戸大学経済学部「レポート・論文作成時の盗用・剽窃に関する注意」

http://www.econ.kobe-u.ac.jp/doc/insei/lectureplan_gs/test_gs/files/report-hyosetsu.pdf

杏林大学国際協力研究科『『論文』『研究レポート』の提出時におけるチェック事項」

http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/international/student/check/pdf/check_sheet.pdf

杏林大学国際協力研究科「研究上の留意事項」

<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/international/student/check/>

慶應義塾大学日吉メディアセンター「Keio Interactive Tutorial on Information Education (KITIE) 著作権を理解する」

<http://project.lib.keio.ac.jp/kitie/cite/copyright/index.html>

江口聡「レポートの書き方(2) 剽窃を避ける」

<http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/eguchi/memo/plagiarism.html>

Plagiarism.org, “Resources”

http://www.plagiarism.org/plag_resources.html

Office of Assessment, Teaching and Learning Curtin University of Technology, *Academic Integrity at Curtin: Student Guidelines for Avoiding Plagiarism*, East Perth: Lamb Print, 2010

(オンライン版 : <http://academicintegrity.curtin.edu.au/global/studentbook.cfm>)

Indiana University Writing Tutorial Services, “Plagiarism: What It is and How to Recognize and Avoid It”

<http://www.indiana.edu/~wts/pamphlets/plagiarism.shtml>

Penn State University, “Plagiarism Tutorial for Students”

<http://tlt.its.psu.edu/plagiarism/tutorial>

University of Pittsburg English Literature Program, “Avoiding Plagiarism”

http://www.englishlit.pitt.edu/lit_plagiarism.html#A

(2) 書籍

剽窃について詳しく書かれた和書は殆どありませんが、比較的入手しやすい以下の文献には、剽窃について若干の言及がなされています。

新堀 聡『評価される博士・修士卒業論文の書き方・考え方』同文館出版、2002 年。

斉藤 孝、西岡 達裕『学術論文の技法』新訂版、日本エディタースクール出版部、2005 年。

6. おわりに

インターネットの発達に伴い、他人の文章を手軽に切り貼り（コピペ）してレポート等を作成する事例が目につくようになってきました。また、適切な引用方法や言い換えの方法を知らないがゆえに、結果的に他人の文章を盗用する事例も少なくありません。しかし、アカデミック・コミュニティの一員として、「知らなかった」は通用しません。

ただし、本文中でも触れたように、引用の仕方、参考文献の書き方等は分野によって違いがあるので、指導教員や科目担当教員に確認するようにしてください。また、何をもって剽窃と判断するかの理解も教員によって異なるので、不明な点は必ず教員に問いあわせるようにしてください。

剽窃回避の努力をするのは大学院生の責任と心得、剽窃と見なされる可能性のある行為を避けることと、不明な点は教員に問い合わせることを習慣づけるようにしましょう。

神戸大学大学院国際協力研究科 海外実習実施要項

1. 神戸大学大学院国際協力研究科規則別表第1ハ及び別表第2イの規定による海外実習とは、学生の教育研究に資する調査・研究活動で、大学院国際協力研究科（以下、「本研究科」という。）に配置された教員（以下「担当教員」という。）の指導と監督の下、一定期間、海外において行うものである。
担当教員は、海外実習を本研究科の授業科目（2単位）として行うことができる。
2. 担当教員は、海外実習の内容、期間、場所、単位認定方法を明記した上で、本研究科教務委員会に、実施許可を申請する。申請は原則として出発予定日の2ヶ月前までに行う。
3. 海外実習は、教務委員会及び教授会の議を経て、本研究科の授業科目として認定される。
4. 海外実習の期間については、10日間以上とする。（但し、当該期間には、国内での事前または事後実習の期間を含めることができる。）
5. 海外実習を受講する学生は、海外旅行傷害保険に必ず加入するものとする。
6. 海外実習を受講する学生は、教務係において、留学生危機管理制度（OSSMA）への登録手続きを出発2週間以上前に行ない、その制度について理解するものとする。また、所定の事後報告書を帰国後1週間以内に提出するものとする。

神戸大学大学院国際協力研究科

インターンシップ実施要項

（目的）

1. 神戸大学大学院国際協力研究科規則別表第 1 ハ及び別表第 2 イの規定によるインターンシップとは、学生の教育研究ないしキャリアパス開拓に資する就労ないし実務体験として、インターン受入機関・企業等（以下「受入先」という。）の指導と監督の下、一定期間、学生が研修を行うものである。

（協定の締結）

2. インターンシップの実施に当たっては、原則として受入先と神戸大学大学院国際協力研究科（以下「研究科」という。）との間でインターンシップに関する協定を締結するものとする。当該協定には、下記 4. から 8. に定める事項を含める。ただし、事情によりこれによりがたい場合には、教授会の議を経て、下記 3. のインターンシップ実施計画書の作成をもってこれに代えることができる。

（実施計画書と実施の許可）

3. 本実施要項に基づきインターンシップを行う場合には、インターン受講生の氏名、インターン受入先、当該受入先において学生の指導・監督を担当する責任者、研修の具体的内容、実施期間、研修の活動場所・活動内容を明記した具体的日程及び必要に応じて下記 4. から 9. に関わる事項を明記したインターンシップ実施計画書を作成し、担当教員を通じて研究科の教務委員会に申請する。申請は原則としてインターンシップ実施開始日の 2 ヶ月前までに行う。

研究科の授業科目（2 単位）として行うインターンシップの実施期間は、原則として 2 週間（実働 10 日）以上とする。

インターンシップは、上記実施計画書に基づき、教務委員会及び教授会の議を経て承認し、研究科の授業科目（2 単位）として行うことができる。

（危険情報の判断）

4. 外務省の危険情報がレベル 2 以上の場合は前項の承認を行わない。レベル 1 の場合は、教務委員会は担当教員にインターンシップの延期を勧告する。担当教員がこの勧告に関わらずインターンシップを実施する場合は、その安全性について教務委員会、教授会において十分な説明を行う。

承認の後に危険情報がレベル 2 以上となった場合、担当教員はインターンシップを停止する。教授会の承認の後にレベル 1 の危険情報が出た場合または渡航先国の情勢等により差し迫った危険が予想される場合は、教務委員会は担当教員にインターンシップの中止を勧告する。担当教員がこの勧告に関わらずインターンシップを実施する場合は、その安全性について教務委員会、教授会において十分な説明を行う。

（報酬）

5. インターンシップ実施に伴う学生に対する報酬は、原則として無償とする。

（機密の保持）

6. インターンシップを受講する学生（以下「受講生」という。）は、受講期間中に知り得た受入先の技術上及び業務上の機密を第三者に漏らしてはならない。

（安全管理・責任の所在等）

7. インターンシップは受講生の自己責任を旨とする。受講生は神戸大学長に対して誓約書を提出するとともに、安全管理に関する安全対策チェックリストを確認する。受講生が誓約書に違反した場合は、教授会の議を経てインターンシップを終了させることができる。

インターンシップの実施中は、毎日欠かさずインターンシップ日誌に記載し、受入先の指導・監督責任者の署名を得るものとする。

受入先の責によらない事故・災害等により受講生の受けた損害及び受講生の故意又は過失により生じた受入先の損害については、受講生の責任により処理するものとする。また、受講生は、必ず旅行

傷害疾病保険（受入先が国内の場合は、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップに関する賠償責任保険）等に参加しなければならない。

（報告書の提出）

8. 受講生は、別紙様式1のインターンシップ報告書を教務委員会に提出しなければならない。

（評定書の提出）

9. 受入先は、受講生がインターンシップを終了したときは、別紙様式2のインターンシップ評定書を教務委員会に提出するものとする。但し、当該評定書については、受入先に所定の様式がある場合には、受入先の評定書をもって代えることができる。

（成績評価）

10. 受講生の成績評価については、教務委員会の議を経て指名する教員が上記報告書及び評定書に基づき行う。

（その他）

11. この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、教務委員会の議を経て、別に定める。

（留学生危機管理制度）

12. インターンシップを受講する学生は、教務係において、留学生危機管理制度（OSSMA）への登録手続きを出発2週間以上前に行ない、その制度について理解すること。また、所定の事後報告書を帰国後1週間以内に提出すること。

附 則

この要項は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2015年4月1日から施行する。

（別紙様式1～2 表記略）

神戸大学大学院国際協力研究科

特殊研究報告実施要項

1. 神戸大学大学院国際協力研究科規則別表第2イの規定による特殊研究報告とは、博士論文の提出直前における研究の総括的成果報告を主な内容とし、質の高い博士論文の完成を確実なものにするためのものであり、博士課程後期課程3年次での単位取得を目安とする。

大学院国際協力研究科（以下「本研究科」という。）に配置された教員は、特殊研究報告を本研究科の授業科目（2単位）として行う。

2. 特殊研究報告は、履修する学生の指導教員が担当する。指導教員の責任の下で、評価を行う教員（以下「副査」という。）少なくとも1人と発表日程等について協議しながら、一般に公開した形で履修学生に研究発表を行わせる。（実施日の2週間前までに実施要項を研究科内に公示するものとする。）

原則として、特殊研究報告の実施期間は授業期間及び期末試験期間とする。履修学生は特殊研究報告実施にあたっては指導教員と充分相談の上、実施2週間前までに「ワークショップⅠ，ワークショップⅡ，特殊研究報告履修届」を教務係に提出するものとする。本研究科は特殊研究報告について、詳細を研究科内に公示する。

指導教員は、副査と協議の上、成績評価を行う。

神戸大学大学院国際協力研究科

ワークショップ実施要項

1. 神戸大学大学院国際協力研究科規則別表第2イの規定によるワークショップとは、発表技術を含めた学生の研究能力を向上させるために、大学院国際協力研究科（以下、「本研究科」という。）に配置された教員の指導の下、行うものである。
本研究科の教員は、ワークショップⅠ及びⅡを本研究科の授業科目（それぞれ2単位）として行う。
2. ワorkshopⅠ及びⅡは、履修する学生の指導教員が担当する。指導教員の責任の下で、評価を行う教員（以下「副査」という。）少なくとも1人と協議しながら、一般に公開した形で履修学生に研究発表を行わせる。原則として、ワークショップ実施期間は授業期間及び期末試験期間とし、水曜日の5, 6限を開催の日とするが、指導教員他と相談の上、別の日に実施しても差し支えない（やむを得ない場合も指導教員の演習とは異なる授業時間とする）。
履修学生はワークショップ実施にあたって指導教員と充分相談の上、実施2週間前までに「ワークショップⅠ、ワークショップⅡ、特殊研究報告履修届」を教務係に提出するものとする。本研究科はワークショップについて、詳細を研究科内に公示する。
指導教員は、副査の評価内容を出来る限り尊重し、成績評価を行う。なお、副査はできるだけ他の講座から選出する。
3. ワorkshopⅠは、修士論文をはじめとする博士課程前期課程のまとめと位置づけられ、博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）1年次での単位取得を目安とする。ワークショップⅡは、博士論文の草稿を具体的に準備するためのものであり、後期課程2年次以降の単位取得を目安とする。
ワークショップⅡで研究発表を行った学生は、指導教員の指導の下、原則として6か月以内にその成果を学術雑誌に投稿するか、紀要等で公表するか、又は、学会での発表（ポスターセッションを含む）を行うものとする。

神戸大学大学院国際協力研究科
高度海外研究実施要項

1. 神戸大学大学院国際協力研究科規則別表第2イ及びロの規定による高度海外研究とは、主に博士課程後期課程2年次に海外で、自ら計画を立て実施するものである。高度海外研究には、フィールドワークや研究機関での学術的な研修、国際機関等での高度な実務研修等が含まれ、海外の研究者との交流を通じた研鑽や、研究対象である開発途上国や国際協力活動に関する知見及び各種データを収集し、博士論文の内容の高度化等に役立てさせることを目的とする。

大学院国際協力研究科（以下「本研究科」という。）に配置された教員は、高度海外研究を本研究科の授業科目（2単位）として行うことができる。

2. 高度海外研究の実施を希望する学生は、高度海外研究の内容、期間、場所、及び同研究の実施が博士論文の内容の高度化等にかに貢献するかにつき記載した「高度海外研究実施計画書案」を指導教員に提出する。指導教員は、当該実施計画書案が学生の研究指導上有益であると判断する場合には、成績評価の方法を追記した上で、本研究科教務委員会に、実施許可を申請する。申請は原則として出発予定日の2ヶ月前までに行う。

3. 高度海外研究は、教務委員会及び教授会の議を経て、本研究科の授業科目として認定される。

4. 高度海外研究の期間については、原則として、10日間以上とする。（但し、当該期間には、国内での事前または事後実習の期間を含めることができる。）

5. 高度海外研究を実施する学生は、海外旅行傷害保険に必ず加入するものとする。また、必要に応じて予防接種も自己責任・自己負担で受けるものとする。

6. 高度海外研究を実施する学生は、教務係において、留学生危機管理制度（OSSMA）への登録手続きを出発2週間以上前に行ない、その制度について理解するものとする。また、所定の事後報告書を帰国後1週間以内に提出するものとする。

7. 高度海外研究を実施した学生は、帰国後2週間以内に報告書を指導教員に提出するものとする。

高度海外研究実施計画書

1. 実施国・場所
2. 訪問予定施設・案件等
3. 実施期間（予定）
4. 本研究が博士論文の内容の高度化にいかに関与するかなど、実施の目的
5. 指導教員名
6. 成績評価の方法（指導教員が記入）

国際協力研究科学生の留学に関する申合せ

2012 年 6 月 6 日 教授会決定
2012 年 9 月 5 日 教授会改正
2015 年 3 月 4 日 教授会改正

1. この申合せは、神戸大学大学院国際協力研究科規則第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条及び第 25 条に規定する外国の大学院又は研究機関（以下「大学院等」）への留学に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 外国の大学院等とは、大学院国際協力研究科（以下「本研究科」という。）と協定している学位授与権を有する大学院又はこれに相当する教育研究機関とする。ただし、協定していない大学院等であっても、本教授会が適当と認めた場合は、留学を認めることがある。
3. 外国の大学院等に留学しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。
 - (1) 留学許可申請書
 - (2) 大学院等の入学許可書又は承諾書の写し
 - (3) 留学計画書（協定が無い場合）
4. 外国の大学院等で修得した授業科目の単位認定を受けようとする者は、次の申請書類を留学期間終了後 2 週間以内に研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 単位認定申請書
 - (2) 成績証明書（大学院等の長が作成したもの）
 - (3) 修得した授業科目のシラバス
 - (4) 当該大学院等の指導教員の研究評価書等（2）～（4）について、英語以外の言語で作成されたものは日本語訳または英語訳を添付すること。
5. 外国の大学院等で修得した授業科目の単位数は次の計算式によって、認定基礎単位数に換算する。認定基礎単位数を基に本研究科の演習以外の授業科目の単位数 8 単位（ダブルディグリー・プログラムにより修得した授業科目の単位にあっては、10 単位）を限度として一括認定する。

【認定基礎単位数の計算式】

認定基礎単位数＝1 回の授業時間数（分）×授業回数÷本研究科の基準授業時間

※本研究科の基準授業時間

科目種別	基準授業時間
講義	675 分（1 単位）

6. 当該授業科目名の表記は「他大学院修得科目」または「ダブルディグリー・プログラム修得科目」とし、成績は「認定」とする。
7. 既に修得済みの本研究科の授業科目と外国の大学院等の授業科目の授業内容が同一であると認められる場合は、原則としてその授業科目を除外して認定基礎単位数を算出する。
8. 既修得単位の認定を受けた授業科目と、本研究科の授業科目の授業内容が同一であると認められる場合は、本研究科において当該授業科目を履修し単位修得しても修了要件単位数には算入されない。
9. 外国の大学院等を中途退学（懲戒退学及び除籍を除く。）した場合も、修得した授業科目の単位を認定することができる（ダブルディグリー・プログラムにより留学した場合は、10 単位を限度として認定することができる）。
10. 外国の大学院等で修得した授業科目の単位認定は、教務委員会、英語委員会及び教授会の議を経て行う。
11. この申合せに基づき、外国の大学院等で修得した単位の認定に関して必要な事項は、教務委員会及び英語委員会が別に定める。

神戸大学大学院国際協力研究科と大阪大学大学院国際公共政策研究科 との間における単位の相互認定に関する協定書

神戸大学大学院国際協力研究科と大阪大学大学院国際公共政策研究科との間において、両研究科の学生が相手大学大学院前期課程開講の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることに合意したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 履修できる授業科目及び単位数は、博士前期課程開講の科目とし、10単位以内とする。
2. 履修できる授業科目は、原則として講義によって行う科目のみとし、演習、研究指導等は含まない。
3. 学生の身分は、特別聴講学生とする。
4. 受け入れ特別聴講学生の授業料、入学料及び検定料は徴収しないものとする。
5. この協定に関する事務取扱要領については、別に定める。
6. この協定の改廃については、その都度協議する。
7. この協定は、平成16年4月1日から実施する。

上記協定締結の証かしとして、協定書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成16年4月1日

神戸大学大学院国際協力研究科長

片 山 裕

大阪大学大学院国際公共政策研究科長

高 阪 章

神戸大学大学院国際協力研究科と名古屋大学大学院国際開発研究科 との間における単位の相互認定に関する協定書

神戸大学大学院国際協力研究科と名古屋大学大学院国際開発研究科との間において、両研究科の学生が相手大学大学院前期課程開講の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることに合意したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 履修できる授業科目及び単位数は、博士前期課程開講の科目とし、10単位以内とする。
2. 履修できる授業科目は、原則として講義によって行う科目のみとし、演習、研究指導等は含まない。
3. 学生の身分は特別聴講学生とする。
4. 受け入れ特別聴講学生の授業料、入学料及び検定料は徴収しないものとする。
5. この協定に関する事務取扱要領については、別に定める。
6. この協定の改廃については、その都度協議する。
7. この協定は、平成16年4月1日から実施する。

上記協定締結の証かしとして、協定書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成16年4月1日

神戸大学大学院国際協力研究科長

片 山 裕

名古屋大学大学院国際開発研究科長

中 西 久 枝

神戸大学大学院国際協力研究科と広島大学大学院国際協力研究科 との間における単位の相互認定に関する協定書

神戸大学大学院国際協力研究科と広島大学大学院国際協力研究科との間において、両研究科の学生が相手大学大学院前期課程開講の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることに合意したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 履修できる授業科目及び単位数は、博士前期課程開講の科目とし、10単位以内とする。
2. 履修できる授業科目は、原則として講義によって行う科目のみとし、演習、研究指導等は含まない。
3. 学生の身分は特別聴講学生とする。
4. 受け入れ特別聴講学生の授業料、入学料及び検定料は徴収しないものとする。
5. この協定に関する事務取扱要領については、別に定める。
6. この協定の改廃については、その都度協議する。
7. この協定は、平成17年4月1日から実施する。

上記協定締結の証かしとして、協定書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成17年3月1日

神戸大学大学院国際協力研究科長

片 山 裕

広島大学大学院国際協力研究科長

齊 藤 公 男

神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 16 年 12 月 28 日	平成 17 年 12 月 20 日
	平成 19 年 3 月 20 日	平成 20 年 3 月 18 日
	平成 21 年 3 月 18 日	平成 22 年 3 月 23 日
	平成 23 年 11 月 24 日	平成 25 年 4 月 23 日
	平成 25 年 10 月 29 日	平成 27 年 3 月 31 日
	平成 27 年 9 月 29 日	平成 28 年 3 月 22 日
	平成 29 年 3 月 21 日	

(趣 旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は 1 編、1 通を、博士の場合は 1 編、3 通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第 1 項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

- 第8条** 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。
- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

- 第9条** 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。
- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

- 第10条** 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

- 第11条** 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。
- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

- 第12条** 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。
- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

- 第13条** 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。
- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

- 第14条** 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。
- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 別表第4に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第2項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

- 5 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、海事科学又は工学とするものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、この規程による改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から 第 22 条までの中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	—

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別表第4(第20条第4項関係)

EU エキスパート人材養成プログラム

(以下，表記略)

神戸大学学位規程国際協力研究科細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 18 年 9 月 22 日 平成 19 年 3 月 30 日

平成 21 年 6 月 9 日 平成 24 年 12 月 6 日

平成 28 年 9 月 30 日 平成 29 年 9 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。）第 24 条の規定に基づき、神戸大学大学院国際協力研究科（以下「研究科」という。）において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文及びリサーチペーパーの提出期限並びに論文題目の届出)

第 2 条 規程第 7 条第 1 項に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「リサーチペーパー」という。）の提出期限は、1 月 31 日とする。ただし、開発政策特別コースの者、指導教員の認める理由により提出期限までに修士論文又はリサーチペーパー（以下これらを「修士論文等」という。）を提出しなかった者及び修士論文等の審査又は最終試験に合格しなかった者は、次年度の 7 月 15 日までに修士論文等を提出することができる。

2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に規定する修士論文等提出期限の 3 月前までに指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を国際協力研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出及び提出期限)

第 3 条 規程第 7 条第 1 項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文の内容要旨
- (4) 学位論文
- (5) 履歴書

2 博士論文の提出期間は、4 月 1 日から 6 月 20 日まで及び 10 月 1 日から 12 月 20 日までとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第 4 条 規程第 5 条第 2 項に規定する博士課程を経ない者の学位論文の提出は、規程第 10 条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(退学後 5 年以内の者の学位論文の提出)

第 5 条 規程第 13 条第 2 項に規定する退学後 5 年以内の者の学位論文の提出は、規程第 10 条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、退学後 5 年以内の者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(修士論文等の審査委員)

第 6 条 規程第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する修士論文の審査委員は、指導教員を含めて 3 人とし、リサーチペーパーの審査委員は、指導教員を含めて 2 人とする。

2 神戸大学大学院国際協力研究科教授会（以下「教授会」という。）において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する修士論文の審査委員のうちの 1 人（指導教員を除く。）を次の各号に掲げる者に代えることができる。

- (1) 本学の他の教育研究組織に配置された教授又は准教授
- (2) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

(博士論文の審査委員)

第7条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、指導教員を含めて3人とする。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、指導教員が准教授である場合を除き、前項に規定する審査委員のうちの1人を次の各号に掲げる者を代えることができる。

- (1) 本研究科に配置された准教授
- (2) 本学の他の教育研究組織に配置された教授又は准教授
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、第1項に規定する審査委員に本研究科に配置された教授又は前項各号に規定する者を加えることができる。

4 規程第11条第1項に規定する博士論文の審査委員については、別に定める。

(最終試験の実施期日及び試験方法)

第8条 規程第9条に規定する修士の最終試験は、2月21日から3月10日までの期間内に行うものとする。ただし、第2条第1項ただし書により修士論文等を提出した者については、8月10日から同月31日までの期間内に行う。

2 規程第9条に規定する博士の最終試験は、論文審査の終了後1月以内に行う。

3 審査委員は、論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により最終試験を行う。

(博士課程を経ない者に対する論文審査、試験及び学力の確認)

第9条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者(規程第13条第2項に規定する退学後5年以内の者を含む。以下同じ。)に対する論文審査、試験及び学力の確認は、規程第11条、第12条及び第13条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の論文審査、試験及び学力の確認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月22日)

- 1 この細則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月9日)

この細則は、平成21年6月9日から施行する。

附 則 (平成24年12月6日)

この細則は、平成24年12月6日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日)

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月22日)

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

神戸大学学位規程国際協力研究科細則に関わる内規

一 神戸大学学位規程国際協力研究科細則（以下「細則」という。）第4条「博士課程を経ない者の学位論文の提出」関係

- 1 神戸大学学位規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定により博士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を国際協力研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。
 - (1) 学位申請書
 - (2) 論文目録
 - (3) 学位論文の内容要旨
 - (4) 学位論文
 - (5) 履歴書
 - (6) 研究業績書
 - (7) 国際協力研究科（以下「本研究科」という。）に配置された教員の推薦書
- 2 前項に規定する学位申請は、随時行うことができる。
- 3 教授会は、提出された学位論文の受理に関する審査のため、予備審査委員会を設置する。
- 4 予備審査委員会は、当該学位論文を推薦した教員を含む3人の委員で構成し、そのうち、少なくとも2人は本研究科に配置された教授とする。なお、教授会において予備審査のために必要があると認めるときは、予備審査委員に次の各号に掲げる者を充てることができる。
 - (1) 本研究科に配置された准教授
 - (2) 本学の他の教育研究組織に配置された教授又は准教授
 - (3) 他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授
- 5 教授会は、予備審査委員会の審査結果に基づき、当該学位論文を受理すべきか否かを決定する。

二 細則第5条「退学後5年以内の者の学位論文の提出」関係

- 1 規程第13条第2項の規定により博士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。
 - (1) 学位申請書
 - (2) 論文目録
 - (3) 学位論文の内容要旨
 - (4) 学位論文
 - (5) 履歴書
 - (6) 研究業績書
 - (7) 本研究科に配置された教員の推薦書
- 2 前項の規定は、在学中に本研究科が実施する博士論文提出資格審査に合格した者のみに適用する。
- 3 本条に規定する学位申請は、本研究科退学後5年以内に随時行うことができる。

三 細則第7条「博士論文の審査委員」関係

規程第5条第2項及び第13条第2項に基づき提出された博士論文の審査委員については、当該学位論文を推薦した教員を含めて3人以上とする。

四 細則第9条「博士課程を経ない者(退学後5年以内の者を含む。)に対する論文審査、試験及び学力の確認」関係

- 1 細則第4条及び第5条の規定に基づく学位申請者に対する学位論文の審査及び試験は、細則第7条に規定する審査委員が行う。なお、審査委員が必要と認めるときは、審査期間内に公開の研究会を行い、当該申請者に学位論文の内容報告を行わせることができる。
- 2 規程第10条第2項の規定による学力の確認は、当該申請者の学歴及び業績等に関する審査委員の判

断に基づき、教授会が行う。なお、審査委員が必要と認めるときは、学位申請者に対して筆答又は口頭による試問を行うことができる。

- 3 前2項に規定する論文審査、試験及び学力の確認は、教授会が学位論文の受理を決定してから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別な理由があるときは、教授会は審査期限を延長することができる。

附 則

この内規は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2016年10月1日から施行する。

神戸大学学位規程第14条第2項に関する内規

提出された特定の課題についての研究の成果は、その理由のいかんを問わず返還しない。

附 則

この内規は、2007年4月1日から施行する。

研究科規則第28条第2項に関する内規

－国費及び国費に準ずる外国人特別学生の履修方法－

単位は、履修した科目に関するレポートを提出させ、それについて口頭試験を実施し、合格した場合に与えるものとする。

附 則

この内規は、2004年4月1日から施行する。

国際協力研究科 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

博士課程前期課程

神戸大学大学院国際協力研究科は、神戸大学教育憲章および学位授与に関する方針に基づいて、高度の専門性が求められる職業を担うために必要な能力を身につけた人材を育てることを目的として、以下に示した 2 つの方針に従って修士の学位を授与する。

- ・ 所定の期間在学し、本研究科および他研究科等により編成された専門教育を通じて修了に必要な単位を修得し、修士論文等の審査および試験に合格する。
- ・ 修了までに、本研究科学生が達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

国際開発政策専攻

社会あるいは学界において指導的な役割を担えるように、幅広く、豊かな教養と共に、経済学等に関する専門的知識を身に付ける。

社会において生じている様々な事象に対して的確な判断を下すため、経済学等を基盤として論理的に分析できる。

多様な文化・価値観の理解に努め、幅広い国際的なコミュニケーション能力を発揮できる。

国際協力政策専攻

社会あるいは学界において指導的な役割を担えるように、幅広く、豊かな教養と共に、政治学あるいは法学等に関する専門的知識を身に付ける。

社会において生じている様々な事象に対して的確な判断を下すため、政治学あるいは法学等を基盤として論理的に分析できる。

多様な文化・価値観の理解に努め、幅広い国際的なコミュニケーション能力を発揮できる。

地域協力政策専攻

社会あるいは学界において指導的な役割を担えるように、幅広く、豊かな教養と共に、経済学あるいは法学等に関する専門的知識を身に付ける。

社会において生じている様々な事象に対して的確な判断を下すため、経済学あるいは法学等を基盤として論理的に分析できる。

多様な文化・価値観の理解に努め、幅広い国際的なコミュニケーション能力を発揮できる。

博士課程後期課程

神戸大学大学院国際協力研究科は、神戸大学教育憲章および学位授与に関する方針に基づいて、自立して研究活動を行うために必要な高次の能力を身につけた人材を育てることを目的として、以下に示した 2 つの方針に従って博士の学位を授与する。

- ・ 所定の期間在学し、本研究科および他研究科等により編成された専門教育を通じて修了に必要な単位を修得し、博士論文等の審査および試験に合格する。
- ・ 修了までに、本研究科学生が達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

国際開発政策専攻

社会あるいは学界において指導的な役割を担えるように、幅広く、豊かな教養と共に、開発経済学を中心として経済学に関する高い専門的知識を身に付ける。

従来の研究を乗り越え、創造性の高い研究課題を自立して設定し、研究を遂行することができる。

多様な文化・価値観の理解に努め、幅広い国際的なコミュニケーション能力を発揮できる。

国際協力政策専攻

社会あるいは学界において指導的な役割を担えるように、幅広く、豊かな教養と共に、政治学あるいは法学等社会科学の理論及び応用的知識を身に付ける。

従来の研究を乗り越え、創造性の高い研究課題を自立して設定し、研究を遂行することができる。

多様な文化・価値観の理解に努め、幅広い国際的なコミュニケーション能力を発揮できる。

地域協力政策専攻

社会あるいは学界において指導的な役割を担えるように、幅広く、豊かな教養と共に、経済学あるいは法学等特定の協力分野に関する高い専門的知識を身に付ける。

従来の研究を乗り越え、創造性の高い研究課題を自立して設定し、研究を遂行することができる。

多様な文化・価値観の理解に努め、幅広い国際的なコミュニケーション能力を発揮できる。

神戸大学大学院国際協力研究科 学位論文等の評価基準

平成25年5月1日 教授会決定

平成25年9月4日 教授会改正

神戸大学大学院国際協力研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

○博士論文の評価基準

博士論文の審査にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮する。

- 1 国際的な学術上の貢献
- 2 国際的な学術水準から見た問題意識の明確さ
- 3 国際的な学術水準から見た課題設定の適切さ
- 4 国際的な学術水準から見た独自の知見や着眼点の斬新さ
- 5 幅広く渉猟した資料の取扱いの適切さ
- 6 幅広く渉猟した先行研究の取扱いの適切さ
- 7 論旨の明確性・一貫性
- 8 表現・表記法の適切さ
- 9 構成の体系性

○修士論文の評価基準

修士論文の審査にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮する。

- 1 学術上の創意工夫
- 2 問題意識の明確さ
- 3 課題設定の適切さ
- 4 着眼点の斬新さ
- 5 資料の取扱いの適切さ
- 6 先行研究の取扱いの適切さ
- 7 論旨の明確性・一貫性
- 8 表現・表記法の適切さ
- 9 構成の体系性

○特定の課題についての研究の成果(リサーチペーパー)の評価基準

特定の課題についての研究の成果の審査にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮する。

- 1 学術上の創意工夫
- 2 問題意識の明確さ
- 3 課題設定の適切さ
- 4 着眼点の斬新さ
- 5 資料の取扱いの適切さ
- 6 先行研究の取扱いの適切さ
- 7 論旨の明確性・一貫性
- 8 表現・表記法の適切さ
- 9 構成の体系性

神戸大学大学院国際協力研究科

修士論文提出要領

神戸大学大学院国際協力研究科規則第31条及び神戸大学学位規程国際協力研究科細則の規定に基づき、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「リサーチペーパー」という。）の審査を受けようとする者は、この提出要領に従って作成しなければならない。

1. 論文提出期限

論文提出期限について、3月修了の場合は1月31日午後5時とし、9月修了の場合は7月15日午後5時とする。

なお、提出期限日が休業日の場合は、その次の業務日とする。

また、提出期限日以降は受け付けないので厳守すること。

2. 論文題目の届出期間

論文題目届出期間について、3月修了の場合は前年の10月15日～31日とし、9月修了の場合は4月1日～4月15日とする。いずれの場合も所定の用紙により国際協力研究科長に届け出ること。

なお、届出期限日が休業日の場合は、その次の業務日とする。

また、届出期限日以降は受け付けないので厳守すること。

3. 論文作成方法

(1) 論文は、日本語又は英語で論述すること。

(2) 論文の体裁等：

A4用紙を用い、コンピューター等でタイプ打ちし、それを片面印刷で出力したものを提出すること。

日本語：明朝体・10.5ポイントを基準とする、縦位置、横書き、1行38文字以上、1ページ30行以上

英語：Times New Roman・12ポイントを基準とする、縦位置、横書き、1ページ27行以上

図表、注については、上記の体裁にとらわれる必要はない。

論文本文には、各ページにページ番号を付すこと。

(3) 論文の分量は目次・本文・注・図表を合わせて以下のとおりとする。

表紙要旨及び参考文献は含まない。（修士論文様式参照）

修士（経済学）の修士論文及びリサーチペーパー

日本語：上記の体裁で18ページ以上

英語：上記の体裁で20ページ以上

修士（法学・政治学・国際学）の修士論文

日本語：上記の体裁で27ページ以上

英語：上記の体裁で30ページ以上

修士（法学・政治学・国際学）のリサーチペーパー

日本語：上記の体裁で18ページ以上

英語：上記の体裁で20ページ以上

(4) 論文には、必ず要旨を添付すること。要旨の長さは、上記（2）の体裁により、1ページ以内とする。

4. 論文の装丁及び提出内容

論文は、提出年月日、論文題目、研究科名、専攻名、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記したクロス表紙を付し、仮綴にして1部を提出すること。あわせて、修士論文は3部のコピー、リサーチペーパーは2部のコピーを、クロス表紙を付けずに仮綴にして提出すること。また論文要旨のコピーに専攻名・学籍番号・氏名を記入の上を1部提出すること。

修士論文様式 Format of Thesis

修士論文（要旨含む） 1 部
1 original of master thesis
(including summary)

コピー（要旨含む） 3 部
3 copies of master thesis
(including summary)

要旨 1 部
1 page of summary

参考 Sample

年 月 日提出 Date of Submission 論文題目 Title 国際協力研究科 Graduate School of International Cooperation Studies 専 攻 Department 指導教員 Academic Adviser 学籍番号 Student ID Number 氏 名 Name
--

年 月 日提出 Date of Submission 論文題目 Title 国際協力研究科 Graduate School of International Cooperation Studies 専 攻 Department 指導教員 Academic Adviser 学籍番号 Student ID Number 氏 名 Name
--

専攻名 Department of ~ 学籍番号 Student ID Number 氏名 Name 要 旨 Summary
--

【各項目の記載内容】

専攻 Department	国際開発政策専攻	Department of Economic Development and Policies
	国際協力政策専攻	Department of International Cooperation Policy Studies
	地域協力政策専攻	Department of Regional Cooperation Policy Studies
指導教員の職位 Job Title of Academic Adviser	教授／准教授	Professor / Associate Professor

修士論文は、日本語又は英語で論述し、原則として修士論文題目と同一言語で作成すること。
(原著が他言語による参考文献の表記は当該言語の表記を認める。)

構 成 format	修士論文 (要旨含む) 1 部 1 original of master thesis (including summary)	コピー (要旨含む) 3 部 3 copies of master thesis (including summary)	要旨 1 部 1 page of summary	内 容 Contents
表紙（クロス表紙） Front cover (hard cover)	○			クロス表紙に扉と同内容の紙を貼ること Paste the copy of title page.
扉 Title page	○	○		上記扉の記載内容を全て記載すること Refer to the sample above.
要旨 Summary	○	○	○※	1 ページ以内で作成 within one page
目次・本文・注・図表 table of contents, text, footnotes, endnotes, diagrams	○	○		<日本語> 経済学：18 枚以上 法学・政治学・国際学：27 枚以上 *片面印刷 <英語 English> Economics: more than 20 pages Laws, Political Science and International Studies: more than 30 pages * Single-side Printing
参考文献 Reference	○	○		
裏表紙（クロス表紙） Back cover (hard cover)	○			貼り紙等は不要。 There is no need to paste anything.

※ 1 部提出する要旨については、右上に専攻名・学籍番号・氏名を追記して提出すること。

Regarding the summary, please write your department, student ID number and your name on the upper right.

修士論文関係等の手続きについての申合せ

1. 修士論文題目の変更は、指導教員の指導にしたがって論文提出時に「修士論文提出届」を提出すること。
2. 修士論文の取り下げは、指導教員の承認を得た上、最終試験実施日の前日までに「修士論文取下げ願」を提出すること。
3. 修士論文は、最終試験終了まで差し替えることができない。ただし、最終試験で修正を指示された部分については、審査委員全員の承認を得た上で論文の一部を差し替えることができる。なお、差し替え期限は、最終試験実施日から1週間以内とし、差し替え部分「修士論文差し替え届」とあわせて教務係に持参し差し替えを行うこと。届出期限日が休業日の場合は、その次の業務日とする。

神戸大学大学院国際協力研究科

「博士論文提出資格試験・審査」実施細則

神戸大学大学院国際協力研究科規則第 29 条に規定する博士論文提出資格審査について、以下のとおり定める。

I 博士（経済学）の場合

1. 資格試験の内容は次のとおりとする。

1) 科目試験

試験科目は、「開発ミクロ経済学」と「開発マクロ経済学」の 2 科目とする。試験問題は日本語及び英語の両方、又は日本語若しくは英語の一方で出題する。英語で解答することもできる。

「開発ミクロ経済学」と「開発マクロ経済学」の 2 科目に合格すること。ただし、以下のとおり読替措置を実施する。

- ① 国際協力研究科（以下「本研究科」という。）博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）在学中に、「開発ミクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Microeconomics」を履修し「秀(S)」を取得した者は「開発ミクロ経済学」を、「開発マクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Macroeconomics」を履修し「秀(S)」を取得した者は「開発マクロ経済学」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。
- ② 他大学院出身者で本研究科博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）に編入学した者が、前期課程開講の「開発ミクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Microeconomics」を履修し「秀(S)」を取得した場合は「開発ミクロ経済学」を、前期課程開講の「開発マクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Macroeconomics」を履修し「秀(S)」を取得した場合は「開発マクロ経済学」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。
- ③ 2006 年度以前の前期課程入学者については、「プロジェクト評価論」を履修し「優」かつ評価点「秀」相当を取得した者は「開発ミクロ経済学」を、「マクロ開発計画論」を履修し「優」かつ評価点「秀」相当を取得した者は「開発マクロ経済学」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。評価点が「秀」相当であるかどうかについては、所定様式により教務係窓口で照会すること。
- ④ 他大学院でこれと同等の科目を既に取得している者は、教授会の議を経て免除することができる。
- ⑤ 前期課程に社会人特別入試により入学した者が、経済学研究科が土曜日に開講している「基礎ミクロ経済学」、「基礎マクロ経済学」を単位修得している場合、「基礎ミクロ経済学」で「秀」を取得した者は「開発ミクロ経済学Ⅰ」で「秀」を取得した者として扱い、「基礎マクロ経済学」で「秀」を取得した者は「開発マクロ経済学Ⅰ」で「秀」を取得した者として扱う。
- ⑥ 上記①⑤において、2007～2010 年度の前期課程入学者については、読替対象科目を履修し「優(A)」かつ評価点「秀」相当を取得した者は、それぞれ「秀(S)」を取得した者として扱う。評価点が「秀」相当であるかどうかについては、所定様式により教務係窓口で照会すること。

資格試験、開講科目対応表

資格試験	2011 年度以降	2007～2010 年度	2006 年度以前
開発ミクロ 経済学	合格 開発ミクロ経済学Ⅰ 秀 又は Microeconomics 秀(S)	開発ミクロ経済学Ⅰ 優かつ 「秀」相当 又は Microeconomics 優(A) かつ 「秀(S)」相当	プロジェクト 優かつ 評価論 「秀」相当
開発マクロ 経済学	合格 開発マクロ経済学Ⅰ 秀 又は Macroeconomics 秀(S)	開発マクロ経済学Ⅰ 優かつ 「秀」相当 又は Macroeconomics 優(A) かつ 「秀(S)」相当	マクロ開発 優かつ 計画論 「秀」相当

2. 試験時期

年 2 回。どの時点でも受験可能である。

5 月第 3 水曜日（受験申請期間 4 月 1 日～10 日）

11 月第 3 水曜日（受験申請期間 10 月 1 日～10 日）

3. 受験回数

受験回数は制限しない。

II 博士（学術[経済学系]）の場合

1. 資格試験の内容は次のとおりとする。

1) 科目試験

試験科目は、「開発ミクロ経済学」、「開発マクロ経済学」、「開発経済論」の 3 科目とする。試験問題は日本語及び英語の両方、又は日本語若しくは英語の一方で出題する。英語で解答することもできる。

「開発ミクロ経済学」、「開発マクロ経済学」、「開発経済論」のいずれか 2 科目に合格すること。

- ① 前期課程在学中に「開発ミクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Microeconomics」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した者は「開発ミクロ経済学」を、「開発マクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Macroeconomics」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した者は「開発マクロ経済学」を、「開発経済論Ⅰ」又は英語コース開講の「Economic development studies」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した者は「開発経済論」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。
- ② 他大学院出身者で後期課程に編入学した者が、前期課程開講の「開発ミクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Microeconomics」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した場合は「開発ミクロ経済学」を、前期課程開講の「開発マクロ経済学Ⅰ」又は英語コース開講の「Macroeconomics」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した場合は「開発マクロ経済学」を、前期課程開講の「開発経済論Ⅰ」又は英語コース開講の「Economic development studies」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した場合は「開発経済論」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。
- ③ 2006 年度以前の前期課程入学者については、「プロジェクト評価論」を履修し「優」を取得した者は「開発ミクロ経済学」を、「マクロ開発計画論」を履修し「優」を取得した者は「開発マクロ経済学」を、「開発経済論」を履修し「優」を取得した者は「開発経済論」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。
- ④ 他大学院でこれと同等の科目を既に取得している者は、教授会の議を経て免除することができる。
- ⑤ 前期課程に社会人特別入試により入学した者が、経済学研究科が土曜日に開講している「基礎ミクロ経済学」、「基礎マクロ経済学」を単位修得している場合、それぞれ、「基礎ミクロ経済学」を履修し「秀」又は「優」を取得した者は「開発ミクロ経済学Ⅰ」を履修し「秀」又は「優」を取得した者として扱い、「基礎マクロ経済学」を履修し「秀」又は「優」を取得した者は「開発マクロ経済学Ⅰ」を履修し「秀」又は「優」を取得した者として扱う。

資格試験、開講科目対応表

資格試験	2007 年度以降	2006 年度以前
開発ミクロ経済学 合格	開発ミクロ経済学Ⅰ 秀又は優 又は Microeconomics 秀(S)又は優(A)	プロジェクト評価論 優
開発マクロ経済学 合格	開発マクロ経済学Ⅰ 秀又は優 又は Macroeconomics 秀(S)又は優(A)	マクロ開発計画論 優
開発経済論 合格	開発経済論Ⅰ 秀又は優 又は Economic development studies 秀(S)又は優(A)	開発経済論 優

2. 試験実施日

年2回。どの時点でも受験可能である。

5月第3水曜日（受験申請期間 4月1日～10日）

11月第3水曜日（受験申請期間 10月1日～10日）

3. 受験回数

受験回数は制限しない。

Ⅲ 博士（法学、政治学、又は学術[非経済学系]）の場合

1. 資格審査の目的と方法

- 1) 資格審査は、原則として、2. の手続きに従って行われる。これによって、テーマの関連分野に関する理解、論文の構想の充実度、及び論文作成の準備程度を判定する。
- 2) 資格審査は、3. の要領で作成された論文（以下、資格審査論文という。）並びに課題文献リスト、及び口述試験によって行う。ただし、2. の2) により設置される審査委員会が必要と認める場合には、筆記試験を課することができる。この場合、審査委員会は、筆記試験のための課題文献リストを学生に通知する。

2. 資格審査手続き

- 1) 資格審査論文の課題（以下、論文課題という。）は、学生がこれを決定し、指導教員の承認を得なければならない。この承認を受けた学生は、原則として第1年度後期から第2年度前期のうちに、資格審査論文、論文概要、課題文献リスト（それぞれ3部）とともに博士論文提出資格審査受験申請書（以下、受験申請書という。）を教務係に提出する。
- 2) 受験申請書の提出を受けて、教授会においてすみやかに審査委員会を設置する。審査委員会は主査となる指導教員を含む3人で構成され、資格審査論文の審査と口述試験を行う。審査委員会には、少なくとも2人以上の本研究科に配置された教員が参加する。
- 3) 口述試験は、受験申請書が提出された後、2か月以内に行われるものとする。口述試験の日程は、審査委員会が決定する。
- 4) 資格審査の可否は、審査委員会の意見を受けて、教授会の議を経て決定する。
- 5) 資格審査の不合格者は、指導教員の指導のもとに、資格審査論文並びに課題文献リストを再提出することができる。論文課題を変更する場合は、受験申請書を再提出しなければならない。

3. 資格審査論文、論文概要及び課題文献リスト

- 1) 指導教員は、資格審査論文が博士論文の全体構造を示すものとなるか、又は博士論文の構成部分となることを考慮しつつ、論文課題を決定する。
- 2) 資格審査論文の分量は、日本語では、本文 25,000～30,000 字程度、英語では、本文 15,500～25,000 語程度とする。また、論文概要の分量は、日本語では 1,200～1,500 字程度、英語では 700～1,000 語程度とする。これらの様式は、日本語ではワープロ（A4 用紙 40 字×30 行）、英語ではタイプ又はワープロ（A4 用紙 12 ポイント、ダブルスペース 27 行）とする。
- 3) 学生は、指導教員の指導により課題文献リスト（博士論文用の文献を含む。）を作成し、資格審査論文とともに提出しなければならない。

附 則

- 1 この実施細則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この実施細則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この実施細則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施細則は、2016 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この実施細則は、2018 年 4 月 1 日から施行し、2018 年度以降に本研究科後期課程に入学・進学する学生に適用する。前期課程の入学年度は問わない。

「博士論文提出資格試験・審査」実施細則に関する内規

(1997 年 11 月 5 日 研究科委員会)

「学位に付記する専攻の分野の名称」を変更しようとする場合は、必要な試験科目を新たに受験し直さなければならない。

神戸大学大学院国際協力研究科

「博士論文提出資格試験・審査」実施要項

神戸大学大学院国際協力研究科規則第 29 条に規定する博士論文提出資格審査の受験申請手続きについて、以下のとおり定める。

I 博士（経済学）又は博士（学術[経済学系]）の場合

1. 受験申請

博士論文提出資格試験を受けようとする者は、前もって試験科目の受験申請をしなければならない。

- 1) 申請期間：5 月試験受験者は 4 月 1 日～10 日、11 月試験受験者は 10 月 1 日～10 日の間に所定の用紙に記入のうえ教務係に提出すること。申請期限が休業日の場合は、その次の業務日とする。
- 2) 申請用紙：別紙様式 1 を使用する。
- 3) 科目試験：開発ミクロ経済学・開発マクロ経済学・開発経済論に関し、他大学院で既に同等の授業科目を修得して、免除を受けようとする者は、別に定める試験免除申請書（別紙様式 2）を提出しなければならない。この場合は、当該授業科目の成績証明書のコピー等を添付しなければならない。

2. 試験の実施

- 1) 試験実施日：5 月第 3 水曜日、11 月第 3 水曜日とする。
- 2) 試験時間：1 科目につき 2 時間（120 分）とする。
- 3) 試験範囲：原則として出題範囲・参考図書等は指定しない。

3. 試験科目

開発ミクロ経済学、開発マクロ経済学、開発経済論

II 博士（法学、政治学又は学術[非経済学系]）の場合

1. 申請時期

申請は、原則として第 1 年度後期から第 2 年度前期とする。時期は、随時とするが、十分指導教員の指導を受けて決定すること。

2. 申請用紙

申請は、別紙様式 3 を使用すること。

3. 資格審査論文及び課題文献リスト

受験申請書と同時に、資格審査論文、論文概要、課題文献リストそれぞれ 3 部を教務係に提出する。提出する際には、別紙様式 4 を作成し、提出すること。

4. 申請にあたっては、指導教員の指導をうけ、承認を得ること。なお、申請をした後、審査の中止を求める場合は、指導教員の承認を得て、申請取り下げ願（別紙様式 6）を提出すること。

附 則

- 1 この要項は、2009 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項施行の際現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、2016 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

年 月 日

博士論文提出資格試験受験申請書

神戸大学大学院
国際協力研究科長 殿

学籍番号
氏 名

下記のとおり博士論文提出資格試験受験を申請します。

記

	受 験 科 目 名
開発ミクロ経済学	
開発マクロ経済学	
開発経済論	

希望する分野名称 **経済学 学術** (希望する分野に○をつけること。)

切 り 取 り 線

年 月 日

博士論文提出資格試験受験申請書 (控)

学籍番号
氏 名

	受 験 科 目 名
開発ミクロ経済学	
開発マクロ経済学	
開発経済論	

(2009～)

別紙様式 2

年 月 日

博士論文提出資格試験免除申請書

神戸大学大学院
国際協力研究科長 殿

学籍番号
氏 名

下記のとおり博士論文提出資格試験の免除を申請します。

記

受 験 科 目 認定する試験・授業科目等 その成績(別紙証明書のとおり)

開発ミクロ経済学

開発マクロ経済学

開発経済論

切 り 取 り 線

博士論文提出資格試験免除許可書

殿

神戸大学大学院国際協力研究科

下記のとおり博士論文提出資格試験を免除します。

記

学籍番号

氏 名

受験科目

認定する試験・授業科目等

その他の条件

(2009～)

別紙様式 3

年 月 日

博士論文提出資格審査受験申請書

神戸大学大学院
国際協力研究科長 殿

学籍番号
氏 名

博士論文提出資格審査受験を申請します。

論文題目 (仮題)

希望する分野名称 **法学 政治学 学術** (希望する分野に○をつけること)

指導教員名

印

別紙様式 4

年 月 日

博士論文提出資格審査論文
及び課題文献リスト提出届

神戸大学大学院
国際協力研究科長 殿

学籍番号
氏 名

下記のとおり提出いたします。

論文題目:

課題文献リスト (別添のとおり)

指導教員名

印

博士論文作成スケジュール（指針）

年 度 項 目	第 1 年 度				第 2 年 度				第 3 年 度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
研究計画書提出	○											1～3
研究活動報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
提出資格試験・審査の申請	○	○	○	○	○	○						
提出資格審査			○	○	○	○	○	○				
博士論文の執筆	目次・章	目次・章	目次・章・節	目次・章・節	前半部分	前半部分	後半部分	後半部分	改訂	改訂	改訂	
中 間 報 告			リークシヨップ ^Ⅰ	リークシヨップ ^Ⅰ			リークシヨップ ^Ⅱ	リークシヨップ ^Ⅱ				
最 終 報 告									特殊研究報告	特殊研究報告	特殊研究報告	
博士論文の提出											○	

- ・研究活動報告書は3ヶ月毎に指導教員に提出すること。
- ・博士論文提出資格は第2年度の後半までに取得しておくことが望ましい。
- ・博士論文の提出期間は、4月1日から6月20日まで、および10月1日から12月20日までとする。
(参考)

研究科規則（博士課程の修了要件）

第32条 博士課程の修了要件は，前期課程又は修士課程修了後，後期課程に3年以上在学し，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては，当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

博士後期課程研究活動報告書

学生用

指導教員： _____

学籍番号： _____

氏 名： _____

研究期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（後期課程入学後 _____ 枚目）

研究課題：

研究方法：

主要参考資料・文献：

前回報告以後の研究成果：

次回研究報告書作成までの研究予定：

※この報告書は、３ヶ月ごとに指導教員に提出すること。

神戸大学大学院国際協力研究科 博士論文指導要領

1995 年 12 月 6 日 研究科委員会決定
2007 年 4 月 1 日 改正
2015 年 3 月 4 日 改正
2016 年 9 月 7 日 改正

- 1) 指導教員は、博士論文作成の指導及び助言を行う。
- 2) 指導教員の申し出により研究指導委員を 2 人まで、教授会の議を経て選出することができる。指導教員及び研究指導委員によって、研究指導委員会を結成する。
- 3) 研究指導委員は、指導教員を補佐する。
- 4) 研究指導委員は、国際協力研究科に配置された教授又は准教授とする。なお、必要があるときは、本学の他の教育研究組織に配置された教員又は、他大学の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 5) 研究指導委員会は、博士論文作成の指導について協議する。

神戸大学大学院国際協力研究科 博士論文審査要領

1995 年 12 月 6 日 研究科委員会決定
2007 年 9 月 5 日 改正
2015 年 3 月 4 日 改正
2016 年 9 月 7 日 改正

- 1) 指導教員が教授会において博士論文の審査を求めた場合、審査委員 3 人以上(主査 1 人、副査 2 人以上)を選出する。審査委員は審査委員会を結成する。
- 2) 審査委員のうち、少なくとも 2 人は、国際協力研究科（以下「本研究科」という。）に配置された教授とする。
なお、必要のあるときは、次の者に審査委員を委嘱することができる。
 1. 本研究科に配置された准教授
 2. 本学の他の教育研究組織に配置された教授又は准教授
 3. 他大学の大学院又は研究所等の教員等
- 3) 審査委員会は博士論文の最終試験(論文審査、口頭試験)を行い、試験結果を教授会において報告する。
報告を受けた教授会は、博士号授与の可否につき、投票で議決する。

神戸大学大学院国際協力研究科

博士論文提出要領

国際協力研究科在学中に学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を作成し、書類提出に当たっては、あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受け、承認を得ること。

I. 論文提出期間

論文提出期間について、3月修了の場合は前年の10月1日から12月20日までとし、9月修了の場合は4月1日から6月20日までとする。

なお、提出期限日が休業日の場合は、その次の業務日とする。また、提出期限日以降は受け付けないので厳守すること。

II. 提出書類

1. 学位論文審査願
2. 論文目録
3. 履歴書
4. 学位論文
5. 論文内容の要旨
6. 公表延期申請書（公表延期希望者のみ）

III. 作成要領

1. 学位論文審査願
 - 1 通作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 論文目録
 - 1 通作成すること。（所定の用紙を交付する。参考論文があれば添付してもよい。）
3. 論文内容の要旨
 - 1) 1 通作成すること。（所定の用紙を交付する。）
 - 2) 記載は、縦位置、横書きとする。
 - 3) 日本語又は英語で記述し、コンピューター等を使用すること。
 - 4) 日本語の場合 3,000～6,000 字、英語の場合は 12 ポイントで約 1,000～2,000 語でまとめること。
4. 学位論文
 - 1) 共著でないこと。ただし、学位論文の一部に共著の内容が含まれる場合には、学位論文が共著であるか否かについて、指導教員が判断する。
 - 2) 日本語又は英語で記述すること。ただし、特に教授会の議を経て認めた場合は、この限りではない。
 - 3) 論文の体裁等：
A4 用紙を用い、コンピューター等でタイプ打ちし、それを片面印刷で出力したものを提出すること。
日本語：明朝体・10.5 ポイントを基準とする、縦位置、横書き、1 行 35 文字以上、1 ページ 35 行以上
英語：Times New Roman・12 ポイントを基準とする、縦位置、横書き、1 ページ 27 行以上
図表、注については、上記の体裁にとらわれる必要はない。
論文本文には、各ページにページ番号を付すこと。
 - 4) 論文の分量は目次・本文・注・図表を合わせて以下のとおりとする。
表紙、要旨及び参考文献は含まない。（博士論文様式参照）
博士（経済学）の論文
日本語：上記の体裁で 80 ページ以上 英語：上記の体裁で 100 ページ以上
博士（法学・政治学・学術）の論文

日本語：上記の体裁で 130 ページ以上 英 語：上記の体裁で 200 ページ以上

5) 論文の提出について

論文提出時：論文は、提出年月日、論文題目、研究科名、専攻名、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記したクロス表紙を付し、仮綴にしたものを 4 冊提出すること。最終試験終了後：論文は、同装丁により追加で 1 又は 2 冊提出すること。提出部数は別途指示する。

学位授与決定後：論文は、電子媒体により 1 部提出すること。

5. 履歴書

1 通作成すること。(所定の用紙を交付する。)

6. 公表延期申請書（公表延期希望者のみ）

1 通作成すること。(所定の用紙を交付する。)

IV. 印刷公表の方法及び時期

1. 公表は単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公刊物」という。）に掲載して行うこと。
2. 公表は原則として学位論文そのものを全文公表すること。
3. 自費出版等によるもので、購読できるものが限定されている出版物であっても、大学、その他の学術機関等に配布されたものについては、公刊物として扱うことができる。

なお、学位論文の公表については、神戸大学学位規程第 19 条のとおり規定されている。

附 則

この要領は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2007 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2016 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2017 年 4 月 5 日から施行する。

(参考)

神戸大学学位規程抜粋

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

博士論文様式 Format of Doctoral Dissertation

※博士論文は簡易製本して提出すること。

表紙
Front Cover

扉
Title Page

要旨（表紙）
Front Page of Summary

参考 Sample

年 月 日提出
Date of Submission

論文題目 Title

国際協力研究科
Graduate School of International
Cooperation Studies
専 攻 Department
指導教員 Academic Adviser
学籍番号 Student ID Number
氏 名 Name

年 月 日提出
Date of Submission

論文題目 Title

国際協力研究科
Graduate School of International
Cooperation Studies
専 攻 Department
指導教員 Academic Adviser
学籍番号 Student ID Number
氏 名 Name

論文内容の要旨
Summary of the Doctoral
Dissertation

氏 名 Name
専 攻 Department
論文題目 Title of Dissertation

【各項目の記載内容】

専攻 Department	国際開発政策専攻	Department of Economic Development and Policies
	国際協力政策専攻	Department of International Cooperation Policy Studies
	地域協力政策専攻	Department of Regional Cooperation Policy Studies
指導教員の職位 Job Title of Academic Adviser	教授／准教授	Professor / Associate Professor

構成 format	内容 Contents
表紙（クロス表紙） Front cover (hard cover)	クロス表紙に扉と同内容の紙を貼ること Paste the copy of title page.
扉 Title page	上記扉の記載内容を全て記載すること Refer to the sample above.
要旨 Summary※	＜日本語＞ 3,000字～6,000字 ＜英語 English＞ 12ポイントで約1,000語～2,000語 About 1,000 to 2,000 words at 12 points.
目次・本文・注・ 図表 table of contents, text, footnotes, endnotes, diagrams	＜日本語＞ 経済学：80ページ以上 法学・政治学・国際学：130ページ以上 ＊片面印刷 ＜英語 English＞ Economics: more than 100 pages Laws, Political Science and International Studies: more than 200 pages ＊Single-side Printing
参考文献 Reference	
裏表紙（クロス表紙） Back cover (hard cover)	貼り紙等は不要。There is no need to paste anything.

※ 1部提出する要旨については、2ページ目以降の右上にページ番号・学籍番号・氏名を記載すること。
要旨の最後には、指導教員の名前を記載すること。

Regarding the summary, please write the number of the pages, student ID number and your name on the upper right except for the first page.

Please write the name of your academic adviser at the end of your summary.

神戸大学大学院国際協力研究科 博士課程前期課程における早期修了に関する内規

2011年1月5日 教授会決定

2015年3月4日 教授会改正

2016年9月7日 教授会改正

2018年3月7日 教授会改正

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院国際協力研究科規則第31条ただし書に定める優れた業績を上げた者に係る博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）の在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(早期修了の種類)

第2条 早期修了は、次の2種類とする。

- (1) 1年修了（前期課程における在学期間が1年）
- (2) 1年半修了（前期課程における在学期間が1年半）

(申 請)

第3条 早期修了を希望する者は、早期修了の適用資格を得るため、「前期課程早期修了申請書」及び「研究計画書」を指導教員の承認を得て、大学院国際協力研究科長（以下「研究科長」という。）へ申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ダブル・ディグリー・プログラム協定大学（以下「DDP協定大学」という。）からの受入学生については、早期修了の適用ではあるが申請手を免除する。

3 DDP協定大学への派遣学生のうち、授業料相互不徴収協定により在学中のまま派遣される学生については、早期修了の適用としないものとする。

4 第1項の申請期限は、3月早期修了希望者は前年の8月10日、
9月早期修了希望者は2月10日（申請期限日が休業日の場合は翌業務日）とする。

(適用資格判定)

第4条 早期修了の適用資格の有無の判定は、教授会の議を経て行う。

2 早期修了の適用資格判定の結果は、3月早期修了希望者は前年の9月中旬、9月早期修了希望者は3月中旬に、申請者に通知する。

(学位審査論文の提出)

第5条 早期修了の適用資格が有り判定された者は、研究科長に修士論文（又はリサーチペーパー）を提出することができる。

(早期修了の要件)

第6条 早期修了の認定を受けることができる者は、次に各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 課程の修了に必要な履修単位を優秀な成績で修得（修得単位の75%以上が「優」又は「秀」であること）し、修士論文（又はリサーチペーパー）の評点が80点以上ある者

(2) 研究に関した論文や学会発表等で顕著な業績をあげていると指導教員が認めた者

なお、上記(1)及び(2)のいずれの場合においても、早期修了後、博士課程後期課程に進学するためには、修士論文の評点が90点以上あることを要する。

2 DDP協定大学の交流学生（派遣学生・受入学生）に係る早期修了の要件については、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(早期修了希望の取消し)

第7条 早期修了の適用資格が有り判定された者が、申請を取り消す場合には、速やかに届け出なければならない。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

- 附 則** この内規は、2011年4月1日から施行する。
附 則 この内規は、2015年4月1日から施行する。
附 則 この内規は、2016年10月1日から施行する。
附 則 この内規は、2018年4月1日から施行する。

神戸大学大学院国際協力研究科
ダブル・ディグリー・プログラム協定大学の
交流学生に係る早期修了に関する申合せ

2011 年 1 月 5 日 教授会決定
2014 年 3 月 5 日 教授会改正
2016 年 9 月 7 日 教授会改正

(趣 旨)

第 1 条 この申合せは、神戸大学大学院国際協力研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規第 6 条第 2 項に基づき、ダブル・ディグリー・プログラム協定大学（以下「DDP 協定大学」という。）の交流学生に係る早期修了の具体的事項を申し合わせるものである。

(定 義)

第 2 条 この申合せにおいて「交流学生」とは、DDP 協定大学へ派遣する派遣学生（授業料相互不徴収協定により、在学中のまま派遣される学生を除く。）及び DDP 協定大学から受け入れをする受入学生をいう。

(派遣学生)

第 3 条 派遣学生は、DDP 協定大学での研究終了後、直ちに本研究科に復学し、半年間以上在籍し、修士論文（又はリサーチペーパー）を提出しなければならない。（当該学生は、その旨を留学前に書面にて誓約しなければならない。）

(早期修了の要件)

第 4 条 派遣学生については、DDP 協定大学での学業成績、本研究科での学業成績、修士論文（又はリサーチペーパー）及び研究に関する論文や学会発表等で顕著な業績をあげていると指導教員が認めた者
2 受入学生については、本研究科での学業成績、修士論文（又はリサーチペーパー）及び研究に関する論文や学会発表等で顕著な業績をあげていると指導教員が認めた者

附 則

この申合せは、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、2016 年 10 月 1 日から施行する。

神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 31 日 平成 19 年 3 月 30 日
平成 20 年 3 月 18 日 平成 21 年 3 月 25 日
平成 23 年 6 月 28 日 平成 25 年 3 月 27 日
平成 26 年 3 月 26 日 平成 26 年 9 月 30 日
平成 27 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 52 条の規定に基づき，神戸大学(以下「本学」という。)における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあっては，保育料。以下同じ。)，入学料(幼稚園にあっては，入園料。以下同じ。)及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000 円	282,000 円	30,000 円
乗船実習科	6 か月につき 267,900 円	169,200 円	18,000 円
幼稚園	年額 73,200 円	31,300 円	1,600 円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200 円	56,400 円	9,800 円
特別支援学校の高等部	年額 4,800 円	2,000 円	2,500 円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800 円	／	／
特別研究学生	月額 29,700 円	／	／

2 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第 22 条第 4 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた 期間(以下「長期在学期間」という。)に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。)とする。

3 学部において，出願書類等による選抜(以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下 この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。

4 法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

5 (略)

6 (略)

7 学部の転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第 1 項の規定にかかわらず，30,000 円とする。

8 編入学，転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

9 大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条ただし書の規定により，大学院研究科の修士課程を修了し，引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第 3 条 本学において徴収する寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

区分	学生寮等の名称	寄宿料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮，女子寮，国維寮，インターナショナル・レジデンス（単身室 床面積 15 m ² 以上）	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス（単身室 床面積 15 m ² 以上）	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館（夫婦室）	月額 9,500 円
	国際交流会館（家族室）	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス（夫婦室）	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス（家族室）	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日)

この規程は，平成 17 年 3 月 31 日から施行し，平成 17 年度に係る授業料から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日)

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行し，改正後の神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程の規定は，平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日)

この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 28 日)

この規程は，平成 23 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日)

この規程は，平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 条第 5 項，第 6 項は，附属学校に関する条項のため表記略)

神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 17 日 平成 19 年 3 月 22 日
平成 20 年 3 月 18 日 平成 20 年 7 月 15 日
平成 23 年 3 月 31 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 51 条第 2 項及び第 52 条第 2 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(対 象 者)

第 2 条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部及び大学院の学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)並びに乗船実習科の学生とする。

(申請及び許可)

第 3 条 授業料の免除等を受けようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者)は、各期(教学規則第 50 条第 1 項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。)ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部(1 年次生を除く。)、海事科学部(1 年次生を除く。)、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科(以下「医学部等」という。)に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会(以下「学生委員協議会」という。)の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額及び選考基準)

第 4 条 授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第 5 条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

第 2 章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第 6 条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

第 7 条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前 6 月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前

1 年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。)

(5) その他本学において必要と認める書類

第 3 章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴 収 猶 予)

第 8 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については 8 月末日まで、後期分については 2 月末日までとする。

(月 割 分 納)

第 9 条 前条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合であって、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし、毎月 5 日までに納付するものとする。

第 4 章 許可の取消し

(許可の取消し)

第 10 条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

(1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。

(2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。

(3) 教学規則第 55 条の 2 に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第 11 条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

第 5 章 雑 則

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 15 日)

この規程は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学学生健康診断規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 健康診断は、保健管理センターが行う。

(健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表

判定区分		
生活 規 正 の 面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)

改正 平成 23 年 3 月 31 日 平成 25 年 6 月 25 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事 務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(別記様式 表記略)

神戸大学学生表彰に関する申合せ

(平成20年7月9日学生委員協議会制定)

この申合せは、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、学生の表彰に関する具体的事項を申し合わせるものである。

1 推薦基準

(1) 規程第2条第1号イ（国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの）の推薦基準は、次の①、②のすべてを満たす場合とする。

①学会について

- a 法人化されている全国規模の学会であること。なお、海外の学会についても国内学会と同等の要件を満たしていること。
- b 学会が論文賞選考委員会等を設置し厳正な審査を行っていること。

②表彰候補者について

- a 学会が表彰した論文賞等の受賞者であること。
- b 受賞を受けた論文のファースト・オーサーであること。

なお、学会が表彰する「ポスター賞」、国際会議、国内会議に付随して設置された「各種の賞」及び各種団体が表彰する学術関係の賞（例えば音楽コンクールでの賞、財団・協会等の学術賞）は原則として該当しないが、受賞が複数のマスコミ等で紹介され社会的に評価されたものについては、別途考慮する。

(2) 規程第2条第1号ロ（その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの）の推薦基準は、次のとおりとする。

- ① 論文がネイチャー等の著名な学術誌に掲載され、その論文のファースト・オーサーであり、かつ、当該論文が複数のマスコミ等で紹介され社会的に評価されたものであること。

(3) 規程第2条第2号、第3号及び第4号の推薦基準は、各号のとおりとする。

2 推薦及び対象期間

(1) 規程第3条の推薦期間は、原則として12月1日から12月15日までとする。

(2) 規程第2条各号の対象期間は、原則として推薦期間前の1年間に受賞または高い評価を受けたものとする。

3 選考委員会

(1) 規程第2条第1号、第3号及び第4号による被表彰者の選考は、学生委員協議会に設置の学生表彰選考小委員会（以下「選考小委員会」という。）が行う。

(2) 規程第2条第2号による被表彰者の選考は、学生委員協議会に設置の課外活動小委員会が行う。

4 選考小委員会委員

前項第1号の選考小委員会委員の選出は、次のとおりとする。

- ① 4大学術系列研究分野（人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命・医学系）の学生委員から各1人
- ② 学務部長
- ③ その他、選考小委員会委員長が必要と認めた関連分野の教員若干人

5 被表彰者の人数

(1) 規程第2条第2号ニによる被表彰者は、10人程度とする。

(2) 規程第2条第2号ニ以外の被表彰者は、それぞれ若干人とする。

附則

1 この申合せは、平成20年7月9日から施行する。

2 神戸大学学生表彰の実施に関する申合せ（平成17年1月19日学生委員協議会決定）は、廃止する。

神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 17 日 平成 19 年 12 月 25 日
平成 22 年 3 月 23 日 平成 27 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第 2 条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第 3 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第 5 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第 6 条 教授会は、第 4 条第 1 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 7 条 学長は、第 4 条第 3 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成16年4月1日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(平成17年3月17日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日)

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

附 則(平成27年3月31日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、次の申合せを行うものとする。

1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
- (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
- (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
- (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。

3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

海外渡航安全対策マニュアル

1. 安全対策の基本原則

学生の海外渡航に際しては多様な危険が予想されうることから、研究科としては最善の事前説明責任と事後対応を尽くすが、基本的には渡航する学生本人が各種危険を自覚したうえで適切な判断と行動を選択する自己責任原則を重視する。また各種危険に備えた保険の付保は不可欠である。

本マニュアルでは、表1のように、学生の海外渡航（本学が募集する海外派遣プログラムを除く）のタイプを研究科の関与の度合いに応じて下記の3種類に分類し、それぞれにつき、研究科として必要な事前対応・事後対応、及び学生本人に義務化ないし推奨すべき事前対応・事後対応について、マニュアル化を図っている。

表1：海外渡航のタイプに応じた学生本人及び研究科の対応総括表

	事前対応		事後対応	
	学生本人の対応	研究科の対応	学生本人の対応	研究科の対応
留学生危機管理制度（OSSMA）に基づく海外渡航（詳細は、p129以降を参照）	海外渡航届（全学生対象）・一時出国届（海外からの留学生のみ対象）・OSSMA登録	チェックリスト配布・OSSMA登録支援	緊急時連絡	緊急連絡体制
上記以外の学事・研究渡航	海外渡航届（全学生対象）・一時出国届（海外からの留学生のみ対象）	チェックリスト配布		
私事渡航（海外旅行、海外からの留学生の一時帰国等）				

2. 事前対策

2-1. 学生による義務的対応

海外渡航する学生は、海外渡航のタイプに関わらず、様式1の海外渡航届（全学生対象）、及び様式2の一時出国届（海外からの留学生のみ対象）の提出を義務化し、もって緊急時における現地の情報把握や国内の連絡体制の迅速化に備える。

加えて、留学生危機管理制度（OSSMA）に基づく海外渡航をする学生については、OSSMA登録手続きが必要である。（詳細は、p129以降を参照）

※ 海外からの留学生が出身国に一時帰国する際も、海外渡航届、一時出国届の提出は必要なので、注意すること。

2-2. 研究科による対応

留学生危機管理制度（OSSMA）に基づく通常渡航とその他の学事・研究渡航について、研究科から学生に対して、別添-1の「チェックリスト」を配布する。「チェックリスト」は、海外渡航時の安全対策についての基本的な情報提供、緊急時連絡先の明記と緊急時連絡の義務化、海外旅行傷害保険加入の義務化ないし推奨、予防接種の強い推奨、要提出書類の様式添付、などの内容を含んでいる。

3. 事後対策

3-1. 学生による義務的対応

表1の海外渡航タイプについて、緊急時連絡を義務化する。なお緊急時連絡先は教務係・研究科長・教務委員長・学生就職委員長のいずれかとする。

3-2. 研究科による対応

学生から緊急時連絡が入った場合、別添-2の「緊急時連絡体制」にしたがい緊急時体制をとる。ここで、緊急対策会議においては、表2「危険度レベル」に応じて事態の危険度を判断し、レベル2以上の場合には大学本部レベルの緊急連絡体制に迅速に連結する。

なお危険度がいずれのレベルの場合も、学生からの事後報告を受けて、必要に応じて大学本部に事後報告を行う。

表2：危険度のレベル表

レベル1	レベル2	レベル3
事故等の問題発生の可能性ありとの通報	1. 事故等の問題発生の実事が確認された場合であって、しかし負傷等の被害の程度が深刻となるおそれがなく、かつ学生・家族・その他関係者からの要請・問い合わせが深刻ではない場合。 2. 報道機関から事故の実事について照会・取材申し込みがあった場合。	1. 事故等の問題発生の実事が確認された場合であって、かつ負傷等の被害の程度が深刻となるおそれがあるか、あるいは学生・家族・その他関係者からの要請・問い合わせが深刻である場合。 2. 報道機関から事故の実事について照会・取材申し込みが殺到している場合。

以 上

別添１ 学生の海外渡航に関する安全対策チェックリスト（提出不要）

学生の海外渡航は自己責任原則のもとで実施します。以下のチェックリストを参考に、準備が怠りないか確認のうえ出発し、慎重かつ適切な行動に努めてください。

１．渡航先についての概況把握

- ☐ 渡航先の文化的タブーについて確認しましたか？それへの適切な対応(女性用スカーフなど)を準備しましたか？
- ☐ 渡航先と日本との歴史的関係を把握していますか？ 渡航先で最近、対日感情は悪化していませんか？
- ☐ 渡航先の一般的な政治情勢・治安動向を確認しましたか？
- ☐ 渡航期間中に選挙、スポーツの国際試合、宗教的年中行事など治安の悪化するおそれのある可能性はありませんか？
- ☐ 渡航先の治安動向の変化について、滞在中の情報入手先を確認しましたか？
- ☐ 渡航先で安全な宿舎を確保しましたか？
- ☐ 渡航先で安全な移動手段を確認しましたか？
- ☐ 渡航先で夜間出歩かない、単独行動しない、貴重品を持ち歩かない、移動先からの帰路の確保など、基本的な安全指針を確認しましたか？

２．疾病予防

- ☐ 渡航先の天候(雨季・乾期・日本との気温差、洪水の有無など)は確認しましたか？
- ☐ 渡航先で流行している感染症はありませんか？
- ☐ 必要な予防接種(黄熱、コレラ、A/B 型肝炎、日本脳炎、狂犬病、破傷風など)は済ませましたか？
- ☐ デング熱・マラリア汚染地域に立ち入る可能性はありませんか？
- ☐ 抗菌剤、マラリア予防薬など必要な薬品は準備しましたか？

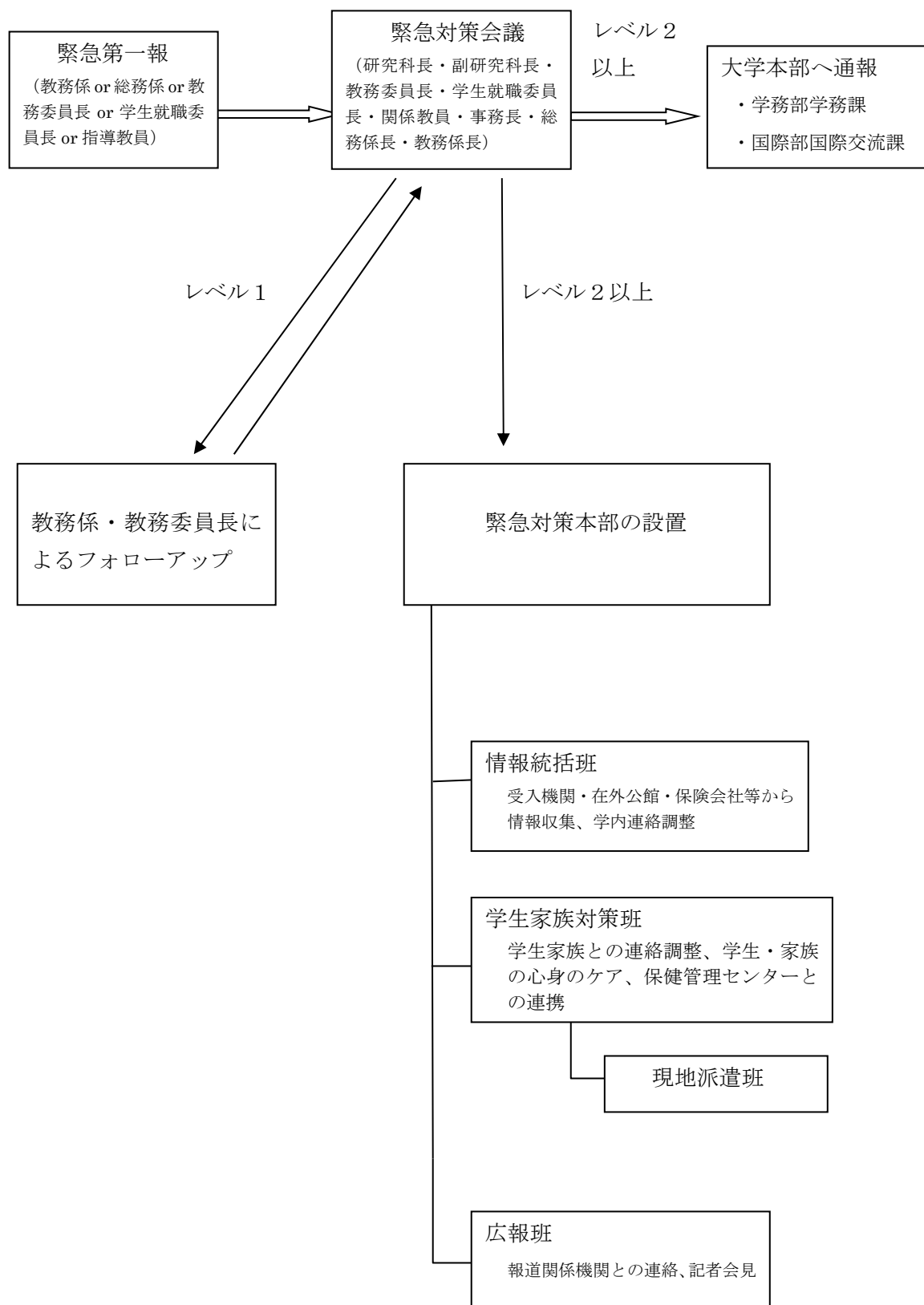
３．海外旅行傷害保険

- ☐ 海外旅行傷害保険への加入は義務的です。すでに加入しましたか？
- ☐ 保険の適用範囲が旅行中及び帰国後 72 時間以内に医師の診察を受けた疾病であることを確認していますか？
- ☐ 渡航先や研修目的の必要に応じて保険に特約を設けましたか？

４．緊急時の連絡先・各種届出等

- ☐ 緊急時の研究科連絡先(事務室・指導教員)を把握していますか？
- ☐ 緊急時の研究科連絡先(事務室・指導教員)を留守家族に知らせてありますか？
- ☐ 渡航先受入機関の連絡先、及び宿泊先の連絡先を、留守家族及び研究科事務室・指導教員に知らせてありますか？
- ☐ 渡航先にある本邦大使館(総領事館)の連絡先を把握していますか？
- ☐ 様式 1 ～ 2 の提出は義務的です。すべて提出しましたか？

緊急時連絡体制



海外渡航届（様式 1）

年 月 日届出
Year Month Day

神戸大学 国際協力研究科長 殿 Dear Dean of GSICS,

学籍番号 Student Number		氏名 Name	
自宅電話番号 Phone Number		自宅電話番号 Mobile Phone Number	
指導教員 Academic Adviser		E-mail address	

このたび、下記のとおり海外渡航いたしますので、届けます。

記

海外渡航中の連絡先等 Information of Overseas Travel

理由 Purpose of Travel			
海外渡航期間 Period of Travel	年 From Year	月 Month	日 Day
渡航国 Destination Country			
経由国 Transit Country			
宿泊先住所 Accommodation's address			
宿泊先電話番号 Accommodation's Phone Number		Eメールアドレス (海外で使えるもの)	
留学・研修先大学名 Name of Host Institution		留学・研修先大学 電話番号 Host Institution's Phone Number	
学生教育研究災害傷害保険 PAS (School Insurance)	加入 Purchased ・ 未加入 Not purchased ※未加入の場合、速やかに加入すること。If you don't have purchased, purchase at once.		
海外旅行者傷害保険 Overseas Travelers' Personal Accident Insurance	加入 Purchased ・ 未加入 Not purchased ※未加入の場合、速やかに加入すること。If you don't have purchased, purchase at once.		
海外旅行者傷害保険 保 険 会 社 名 Name of Insurance		海外旅行者傷害保険 保 険 証 番 号 Number of Insurance	

国内緊急連絡先 Emergency Contact in Japan

氏名 Name		続柄 Relation	
住所 Address	〒		
自宅電話番号 Phone Number		自宅電話番号 Mobile Phone Number	

以下のことを確認しました。（□にチェックしてください。）

- ☐ 保護者等の家族に日程表などを渡し、家族は、本渡航について了解しています。
- ☐ 渡航は全て自己責任のもとで行う原則を理解しています。
- ☐ 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録又は「在留届」を提出しました。
(外国に住所・居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は「在留届」の提出が義務付けられています。また、3ヶ月未満の渡航もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する日本人は、「たびレジ」へ登録してください。
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)
- ☐ 外務省「危険情報」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>) <有の場合>レベル

注 この海外渡航届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守のうえ適切に取り扱うこととし、在学中において、海外渡航の危機

年 月 日
Year month day

国際協力研究科長 殿
Dear Dean of GSICS,

指導教員 印
Academic Adviser Seal

学籍番号(Student Number)

氏 名 印
Name Signature

国籍(Nationality)

国費(MEXT Scholarship) / 私費(Others)
(No.)

一時出国届(様式2)
Notification of Embarkation

下記のとおり一時出国しますのでお届けします。

記

1. 理由
Purpose of Travel

2. 期間
Period of Travel

自	年	月	日	*この出国に際して、現宿舎を退居する者はチェックしてください。 On the embarkation, moving out current accommodation. ☐
From	year	month	day	
至	年	月	日	
To	year	month	day	

3. 連絡先
Contact address

国 名	Country of destination
宿泊先住所	Place to stay
電 話	Phone Number
メールアドレス	E-mail

< 注意事項 Notice >

- ・「みなし再入国許可」制度により、出国する際は在留カードの提示が必要です。

On a special reentry permit System, you are required to present your resident card at departure.

- ・再入国後は教務係までお知らせください。

Please inform the Academic Affairs Office when you return.

- ・研究データが入ったパソコン・USBメモリ・CDや図面などの成果品等や研究に関わるものを国外に持っていく場合は、事前にチェックを受ける必要がありますので、事務室で確認してください。

If you bring your PC, USB flash drive, CD or Drawing which include research data or something related to research, you should have checked in advance, please confirm it at the Academic Affairs Office.

留学生危機管理制度（OSSMA）に基づく海外渡航

本学及び本研究科が募集する下記のプログラムに参加する学生は、留学生危機管理制度（OSSMA）への登録が義務付けられており、必ず行う必要がある。

登録にあたっては、日本を出国する２週間前までに申請を行うこと。

【留学生危機管理制度（OSSMA）対象プログラム】

- 海外実習
- 海外インターンシップ（本学及び本研究科が募集するものに限る）
- 高度海外研究
- 学術交流協定に基づくダブルディグリープログラム（派遣）
- 学術交流協定に基づく交換留学（派遣）
- その他、本学が募集する海外プログラム

本学が募集する海外派遣プログラム等、または、学長/部局長による推薦の下に参加する
海外派遣プログラム等で海外へ渡航する学生さんへ

神戸大学理事(国際担当)・副学長
井上 典之

本学では、海外渡航中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス(株)(以下 EAJ)と契約し、本学が募集する海外派遣プログラム等、または、学長/部局長による推薦の下に参加する海外派遣プログラム等で海外へ渡航する学生全員に、「留学生危機管理制度 Overseas Student Safety Management Assistance」(以下 OSSMA)に加入することを義務付けています。OSSMA の概要については、別紙パンフレットをご覧ください。

また、OSSMA への加入にあたり、海外渡航前の危機管理オリエンテーションを開催いたします。危機管理オリエンテーションへの参加は義務ですので、担当係からの指示に従い出席してください。

標記に該当する正規留学期間中の安否確認等に係わる OSSMA の会費は本学が負担しますが、海外にて事故・疾病・災害などに遭い、EAJ の支援を受けた場合の実費は、皆さんが個人的に加入する海外旅行保険へ EAJ が代位求償することになります。保険の補償範囲外の支援を受けた場合や、救援にかかった費用が補償金額を超える場合には個人負担していただくこともありますので、予めご了承ください。

なお、当該留学期間の前後に連続して私費で語学学校に行く等、渡航期間を延長する予定の学生は、所属部局が正規の留学に付随する期間と認めた場合、この期間も OSSMA の加入期間とします。(この場合の会費も本学が負担します。)渡航期間途中で帰国予定の延期が認められた場合も、同様の扱いとします。正規の留学期間を前・後に延長して渡航予定の学生は、延長が決まった時点で必ず担当係へお申し出ください。

※万が一、支援対象期間外に事故・疾病・災害などに遭われた場合、EAJ の支援を受けるためには、事前に支援対象となっている場合より対応に時間がかかることも考えられますので、ご注意ください。

誓 約 書

神戸大学長 殿

私（ 学生氏名 ）は、この度神戸大学が実施する（ 派遣プログラム名 ）にて海外渡航を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。誓約事項に反した場合は、神戸大学がプログラムの参加資格取り消し、次回以降の海外派遣プログラム等への応募資格を与えない、などの対応をとっても異議申し立ていたしません。

記

- 1.（ 派遣プログラム名 ）の派遣候補者として神戸大学の推薦が決定した後も、派遣先機関の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了解すること。
2. 渡航に必要な諸手続きについては事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 渡航先国の法律を遵守すること。また、派遣先機関において当該機関の諸規則を遵守し、監督体制に従うこと。
4. 渡航先国の情勢や派遣先機関の事情、あるいは神戸大学の判断により、渡航の中止、延期、中断が決定された場合は速やかに従うこと。
5. 神戸大学が契約する危機管理会社のアシスタンスサービスに加入すること。また、加入にあたっての手続き等については、神戸大学の指示に従うこと。
6. 渡航は全て自己責任のもとで行う原則を理解すること。
※渡航期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪など不測の事態による損害について、神戸大学および派遣先機関は一切責任を負いません。
7. 派遣先機関で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報海外派遣プログラムの運営のためまたは学生の安全を守るために神戸大学が派遣先機関から提供を受けることに同意すること。
- 8.（ 派遣プログラム名 ）参加にあたり提出する個人情報は、渡航手続きや危機管理の目的のため、派遣先機関、旅行会社、航空会社、保険会社、危機管理会社と共有・利用される場合があることに同意すること。また、危機管理会社のアシスタンスサービスを利用した場合に、危機管理会社に提供した疾病やトラブルに関連する個人情報についても、神戸大学や危機管理の関係者に共有・利用される場合があることに同意すること。

年 月 日

学籍番号

学部/研究科

学生氏名（自署）

印

私は、上記に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証いたします。

年 月 日

保証人氏名（自署）

印

続 柄

事後報告書

提出： 年 月 日

氏名：	渡航先：
	渡航期間： 年 月 日～ 年 月 日
渡航中に事故等の危険に遭遇しましたか	1. 遭遇しなかった 2. 遭遇した →概略を述べてください：
渡航中になんらかの疾病にかかりましたか	1. かかっていない 2. かかった →概略を述べてください：
現在なんらかの心身の不調を感じていますか	1. 感じていない 2. 感じている →概略を述べてください：
その他渡航中の安全管理について気の付いたことがあれば自由に記載してください	

教務係確認印：	教務委員長確認印：	学生就職委員長確認印：
---------	-----------	-------------

学 生 の 心 得

交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱い

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む。)を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

- (1) 気象警報の対象区域について

対象区域は神戸市とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

- (2) 対象となる気象警報について

神戸市に気象警報（ただし、暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発令された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。

- (3) 気象警報の解除について

次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 休講の周知方法

交通機関の運休又は気象警報の発表が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

(注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。

- 2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
- 3. 気象警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
- 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。

掲示について

いろいろな通知や連絡は、特別な場合を除き、すべて掲示によってなされます。掲示板は、国際協力研究科棟1階にあり、呼出、告示、通知をはじめ、奨学金並びにアルバイトの募集等各種の掲示をするので、登・下校の際は、見落しのないよう注意してください。

諸証明について

(1) 学 生 証 再 交 付

学生証の紛失、破損及び改姓又は氏名漢字の変更等による記載事項の変更等があった場合は、再交付を教務係に申し出てください。

(2) 通学定期乗車券

①就学学舎に通学する場合

通学定期乗車券は、宿所（現住所）の最寄り駅から本学（就学学舎）の最寄り駅との間を順路により通学する場合に購入できます。購入にあたっては、まず証明書自動発行機で「通学証明書」交付願を発行してください。次に必要事項を記入して、教務係に提出してください。

（鉄道関係）

阪急電鉄 阪神電鉄 京阪電鉄 山陽電鉄 神戸電鉄 神戸高速鉄道 JR 西日本 南海電鉄 近畿日本鉄道 京福電鉄 北大阪急行電鉄 泉北高速鉄道 大阪市営地下鉄 神戸市営地下鉄 神戸新交通 北神急行電鉄

（バス関係）

神戸市バス 大阪市バス 尼崎市バス 明石市バス 姫路市バス 阪急バス 阪神バス 山陽バス 神姫バス 南海バス 近鉄バス

※バスの定期券は、月単位になっているところもあるので、購入の時期を注意し、不利益にならないようにしてください。

②就学学舎以外の場所に通学する場合

就学上、就学学舎以外の場所へ受講、実験及び実習のために通学する場合があります。研究科長がその必要を認めたときには、通学定期乗車券が購入できます。申込期間内に教務係へ願い出てください。

なお、課外活動のためには、通学定期乗車券は購入できません。

③通学定期乗車券が無効となる場合

次の場合は、通学定期乗車券が無効となり、普通運賃の 3 倍に相当する増運賃を徴収されるだけでなく、大学及び他の学生に対し迷惑がかかりますので、不正は絶対に行わないようにしてください。

ア 使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入し使用したとき

イ 通学定期乗車券の券面に表示された事項を消し又は改変して使用したとき

ウ 使用資格がなくなってから使用したとき

エ 通用期間の開始前又は終了後に使用したとき

オ 学生証を携行していないとき

カ 区間の連続していない 2 枚以上の通学定期乗車券又は普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき

キ その他不正乗車の手段として使用したとき

※ 通学定期乗車券発行控の有効期間は、当該年度 1 年間限りですので、年度ごとに交付を受けてください。

(3) 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものでなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。

学割証は、実習・見学・帰省などで、片道 100km を超えて旅行する場合、普通乗車券に限って使用できます。

割引率は、JR・連絡社線とも全区間の2割引、有効期間は、発行日から3か月間です。

申込み及び交付

申込み及び交付は、六甲台第三学舎1階の学生コーナーに設置している「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

交付枚数

交付枚数は、1人年間（4月～翌年3月）15枚までとなっていますので、計画をたてて使用してください。（往復乗車券を購入する場合、学割証は1枚で済みます）

(4) 在学証明書・成績証明書

申込み及び交付は、六甲台第三学舎1階の学生コーナーに設置している「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

(5) 修了証明書

大学院を修了した場合は、学位記が授与されると同時に、就職先等に提出するための修了証明書を発行します。

(6) 国費外国人留学生証明書

旅券の有効期間延長、家族招請等に必要な国費外国人留学生証明書の交付を希望する場合は、教務係へ申し込んでください。

(7) 国費外国人留学生保証証明書

ビザ延長申請に必要な国費外国人留学生保証証明書の交付を希望する場合は、教務係へ申し込んでください。

授業料の納付について

授業料は年額を前期と後期に分け、それぞれ次の期間内に、口座振替により納付することになります。

前 期 4月1日～4月30日

後 期 10月1日～10月31日

授業料免除等について

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除される制度があります。

免除者の選考は、各期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、各研究科において掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

また、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難な場合も、免除を申請することができますので、該当者は、学生支援課（学生センター）に申し出てください。

なお、授業料を納期までに全額を納付することができないときは、徴収猶予等が許可されることがありますので、学生支援課（学生センター）で所定の手続により願い出てください。

奨学制度について

学業優秀であり経済的理由によって修学が困難である者に対する奨学制度があります。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構は、人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業とも優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の

援助を行う育英奨学事業機関です。

(2) 地方・民間等の育英奨学団体

上記、日本学生支援機構の奨学制度のほかに、地方公共団体や民間奨学財団等による奨学制度があります。

なお、詳細については「学生生活案内」の経済生活等の項を参照してください。

キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

電話 078-803-5258

六甲台キャンパスへの車両入構規制について

現在、六甲台キャンパスでは交通安全及び騒音防止等のために、許可者以外の車両（自動車）は入構禁止となっております。車両による入構を希望する者は、六甲台構内車両対策委員会の許可を受けなければなりません。手続きは、所定の時期（4月下旬頃）に申請書を教務係へ提出してください。ただし、申請は年1回限りで、許可基準により承認されない場合もあります。詳しくは、掲示により通知します。

また、課外活動等のための資材運搬等臨時に入構する必要がある場合は、入構する3日前までに教務係へ申し出てください。

なお、二輪車の入構は全面的に禁止されておりますので、最寄りの二輪車置場に駐輪してください。

教務係又は学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。

経済経営研究所図書館の利用案内について

開館時間 月～金 8:45～12:15, 13:00～17:00

休館日 土・日、国民の祝日、本学創立記念日（5月15日）、12月28日～1月4日、臨時休館日

●利用について

書庫内には……自由にお入りください。

カバンの持ち込みはご遠慮ください。

貸出は……当日貸出のみです。

カウンターで「当日貸出カード」にご記入ください。（学生証を預ります。）

経済経営研究所国連寄託図書館の利用案内について

国連寄託図書館 United Nations Depository Library

国連がその精神や活動状況を広く世界中の人々に知らせるために、関係資料を寄託、無料で公開する図書館です。世界で405ヶ所、日本では現在14ヶ所に設けられています。

国連の各専門機関も寄託図書館制度をとっており、当研究所はWTO（世界貿易機関）とIMO（国際海事機構）の寄託図書館でもあります。

開館時間 平日 8:45～12:15, 13:00～17:00

●利用について

貸出は……当日貸出のみです。

1階カウンターにて「当日貸出カード」にご記入ください。（学生証を預る。）

国際協力研究科学生学外交流活動報告書

この報告書は，本研究科院生の学外での活動状況を掌握し，研究科全体の動きとして生かしていくために収集するものである。（短期間のものも含む。）

学 籍 番 号		氏 名		指導教員	
期間又は月日	年 月 日～ 年 月 日				
場 所（行き先）					
名 称 等					
主 催 者 等					
活 動 内 容					
身 分	学生・研究員・研修員				
そ の 他					
広報掲載	可・不可 年 月 日				

就職に関する相談・情報収集について

(1) 神戸大学キャリアセンター TEL 078-803-5217

鶴甲第1キャンパスA棟の1階にあり、専門の職員が配置され、キャリアアドバイザーによる個別相談に応じています。また、全学ベースでの就職ガイダンスやセミナー及びインターンシップを企画・推進しています。また、求人票のファイル及び就職情報検索用のパソコン5台が設置されています。

利用時間帯は、月曜～金曜（祝日除く）の8：30～17：15です。

(2) 六甲台就職相談センター TEL 078-803-7202

アカデミア館の2階にあり、社会科学系すなわち法・経済・経営の学部生・大学院生及び大学院国際協力研究科の学生を対象に、就職とインターンシップを支援する業務を推進しています。個別相談には、社会科学系学部・大学院の同窓会である社団法人凌霜会会員が当たっており、利用時間帯は、月曜～金曜（祝日除く）の10：00～17：00、その主な業務は次の通りです。

- 学年を問わず学生からの個別相談に応じ、その後のフォローも行う。
- 就職やインターンシップに関する書籍・ファイルを整備し学生の閲覧に供する。
- パソコン3台、プリンター、コピー機が設置されており、学生が有効に利用できるよう指導する。
- 就職、インターンシップに関する最新情報の収集に努め、学生のために掲示ならびに資料配布を行う。（アカデミア館2階フロアで、掲示及び資料を配置しています）

六甲台就職相談センターHP：<http://www.kobe-u.com/ryoso/student/job/>

〔注〕インターンシップについて

学生が在学中に夏休みなどを利用し企業や官公庁に出向いて就業体験を積む制度のこと。この体験を通じて将来の進路に関する問題意識・目的意識が向上し以後の学生生活の充実を期するものです。六甲台就職情報センターでは、企業が学校窓口を通さずインターネットで直接募集するケースでの、学生からの相談に応じ参加のための支援をしています。募集のルートは他に、各学部教務係が窓口となるもの（官公庁関係）及び上記のキャリアセンターのものがあります。

(3) 神戸大学東京オフィス TEL 03-6269-9130

東京オフィスはJR有楽町駅前にあつてキャリアセンター東京分室を兼ね、首都圏における大学のプレゼンスの向上を目指し、卒業生のネットワークづくりや学生の就活支援を主務としています。

神戸大学大学院国際協力研究科院生協議会規約

最新改正 2016 年 6 月 16 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、神戸大学大学院国際協力研究科院生協議会（以下、「院生協議会」と記す）と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務局を以下に置く。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1 神戸大学大学院国際協力研究科（六甲台第 1 キャンパス第五学舎内）

(目的)

第 3 条 本会の活動は、「国際協力研究科学生間の連絡を密にし、研究環境の改善を図ること、及び大学に存在する様々な問題に対し、学生側の意見を反映させることを目的とする。

(活動内容)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 大学側に対する学生側の意見の集約と交渉
- (2) 各研究室の美化・清掃・リサイクルの推進
- (3) 研究室の移動、座席の移動の円滑化
- (4) その他、目的達成に必要な活動

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 院生協議会は、神戸大学大学院国際協力研究科学生をもって構成される。

(会費)

第 6 条 会員は、入学時に 300 円を会費として納入しなければならない。但し、非正規生（研究生、特別聴講学生等）はその限りではない。

- 2 会費の納入は入学年度のみとし、それ以降納入の義務はない。
- 3 納入された会費はいかなる事情があっても返還しない。
- 4 会費の徴収に関する事項は総会で決定するものとする。

(入会)

第 7 条 神戸大学大学院国際協力研究科への入学と同時に入会を了解したものとみなす。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 正規生として在籍する会員が課程を修了した場合。
- (2) 非正規生として在籍する会員が在籍期間を終了した場合。
- (3) 会員が退学等離籍をした場合。

第3章 役員

（役員の種別）

第9条 本会に、以下の役員を置く。

議長 1人

副議長 1人

会計 1人

執行委員 12人

留学生執行委員 4人

（役員の選任）

第10条 前条に定める役職のうち、議長、副議長、会計は博士課程後期課程1年次の学生から選出する。しかし、役員の選出は博士課程後期課程1年次の学生数に左右されることから、副議長の職に関してのみ空席を認めるものとする。

2 前条に定める役職のうち、議長、副議長、会計に対し他の学年より立候補がある場合、その限りではない。

3 議長、副議長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

4 他大学からの博士課程後期課程への編入学者は、内部進学者と同等に役員への選出を認められる。その場合、編入学者が入学し役員に選出されるまでの間、内部進学者から仮の役員を決定するものとする。

（役員の職務）

第11条 議長は、本会の代表として会務を総括し、大学側との交渉を行う。また、執行委員会の議長を務めるものとする。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長にあらかじめ指定された順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、院生協議会会員より納入された会費の管理を行う。

4 執行委員は、執行委員会に参加し、その他の役員の補佐を行う。

(1)執行委員は、博士課程前期課程の各学年より6人ずつ選任された計12人によって構成される。

(2)執行委員は、原則として各研究室の代表を兼ねるものとする。

5 留学生執行委員は、留学生会員の窓口として、主に連絡事項の徹底を図る役割を担い、情報の共有化を行うとともに、執行委員同様その他の役員の補佐を行う。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は後任の役員が選出され、引継ぎ作業完了後から1年間とする。

(1)引継ぎ時期は、博士課程後期課程の内部進学者が決定し、役員ないし仮の役員を選任後とする。

(2)現役員が再任を希望した場合、それを妨げない。

(3)執行委員の任期は、原則として、博士課程前期課程に入学した年の4月から翌々年3月までの2年間とする。

2 役員は、やむを得ない事情によりその職務を全うすることが困難となった場合、速やかに議長に連絡し、後任者を選出し議長の承認を得る義務を有する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、全会員をもって構成する。

（総会の機能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決し、総会の議決は、全ての議決に優先する。

（総会の開催）

第16条 定期総会は、第9条に定める役員のうち、議長、副議長、会計の選出後、4月以降前期学期中に開催する。

2 定期総会は、次の各号を審議し、承認する。

- (1)前年度の業務報告及び会計報告
- (2)新年度役員の報告
- (3)新年度の業務計画
- (4)その他重要事項

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)議長が必要と認めたとき
- (2)休学者を除く全会員の6分の1以上から会議の目的たる事項を示し、審議請求があったとき

（総会の招集）

第17条 総会は、議長が招集する。

2 議長は、前条3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条 総会の議長は、執行委員会の議長とする。

（総会の定足数）

第19条 総会は、休学者を除く会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の議決権）

第21条 会員は、総会において、各々一箇の議決権を有する。

（総会の委任参加等）

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状による出席、議決権を有する。

2 委任参加する会員は、受任者を指定しなければならない。指定がなされていない場合、議長は受任者として委任されたものとみなす。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については総会で承認された事項を記載した議事録を作成し、開示しなければならない。

第5章 執行委員会

（執行委員会の構成）

第24条 執行委員会は、第9条で定めた役員をもって構成する。

（執行委員会の機能）

第25条 執行委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の機能を有する。

- (1) 院生協議会の執行機関であり、且つ総会が開催されない場合における最終的な意思決定機関である。
- (2) 緊急を要する決定を必要とする場合、臨時総会の開催を待たずに議長の承認のもと、執行委員会で緊急事項に対して採決する権限を有する。しかし、その場合は当該事項の決定について開示しなければならない。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を決定する。

（執行委員会の招集等）

第26条 執行委員会は、議長が必要と認めるときに招集する。

（執行委員会の定足数等）

第27条 執行委員会には、第19条、第20条、第21条、及び第22条の規定を準用する。この場合において、これら規定中の「総会」は「執行委員会」、「会員」は「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計

（資産の構成）

第28条 本会の資産は、納入された会費によって構成される。

（経費の支弁）

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 院生協議会の活動のために役員及び会員が支払った交通費に関しては、公共交通機関に関してのみ支弁する。
- 3 必要経費として、議長の承認を受けた支出に関しては経費として支弁される。
- 4 支弁を受ける者は、会計に速やかに報告し、支弁を受けなければならない。
- 5 支弁に際して会計は、会計報告書にその記載の義務を有する。

（資産の処分）

第30条 本会の資産で前条に定めるもの以外の資産を処分する場合には、総会における議決を要する。

(監査)

第31条 会計監査は、新役員への引継ぎの時に実施され、会計が説明責任を負うものとする。

第32条 本会の事業報告及び決算は、議長が事業報告書、会計が収支決算書を作成し、毎会計年度終了後に後任の役員へ引継ぎ、新年度の総会で報告しなければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、後任の役員決定後、引継ぎ作業完了後とし、毎年〇月〇日に始まり、△年△日に終わったことを会計報告書に記さなければならない。

第7章 規約の変更及び改正

(規約の変更)

第34条 この規約の変更及び改正は、総会における議決を要する。

附則1 この規約は2016年9月1日から施行する。

神戸大学大学院国際協力研究会会則

平成 12 年 4 月 24 日制定

第 1 条（名称）

本会は神戸大学大学院国際協力研究会と称する。

第 2 条（目的）

本会は大学院国際協力研究科学生の学術研究の奨励、及びその成果の発表を目的とする。

第 3 条（会員）

本会は、次に定める会員をもって組織する。

- (1) 本学国際協力研究科に在籍する大学院生
- (2) 本学国際協力研究科に在籍する研究生
- (3) その他、本会の編集委員会において、会員として適当であると認められた者。

第 4 条（会費）

会員は会の運営に必要な会費を納めなければならない。

第 5 条（研究雑誌の発行）

本会は、第 2 条の目的を達成するために、研究雑誌『六甲台論集－国際協力研究編』（以下、論集とする）を毎年度 1 回以上発行する。

第 6 条（論集の執筆）

第 3 条において定められた本会の会員は本会の発行する論集に投稿することができ、且つ、その配布を受ける。

第 7 条（論集への掲載手続き）

- (1) 論集に掲載する論文は、本会の定めた手続きに基づき、本規約第 3 条に該当する者よりこれを公募する。
- (2) 前項の論文は、本学国際協力研究科の教員の意見を聞き、適当と認められたものを掲載する。

第 8 条（編集委員会）

- (1) 本会は会員から編集委員会を選出する。
編集委員会は、研究会会長 1 名、同副会長 若干名、その他 若干名の編集委員から構成される。
- (2) 編集委員会は前項の編集委員をもって構成し、本会の運営、論集の編集、会計管理にあたる。
- (3) 編集委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 9 条（総会の開催及び成立）

第 8 条に定める編集委員会は総会を年 1 回開催する。必要がある場合、随時開催する。総会は、委任状を提出した会員を含めた会員総数の過半数の出席をもって成立する。

第 10 条（総会決定事項）

次に定める各項のいずれかに該当する事項は、総会に付さなければならない。

- (1) 活動報告及び会計報告
- (2) 編集委員会の改選
- (3) 本規約の改正
- (4) その他、本会の組織、運営に関わる重要事項

第 11 条（決議方法）

総会の決議は、出席会員の過半数による。総会に出席しない会員は、書面により他の出席会員にその議決権を委任することができる。

第 12 条（収入）

本会の運営費は、会費及び寄附金、その他をもってする。

第 13 条（会計）

- (1) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- (2) 編集委員会は、総会で会計報告をしなければならない。

第 14 条（顧問）

本会は、本学国際協力研究科の教員全員に顧問を委嘱し、助言を受けることができる。

第 15 条（事務）

本会に関する事務は、本学国際協力研究科内に置く。

第 16 条（規約改正）

本規約の改正は、編集委員会の発議により総会において行い、会員総数の過半数の賛成をもってする。

神戸大学大学院国際協力研究科

大 学 院 生 研 究 室 一 覧

室 名	内線番号	ダイヤルイン番号
五学301	7132	803-7132
五学302	7133	803-7133
五学303	7134	803-7134
五学305	7135	803-7135
五学306	7136	803-7136
五学307	7137	803-7137
五学308	7138	803-7138
五学309	7139	803-7139
フロンティア館502	7162	803-7162

六甲台情報処理室利用規程

2008年 5月19日
六甲台電算機合同委員会決定

（利用目的）

- 1 六甲台情報処理教室・演習室・電算機室（以下「情報処理室」という。）は、神戸大学のキャンパスの分散化に鑑み、全学の学生・教官の教育・研究、特に、
 - (1) 法・経済・経営三学部の学生の情報処理教育
 - (2) 法学・経済学・経営学・国際協力研究科の大学院生・研究生の情報処理教育、
および
 - (3) 法・経済・経営・国際協力研究科教官の研究を効率的に促進する目的で、六甲台に設置する。

（利用計画）

- 2 情報処理室の利用は、六甲台電算機合同委員会が学期ごとに決定する利用計画表に従うものとする。利用計画表の決定に当たっては、法・経済・経営・国際協力研究科の学生・大学院生のための情報処理教育とそれに関連する学生の自主的な訓練のための利用が優先されることを原則とする。

（自由演習時間の利用）

- 3 利用者は、授業時間の他定められた自由演習時間において情報処理室を利用することができる。

（利用目的外の利用の禁止）

- 4 利用目的以外の情報処理室の利用を禁ずる。

（情報処理教室内での飲食・喫煙の禁止）

- 5 情報処理室内への飲食物の持ち込み、および情報処理室内での喫煙を禁ずる。

（不正利用の禁止）

- 6 利用者は、情報処理室に備え付けられているソフトウェアを不正に複製または不正に持ち出し、またはその他の方法で不正に使用してはならない。利用者は、情報処理室に備え付けの機器、マニュアルその他の備品類を室外に持ち出してはならない。

（不正利用者の責任）

- 7 利用者は、ソフトウェアを不正に使用し、または備品類を持ち出した結果として生ずる損害を賠償する義務を負う。これによって利用権者が第三者に対してソフトウェア利用許諾契約上その他の事由により損害を賠償する義務を負う場合には、上記の利用者は、利用権者に代わってその義務を履行しなければならない。

（その他利用上の注意）

- 8 利用者は、利用に当たって授業担当教官および情報処理室職員の指導に従わなければならない。その他、本利用規程に定めていない事項については、六甲台電算機合同委員会の指示に従わなければならない。

（利用資格の制限）

- 9 情報処理室運用委員会は、利用者が、4，5，6，8に違反する行為を行った場合には、利用者に対する許可を取り消すこと、または利用を制限ないし禁止することがある。

神戸大学六甲台第5学舎情報処理室利用規程

(目 的)

第1条 神戸大学六甲台第5学舎情報処理室(408, 409, 411 室。以下「情報処理室」と総称する。)は、主として六甲台第一団地に位置する各部局の、情報処理機器を使用しての教育研究のために供されることを目的とする。

(利用資格)

第2条 情報処理室を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、原則として六甲台第一団地の各部局に所属する学生、研究生及び教員とする。

(利用計画)

第3条 情報処理室の各室利用計画は、国際協力研究科学生・研究生の教育研究が優先されることを原則として、国際協力研究科情報処理委員会(以下「委員会」という。)が決定する。

(利用時間)

第4条 利用者は授業時間のほか、委員会が定めた自由演習時間において情報処理室を利用することができる。

2 授業時間と自由演習時間のほか(以下「時間外」という。)は、委員会が許可した者のみ利用可能とする。

(利用者の認証)

第5条 情報処理室を利用する学生・研究生は、学生証を携帯し、請求があればそれを提示しなければならない。

2 利用者は、学術情報基盤センター発行のIDを予め取得し、本人のIDを使って各種認証を行わなければならない。

(端末の持込)

第6条 利用者は、委員会の定める区画において、端末(ネットワークに接続可能な機器をいう。)を持ち込み、これをネットワークに接続することができる。ただし、持込端末には、ウィルス対策ソフトのインストール等、セキュリティ上必要とされる対策が施されていないなければならない。

(禁止事項)

第7条 次のことを禁止する。

- (1) 情報処理室内での飲食及び喫煙。
- (2) 委員会が許可した場合以外の、備え付け記憶装置への書き込み。
- (3) 情報処理室に備え付けられているハードウェアの持ち出し、ソフトウェアの複写等の不正利用。

(不正利用者の責任)

第8条 利用者は、ハードウェア及びソフトウェアの不正な利用の結果生ずる損害を賠償する義務を負う。利用者の行為の結果、使用許諾契約を結んだ者など(以下「契約当事者等」という。)が第三者に対して賠償義務を負うことになった場合には、当該利用者は、契約当事者等に代ってその義務を履行しなければならない。

(利用資格の制限)

第9条 委員会は、利用者がこの規程に違反する行為を行った場合には、当該利用者の利用を制限あるいは禁止することができる。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報処理室の利用に関し必要な事項は、委員会が指示する。

附 則

この規程は、平成9年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月2日から施行する。

神戸大学大学院国際協力研究科共同資料室利用要項

2007年6月27日 運営委員会制定
2013年6月26日 運営委員会改正
2013年7月12日 運営委員会改正

1. 共同資料室及び世界銀行情報コーナーを利用できる者は、本学の教員（非常勤講師を含む）、院生及び本研究科にて開講される授業に登録している学生とする。
2. 共同資料室を利用しようとするときは、身分証明書等を提出する。
3. 共同資料室の文献・資料の貸出しは行わない。ただし、一部の文献・資料を除き、複写及びCD-ROM等の利用の目的での帯出を願い出るものに、帯出票に所定の事項を記入のうえで、当日中かつ学内に限っての一時帯出を許可するほか、指定された教科書類については、帯出票に所定の事項を記入のうえで、二ヶ月間の貸出を行うことができる。貸出については、他の利用者の予約がない限り、貸出期間を延長できる。
4. 共同資料室には筆記用具、ノートパソコン、タブレット端末または電子辞書等以外の持ち込みを禁止する。
5. 共同資料室の開室時間は、毎日10時30分から11時45分まで、12時45分から17時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始の休日、その他共同資料室の管理運営上で必要のとき、閉室とする。
6. この要項に違反した者は、共同資料室の利用を停止又は禁止する。共同資料室の文献・資料又は備品・施設を紛失若しくは破損した者は、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この要項は、2007年（平成19年）6月27日から施行する。

附 則

この要項は、2013年（平成25年）6月26日から施行する。

附 則

この要項は、2013年（平成25年）7月12日から施行する。

一般社団法人凌霜会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人凌霜会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、会員相互の研修を行い、親睦を図るとともに、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」という。）経済学部、経営学部、法学部及び大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、国際協力研究科並びに経済経営研究所における教育及び研究の助成振興を図り、もって学術、教育、文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備と維持管理
- (2) 会員相互の連絡及び研修
- (3) 会報及び電子会報の発行
- (4) 経済、経営、法律に関する調査研究及び奨励に対する助成
- (5) 経済、経営、法律に関する知識の普及向上のための講習会及び研究会の開催に対する助成
- (6) 神戸大学の教育施設の整備拡充に対する助成
- (7) 前各号に定めるほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員の4種とする。

(正会員)

第7条 正会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 神戸大学の前身たる元神戸高等商業学校の卒業者
- (2) 神戸大学の前身たる元神戸商業大学、同附属商学専門部の卒業者
- (3) 神戸大学の前身たる元神戸経済大学、同第二学部、同附属経営学専門部及び同経営計録講習所第一本科の卒業者
- (4) 神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の卒業者
- (5) 神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の修了者
- (6) 前各号の諸学校に在学した者

(準会員)

第8条 準会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の在学生並びに神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の在学生

(特別会員)

第9条 特別会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 元神戸高等商業学校の教職にあった者
- (2) 元神戸商業大学、予科、同附属商学専門部の教職にあった者
- (3) 元神戸経済大学、予科、同附属経営学専門部の教職にあった者
- (4) 神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の教職にある者及び教職にあった者
- (5) 神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の教職にある者及び教職にあった者
- (6) 神戸大学経済経営研究所の前身たる商業研究所及び経営機械科研究所の研究職員であった者
- (7) 神戸大学経済経営研究所の研究職員及び研究職員であった者
- (8) 前各号の諸学校及び研究所において、前各号以外の教職員及び教職員であった者
- (9) 神戸大学社会科学系学部等事務部の部長の職にある者

(名誉会員)

第10条 名誉会員は、理事会の推薦により、総会において承認された者である。

(入 会)

第11条 正会員、準会員及び特別会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第12条 正会員及び準会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

名誉会員及び特別会員は、会費の支払い義務を負わない。

(任意退会)

第13条 正会員、準会員及び特別会員は理事会において定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第14条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第15条 会員が、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第12条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) すべての社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

2 前項第1号により資格を喪失した会員が、入会申込書を提出し、会費を納入したときは、会員の資格を回復する。

(第16条以下、表記略)

六甲台地区 六甲台第1キャンパス 六甲台第2キャンパス 鶴甲第1キャンパス 鶴甲第2キャンパス

交通案内

人間発達環境学研究所
発達科学部

法学研究科・法学部・附属図書館・経済経営研究所
国際協力研究科
経済学研究科
経営学研究科
経営学部
学生舎
◎神大発達科学部前
◎神大国際文化学部前
◎神大本部工学部前
◎神大文・理・農学部前

至六甲ケーブル下
◎国際文化学研究所
◎国際文化学部
◎大学教育推進機構

◎神大発達科学部前
市バス◎
神大発達科学部前

運動場
テニスコート
部室棟

鶴甲第2キャンパス

市バス◎
神大発達科学部前

運動場
テニスコート
部室棟

六甲台第1キャンパス

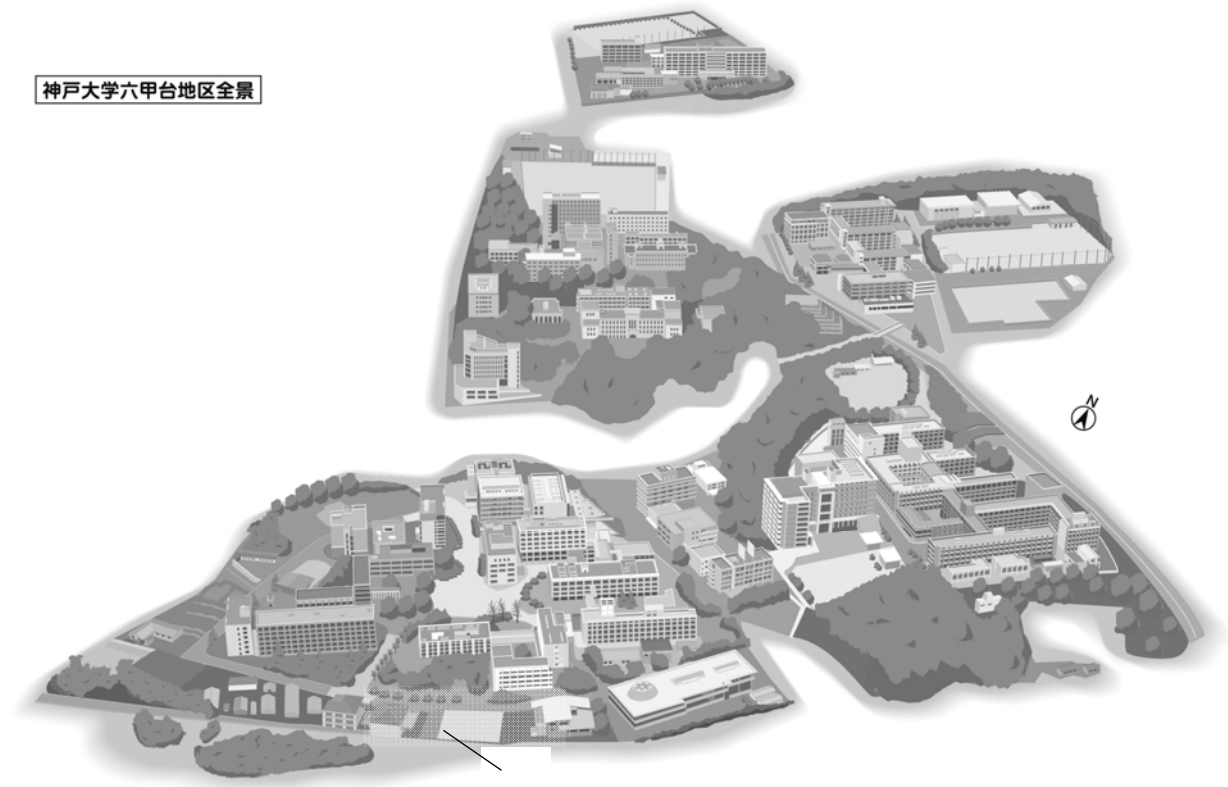
市バス◎
神大国際文化学部前

運動場
テニスコート

六甲台第2キャンパス

(注) ◎は、神戸市バス16系統六甲ケーブル下行
◎は、36系統鶴甲団地行

神戸大学六甲台地区全景

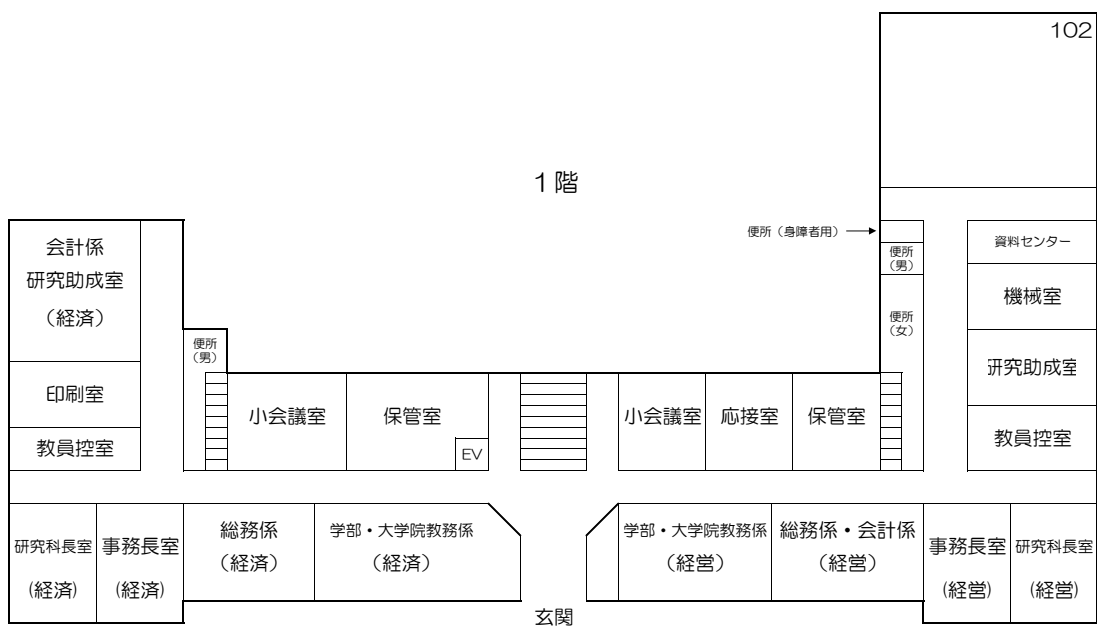
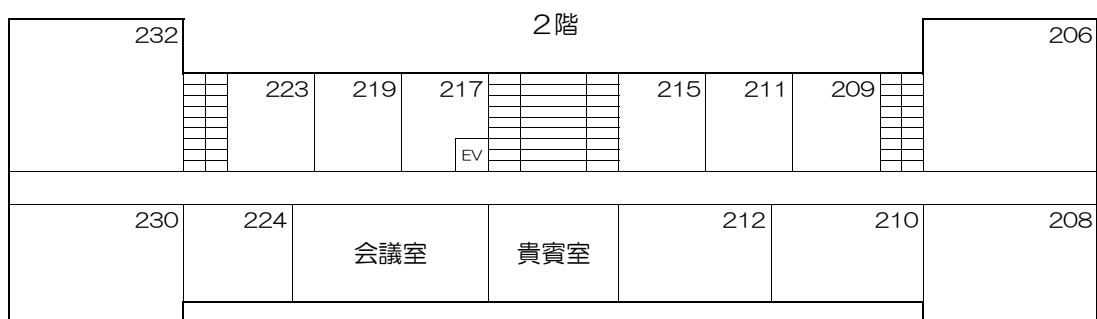
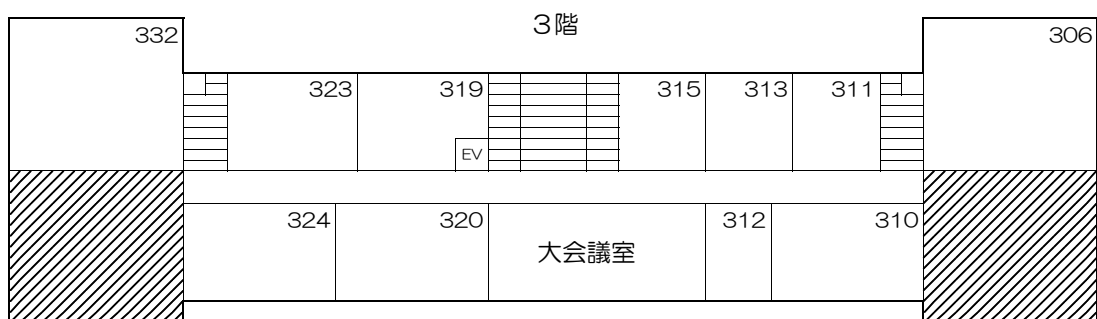


- ① 本部(事務局,保健管理センター)〈昭.48〉
- ② 特高受電所〈昭.47,平.5〉
- ③ 六甲台本館(経済学研究科・経済学部,経営学研究科・経営学部)〈昭.7,63〉
- ④ 六甲台第二学舎(法学研究科・法学部)〈昭.40,41,平.7〉
- ⑤ 六甲台第三学舎〈昭.51,平.6〉
- ⑥ 六甲台第五学舎(国際協力研究科)〈平.8,10〉
- ⑦ 社会科学系図書館〈昭.8,34,46,56〉
- ⑧ 経済経営研究所(兼松記念館)〈昭.9〉
- ⑨ 経済経営研究所新館,経済経営研究所図書館,機械計算室〈昭.42,47〉
- ⑩ 六甲台第四学舎・企業資料総合センター〈昭.59〉
- ⑪ 第二研究室〈昭.29,30,平.20〉
- ⑫ 出光佐三記念六甲台講堂〈昭.10〉
- ⑬ 社会科学系アカデミア館(放送大学兵庫学習センター)〈平.14〉
- ⑭ 社会科学系フロンティア館〈平.16〉
- ⑮ 三木記念同窓会館〈昭.49〉
- ⑯ 法科大学院自習棟〈昭.35,52〉
- ⑰ ラクール(模擬法廷棟)〈平.24〉
- ⑱ 武道場〈昭.10〉
- ⑲ 弓道場〈昭.38,56〉
- ⑳ 人間発達環境学研究科・発達科学部実習観察園,管理棟〈昭.60〉
- ㉑ 課外活動第一共用施設〈昭.56〉
- ㉒ 課外活動第二共用施設〈平.14〉
- ㉓ 課外活動第三共用施設〈平.7〉
- ㉔ 人文学研究科・文学部学舎〈昭.39,平.20〉
- ㉕ 人文学研究科棟,人文科学図書館〈昭.56,平.20〉
- ㉖ 自然科学総合研究棟1号館(自然科学系先端融合研究環)〈昭.58〉
- ㉗ 自然科学総合研究棟2号館〈平.13〉
- ㉘ 連携創造本部〈平.8〉
- ㉙ 理学研究科・理学部学舎〈昭.39,40,42,49,50,51,平.16〉
- ㉚ 研究基盤センター(極低温部門)〈昭.42,43,55,62〉
- ㉛ 研究基盤センター(アイントープ部門)〈平.12〉
- ㉜ 共同実験室〈昭.39〉
- ㉝ 農学研究科・農学部学舎〈昭.42,54,平.20〉
- ㉞ 農学研究科・農学部温室〈平.20〉
- ㉟ 農学研究科・農学部機械工場〈昭.42〉
- ㊱ 農学研究科・農学部畜産加工工場〈昭.42〉
- ㊲ 農学研究科・農学部動物飼育舎〈昭.42〉
- ㊳ 農学研究科・農学部硝子網室等〈昭.42〉
- ㊴ 工学研究科・工学部学舎〈昭.36,37,38,41,43,44,45,53,平.1,3〉
- ㊵ システム情報学研究科・工学部(情報知能工学科)学舎〈昭.48,55〉
- ㊶ 工学研究科・工学部環境防災実験室棟,構造実験室〈昭.53〉
- ㊷ 工学研究科・工学部音響実験室棟,音響心理実験室棟〈昭.37,53〉
- ㊸ 先端膜工学研究拠点〈平.26〉
- ㊹ 工学研究科・工学部産学連携実験室〈昭.37〉
- ㊺ 工学会館〈昭.43〉
- ㊻ 工学研究科・工学部食堂〈昭.48,平.18〉
- ㊼ 研究基盤センター(機器分析部門)〈平.8〉
- ㊽ 情報基盤センター(分館)〈昭.39,43,46,47,54〉
- ㊾ 情報基盤センター(本館)〈昭.58〉
- ㊿ 都市安全研究センター〈昭.47,54〉
- ① 自然科学系図書館〈昭.59〉
- ② 六甲台南食堂(ランズボックス)〈昭.60〉
- ③ 環境保全推進センター〈昭.51,62〉
- ④ 瀧川記念学術交流会館〈平.3〉
- ⑤ 遺伝子実験センター,バイオシグナル研究センター〈平.4,6〉
- ⑥ 眺望館〈平.6〉
- ⑦ 神戸大学百年記念館(神大会館),留学生センター,大学文書史料室〈平.12〉
- ⑧ 山口藩子記念館〈平.12〉
- ⑨ 自然科学総合研究棟3号館〈平.13,14〉
- ⑩ 自然科学総合研究棟4号館〈平.22〉
- ⑪ ライフサイエンスラボラトリー〈昭.63〉
- ⑫ 総合・国際文化学図書館,キャリアセンター〈昭.39,40,47,54,平.20〉
- ⑬ 学生センター〈昭.38,41,50〉
- ⑭ 大学教育推進機構(国際教養教育院)実験棟〈昭.38〉
- ⑮ 大学教育推進機構(国際コミュニケーションセンター)〈昭.41,44,50,62〉
- ⑯ 国際文化学研究科・国際文化学部学舎〈昭.54〉
- ⑰ 大学教育推進機構(国際教養教育院)大・中講義棟〈昭.38,39〉
- ⑱ 大学教育推進機構(国際教養教育院)講義棟〈平.8〉
- ⑲ 大学教育推進機構(国際教養教育院)化学実験室〈昭.38〉
- ㉑ 第一体育館〈昭.43〉
- ㉒ 第二体育館〈昭.39〉
- ㉓ 武道場〈昭.46〉
- ㉔ 課外活動施設(音楽練習室)〈昭.48〉
- ㉕ 屋外運動場附属施設〈昭.58〉
- ㉖ 課外活動施設(高井記念学生スポーツ会館)〈平.8〉
- ㉗ 課外活動施設(トレーニング室)〈平.16〉
- ㉘ 学生会館〈昭.41〉
- ㉙ 人間発達環境学研究科・発達科学部学舎,人間科学図書館,発達支援インスティテュート〈昭.43,52,平.20〉
- ㉚ 人間発達環境学研究科・発達科学部学舎〈昭.43,57,平.6〉
- ㉛ 人間発達環境学研究科・発達科学部食堂〈昭.43〉
- ㉜ 人間発達環境学研究科・発達科学部体育館〈昭.43〉
- ㉝ 門衛所〈昭.43〉

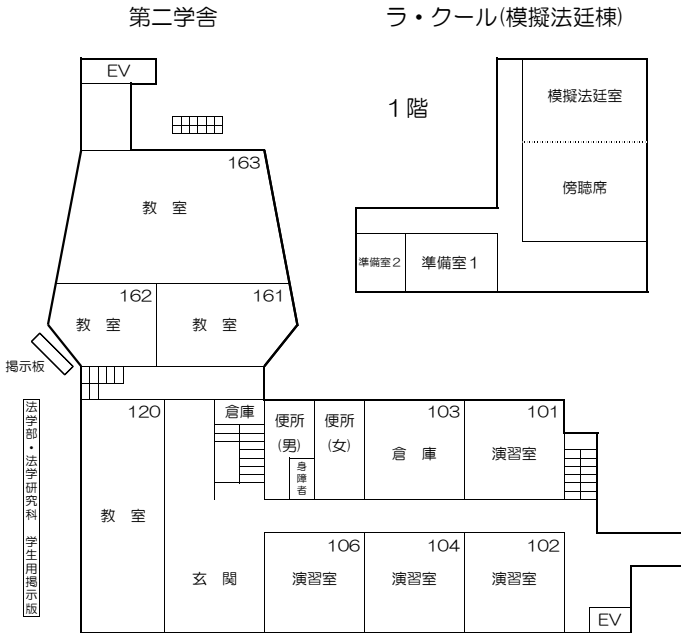
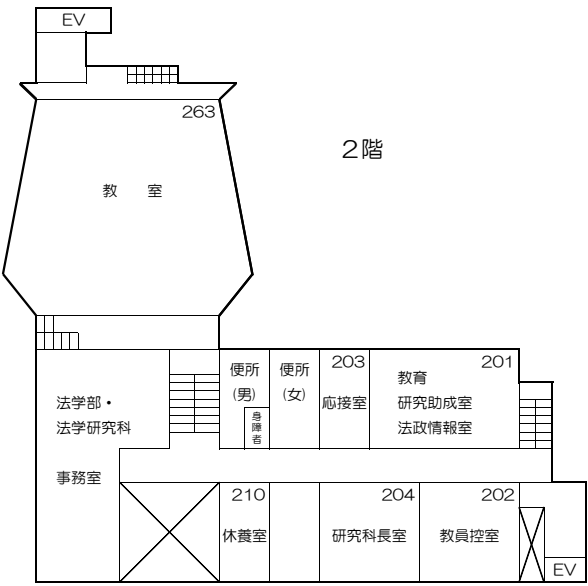
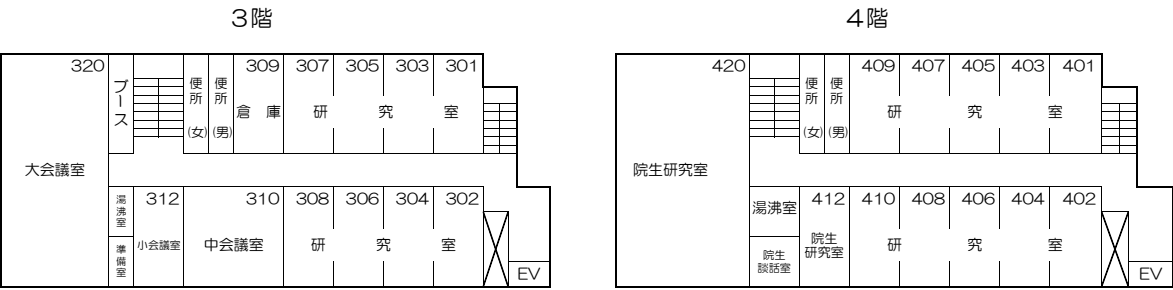
(注) 〈 〉内は,建築年を示す。

六甲台第1キャンパス 学舎平面図

第一学舎（本館） 平面図



第二学舎(法学部)，ラ・クール(模擬法廷棟) 平面図



第三学舎 平面図

研究室					研	究	室		便所 (男)				便所 (女)	研	究	室
									EV							
					研	究	室									

5階

研究室					研	究	室		便所 (女)				便所 (男)	研	究	室
									EV							
					研	究	室									

4階

329 院生研究室 (経営)		323	321 院生研究室 (経営)	院生研究室 (経済)		便所 (男)			便所 (女)	307 院生研究室 (経営)	303
						EV					
											306 大学院共同研究室 (経営)
院 生 研 究 室 (経済)											

3階

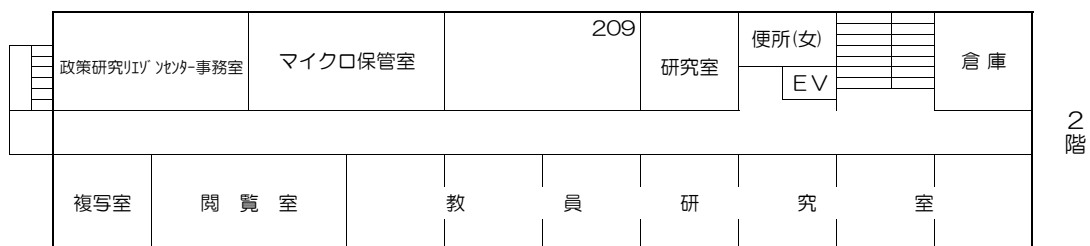
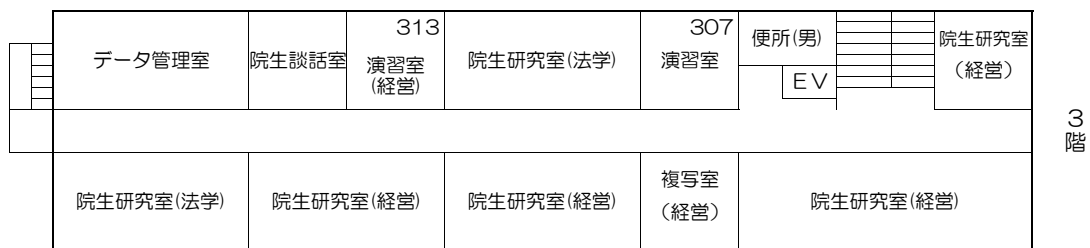
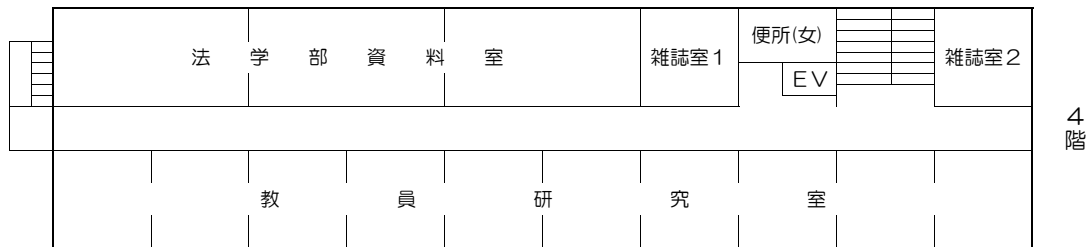
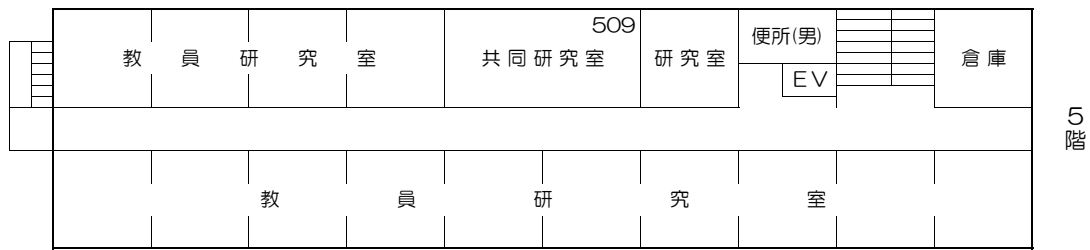
229 演習室		221 電 算 機 室 (西)	217 電 算 機 室 (東)	便所 (女) EV		便所 (男)	207 演習室	203 演習室
230 共同研究室 (経済)	エヌティティデータアイティールーム NTT DATA IT ROOM (情報処理教室)			226 情報処理管理室		210 演習室	206 情報処理演習室 (大学院)	

2階

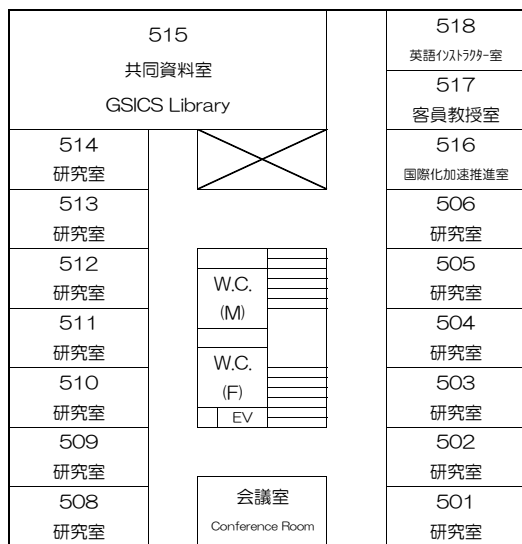
				便所 (男)		便所 (身障者 用)	給湯室	便所(女)
				EV				
中会議室（経済）		学生コーナー 証明書 自動発行機				中会議室 （経営）		

1階

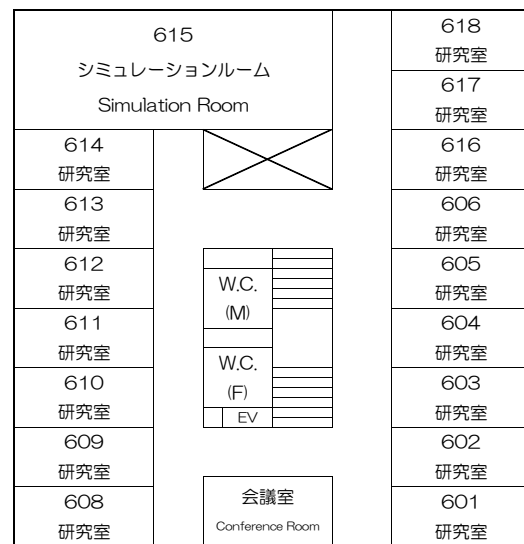
第四学舎 平面図



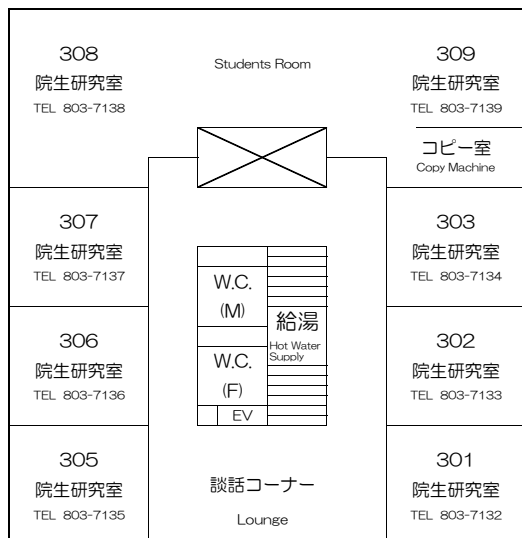
第五学舎（国際協力研究科） 平面図



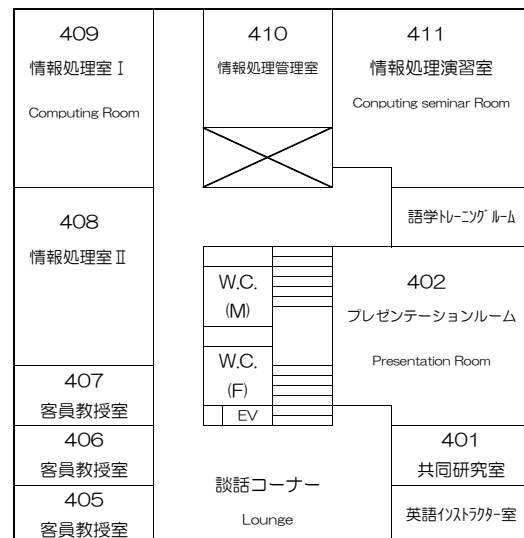
5階



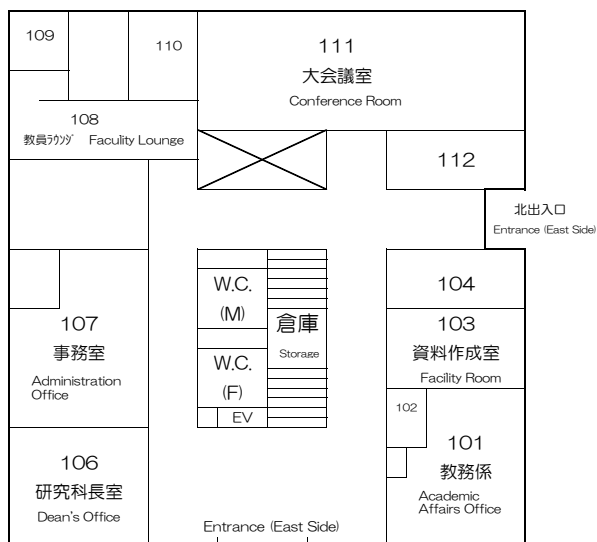
6階



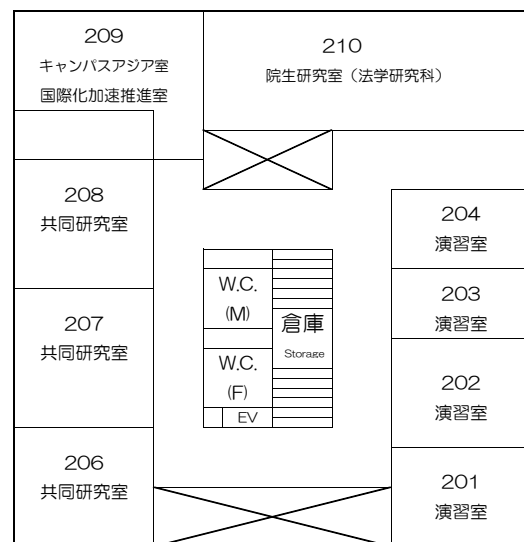
3階



4階

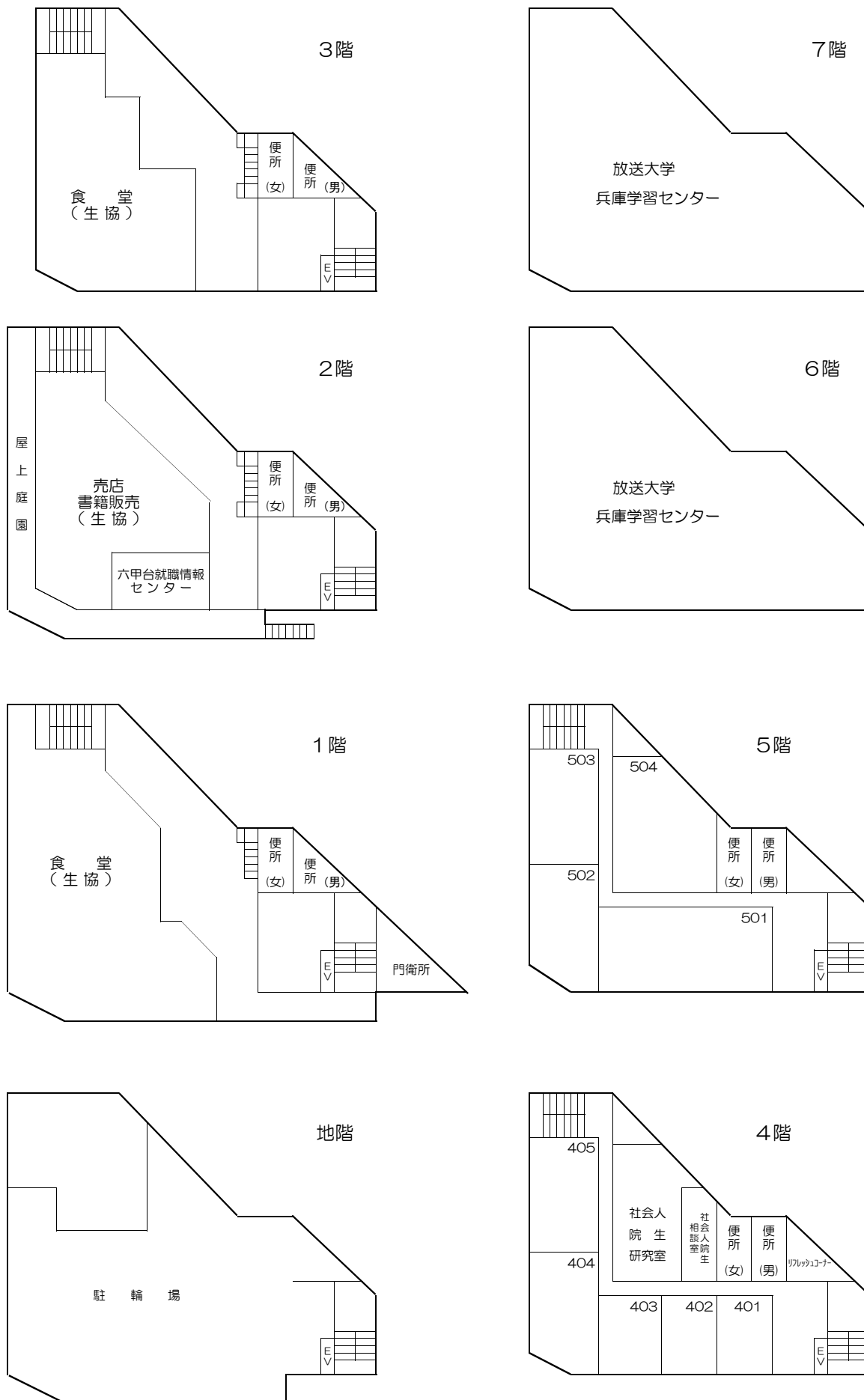


1階



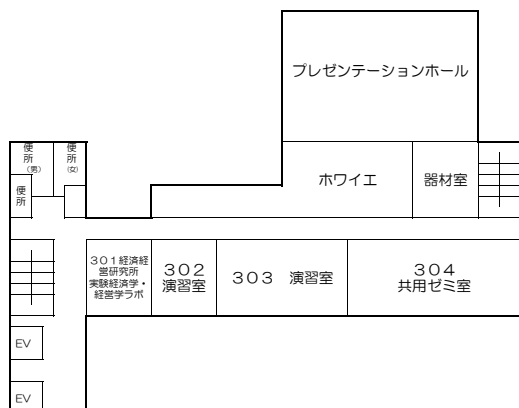
2階

アカデミア館 平面図

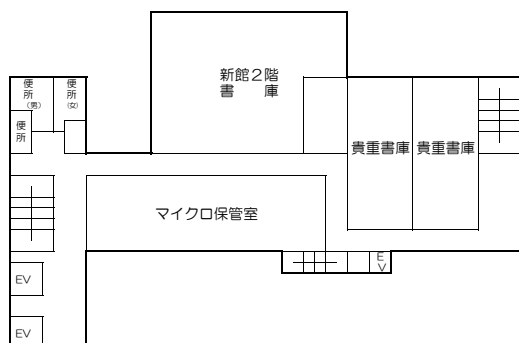


フロンティア館 平面図

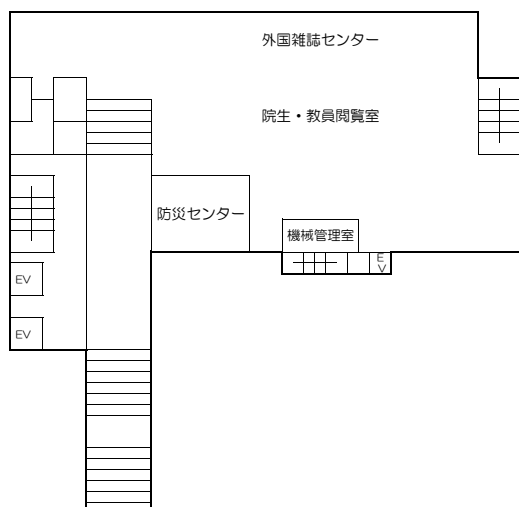
3階



2階



1階



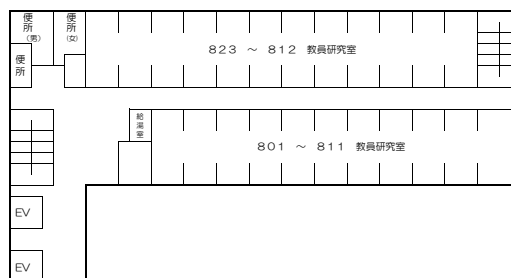
B1階

書庫（製本雑誌書庫・周密） 平面図省略

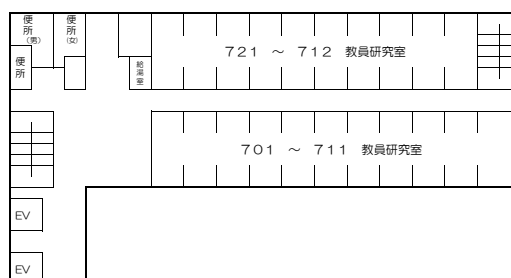
B2階

書庫（保存書庫） 平面図省略

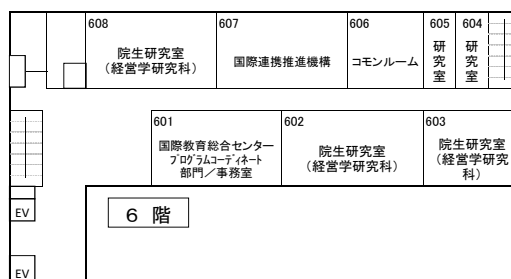
8階



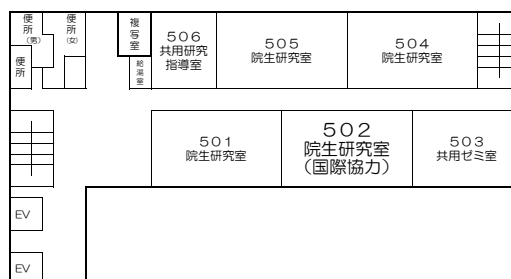
7階



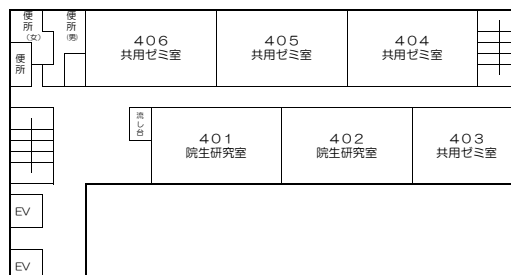
6階



5階



4階



工学部・都市安全研究センター 建物配置図



学 生 便 覧

(2 0 1 8 年 4 月 発 行)

発行者 神戸大学大学院国際協力研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

TEL (078) 803-7267 (ダイヤルイン)

FAX (078) 803-7297

E-mail gsics-kyomu@office.kobe-u.ac.jp